

刑法各論 目次

第二編 罪

第一章 皇室に対する罪

第一節 危害罪

第一項 客体

第二項 犯罪行為

第三項 意思

第二節 不敬罪

第一項 客体

第二項 行為

第三項 犯意

第四項 処罰

第二章 内乱及外乱

第一節 緒論

大正
2. 3. 12 三 = = =
講求

八八八八七

第二節 行為

第三節 犯意

第四節 処分

第三章 外患ニ于スル罪

第一節 抗敵罪

第一項 外國ヲテ帝國ニ戰端ヲ開カシムル罪(百四三ノリ)

第二項 抗敵罪

第三項 犯罪ノ主体能力

第二節 内應罪(内援罪)

第一項 八三條、八三條、八四條ノ罪

第二項 八五條ノ罪

第三項 八六條ノ罪

第四項 備考規定(八七、八八、八九)

第四章 外交ニ于スル罪

第一節 友邦ノ君主、大統領、又使節ニ對スル侮辱罪

九

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

一〇

第二節 外國ニ對シテ戰端ヲ開カシムル目的ヲ以テ予備又隱謀ヲナス罪

第三節 中立違反ノ場合

第五章 公務執行ヲ妨害スル罪

第一節 在職ノ執行妨害罪

第二節 封印破棄ノ罪

第六章 逃走ノ罪

第一節 被拘禁者自ラ逃走ノ罪

第二節 單純ナル逃走罪(九七)

第三節 復雜ナル逃走罪(九八)

第四節 第三者ヲ拘禁者ヲ逃走セシムル罪

第五節 法令ニヨリ拘禁セラレタルモノヲ奪取スル罪

第六節 逃走ヲ幫助シテ容易ナラシムル罪

第七節 身分ニ干スル罪

第七章 犯人藏匿及ヒ証憑湮滅ノ罪

第一節 犯人藏匿ノ罪

三〇

二

第一項 犯罪ノ客体

第二項 犯罪ノ行為

第三項 犯罪ノ意思

第二節 証憑湮滅ノ罪

第一項 犯罪ノ目的

第二項 犯罪ノ行為

第三項 犯罪ノ意思

第八章 騷擾ノ罪

第一節 犯罪ノ行為

第二節 処分

第三節 騷擾トナラサル場合ノ処分

第九章 放火及口失火ノ罪

第一節 放火失火ノ罪

第一項 放火ノ罪

三〇

三一

三二

三三

三四

三五

三六

三七

三八

三九

四〇

四一

四二

第二項 失火罪(二六)

第二節 準放火、準失火、

第三節 瓦斯、電気、又ハ蒸気ヲ流出漏出シ又ハ遮断シテ危険ヲ生

セシメタル罪

第十章 溢水及水利ニ于ル罪

第一節 溢水罪

第二節 水利妨害罪

第十一章 往來ヲ妨害スル罪

第一節 所謂往來ヲ妨害スル罪

第一項 陸路水路又ハ橋梁ノ往來ヲ妨害スル罪

第二項 汽車電車又ハ船舶ノ往來ヲ妨害スル罪

第二節 汽車電車又ハ船舶ノ転覆又ハ破砕ノ罪

第十二章 住居ヲ侵スル罪

第一節 犯罪ノ構成要素

第十三章 秘密ヲ侵スル罪

四四

四五

四六

四七

四八

四九

五〇

五一

五二

五三

五四

五五

五六

第一節	信書ノ秘密ヲ犯ス罪	五三
第二節	秘密漏泄ノ罪	五六
第十四章	阿片煙ヲスル罪	六〇
第一節	阿片ノ器具ノ輸入、製造、販賣、所持、	六〇
第二節	税関官吏ニ于テスル罪、	六〇
第三節	吸食罪	六一
第十五章	飲料水ニ于テスル罪	六一
第一節	淨水汚穢ノ罪	六一
第二節	健康障礙ノ罪	六二
第三節	破壞壅塞ノ罪	六二
第十六章	通貨偽造ノ罪	六三
第一節	通貨ヲ偽造變造スル罪	六三
第一項	目的物	六三
第二項	犯罪ノ行爲	六四
第十七章	行使、交付、輸入、収得スル罪	六六

第十七章	文書偽造罪	七〇
第一節	本罪ノ要件	七〇
第一項	目的物	七〇
第二項	犯罪ノ行爲	七三
第二節	公文書偽造變造ニ準セシ特別ノ犯罪、	七七
第一項	虚偽ノ文書作成ノ罪	七七
第二項	身分ニ于テモル公文書	七八
第三節	電信文ノ偽造	八三
第十八章	有價証券偽造ノ罪、	八六
第十九章	印章偽造ノ罪	八七
第一節	印章署名ヲ偽造スル罪	八七
第二節	印章署名ヲ不正ニ使用スル罪	九〇
第二十章	偽証ノ罪	九〇
第二十一章	誣告ノ罪	九三
第二十二章	猥褻、姦淫、及重婚ノ罪	九五

第一節 猥褻罪

第一項 公然猥褻ノ行為ヲナシル罪

第二項 猥褻ノ文書圖画ヲ頒布又ハ販賣スル罪

第三項 他人ヲ誘テ猥褻ノ行為ヲナシル罪

第二節 文淫罪

第一項 強姦罪

第二項 有夫文罪

第三項 婦女ヲ誘拐シテ文淫セシメタル罪

第三節 重婚罪

第二十三章 賭博及富籤ニ于スル罪

第一節 賭博ニ于スル罪

第二節 賭博場開帳及シ博徒結合團利罪

第三節 富籤ニ于スル罪

第二十四章 禮拜堂及墳墓ニ于スル罪

第一節 神祠、伊堂、墓所、其他禮拜所ニ對スル不敬罪

九五

九六

九七

一〇〇

一〇〇

一〇二

一〇六

一〇九

一一一

一一一

一一一

一一六

一一八

一二二

一二二

第二節 說教、禮拜、又ハ葬式ヲ妨害スル罪

第三節 墳墓斃壞ノ罪

第四節 棺内、モ、ヲ損壞、遺棄、領得スル罪

第二十五章 瀆職ノ罪

第二十六章 殺人ノ罪

第二十七章 傷害ノ罪

第二十八章 過失傷害ノ罪

第二十九章 墮胎ノ罪

第三十章 遺棄ノ罪

第三十一章 逮捕及シ監禁ノ罪

第三十二章 脅迫ノ罪

第三十三章 客取及誘拐ノ罪

第三十四章 名譽ニ對スル罪

第三十五章 信用及業務ニ對スル罪

第三十六章 竊盜及強盜罪

一二三

一二三

一二四

一二五

一二九

一三五

一四〇

一四一

一四四

一四五

一四六

一四八

一五〇

一六一

一六二

第三十七章	詐欺及恐喝ノ罪	一八六
第三十八章	横領ノ罪	二〇二
第三十九章	贓物ニ于スル罪	二〇四
第四十章	毀棄及隱匿ノ罪	二〇五

刑法各論目次畢

刑法各論

明治四十三年度、京市大講義
(以謄寫版換筆寫)

第二編 罪

旧刑法ハ罪ヲ三編ニ分ケ而シテ第四編ニ違警罪ヲ規定ス、然レ共新刑法ニアリテハ違警罪ハ警察犯如罰令ナル特別法ニ譲リ之レヲ除外シメリ、故ニ旧刑法ニ残リシモノハ行政取締ニ于スル罪ヲ除キタルモノヲ重罪輕罪ト更ニ公益ニ于スルモノト身体及財産ニ于スルモノトニ合テリ、重罪輕罪ニ于スルモノニ付テハ総論ヲ参照スヘシ、貝公益ニ于スルモノノ身体財産ヲ害スルモノトノ區別ニ付キ一言セシ。

凡ソ罪ハ公益ニ于スルモノナリ、サレバ更ニ之レヲ研究スルハ其直接ニ公益ノ利益ヲ害スルモノ即チ國家全体ニ對シテ損害ヲ与フルモノト、直接ニ於テハ一人ニ對シテ害ヲ与ヘ隨テ間接ニ國家ニ害ヲ与フルモノトニトス、羅馬法ニモ公益私罪ノニニ分ケ國家又リ神ニ對スルモノハ公罪トシ、人ノ身体財産ニ對スルモノハ私罪トセリ、而レテ公罪ハ當ニ如罰重キノミナラス、之レニ付私人ノ訴ヲ受ケ、又私人ハ私ニ課スルコトヲ得サルナリ。

之レニ及テ私罪ハ私人ノ誹ヲ候チ其罪ヲ論シ又処罰ニ付テ私人ノ私科ヲ許セリ
斯クノ如ク公罪私罪ノ區別ハ中也ニ至ルニ存セリ、律刑法ニ付モ之レヲ採用シ我國刑法
ハポアソナード氏ノ草案ホヨリ全民法專ラ民法ヲ我國ノ現狀ニ鑑ミ修正シテ其草案
案ヲ作りタルヲ以テ民法法ヨリ從テ其區別ニ倣ヒ重罪輕罪身體財産ニ付スル
罪公益ニ付スル罪ノ區別ヲ設ケタルモノナリ。

此區別ニ見便ナルカ如キモ他方ヨリ之レヲ見レハ極メテ不便ナリ又理論上ヨリ云フモガ
リ得タルモノト云フ可カラス、且レ公益ニ付スル罪トハ直接ニ國家ニ害ヲ与フルヤ否
レヨリテ之レヲ定ムルモノナルヲ以テ此區別ハ元來程度ノ區別ニシテ性質ノ差異ヨ
リノ區別ニ付ラス、之レヲ實際上ヨリ見レハ凡ソ法律ノ何条々項分類ハ學問ノ便
宜ノ為メニ作ラレタルモノニ付ラス、法典編纂ノ便宜上ヨリ作ラレタルモノナレハ、之レ
ヲ要スルニ檢索ニ便ナレハ可ナリトモナル可キス、故ニ此區別ハ狭キ範圍内ニテ檢索ニ
得シカ如シトモ他ノ一面ヨリ見レハ理論上ニ者ノ區別ハ程度ノ區別ナルヲ以テソノ
程度ノ著シク異ナレルモノニアリテハ固ヨリ容易ニ知ルヲ得レトモ其程度ノ差
別トナキニ至ランカ其何レニ歸屬スルモノナルヤ檢索スルニ便ナラス、或ハ先ツ甲ノ
檢索レテ乙ヲ檢索スルカ如キ重複ヲモ生セン、故ニ斯ノ如キ分類ナキハ區分ヨ

勝ルモノト云フニシ、如ク犯罪ノ性質ノ上ヨリモ或犯罪ハ全ク公私相キハスルアリ
之トリ公益ニ付スル罪ニモ又私益ニ付スル罪ニモ入ルヲ得、斯クノ如キモノニ付テハ
差シ其何レカノ一方ナルヲ定メサレハ分類ノ赴キニ矛盾ス、
斯ノ如キ公罪私罪ノ別ハ理論上及ヒ實際上害アリテ益ナシ、寧ろ斯ノ如キ區別ヲ
ナサス、或ハ國家ニ重大ナル害ヲ及ボス可キモノヨリ順次者ヲ代ヘ列記スルヲ便ナ
リトス、是ニ於テ近世立法セラル、諸國法ハ從來ノ民法ノ分類ヲ廢シ國家ニ重大ナル
害ヲ生スルモノヨリ順次ニ規定スルヲトナセリ、其近世ノ例ハ我國ナリ、我刑法亦
此形ニ倣ヒタルモノナリ。

第一章 皇室ニ對スル罪

皇室ニ對スル罪ハ之ヲ旧刑法ト對照スルニ甚々差細ナル如ク修正増補ニ過キム、
即チ罪名、即チ犯罪ノ構成上ヨリ觀照スルモ新旧殆ント全ナリ、刑罰ノ上ヨリ見ル
レ亦殆ント異ナルナシ、即チ著シク改正セラレタル如ク單ニ犯罪ノ客體ニ付テハ皇室
太子及ヒ神宮ヲ加ハタルノミ、又処罰ノ点ニ付テハ新刑法ハ旧刑法ノ規定ヨリ罰金
ノ除トタルニ過キストス。

犯罪ノ客体ノ追加セラレタルハ可ナリトシテ之レ旧刑法ノ欠点ナリトナリ、
刑罰ノ及ミ付テハ新刑法ハ他ノ犯罪ニ対スル規定ニ於テハ旧刑法ト著シク異ナリタル
規定ヲナシタルニ拘リテ、本罪ニ限リ略スト全ナリト了解シ難シ、若シ他ノ罪ト
権衡ヲ保タントセハ之レト対ス可キ規定ヲ為スヘキナリ、然レニ新刑法ノ異ル如キ
ハ余ノ考フル如ク依レリ、本罪ハ事皇室ニ于テ臣民ニ於テ濫リニ増訂スルヲ憚ル如キ
若シ之レニ増訂セシカ一應聖慮ヲ伺ヒ然レ右之レヲ改メサルハカラス、而シテ其御伺ヒニ
対スル各リ犯罪ノ処罰ノ轻重何レニモ可キカトモアラサルヲ以テ単ニ其欠点ヲ補ヒ以テ
新旧全一トナセシナリ。

本罪ヲ分ケテ二トス、即チ皇室ニ対スル危害罪及ヒ皇室ニ対スル不敬罪トス
第一節 危害罪

犯罪ノ構成要件。

- (一) 犯罪ノ客体、 天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太孫若シクハ皇室
ナル。
- (二) 犯罪ノ行為、 危害ヲ加ヘ又リ加ヘントシタル事。
- (三) 犯罪ノ意思、 上掲ノ客体タルヲ知り之レニ危害ヲ加ヘントスル意思アル。

第一項 客体

天皇ハ現ニ帝位ヲ継キ帝國ヲ統治セラル、君主ヲ云フ、故ニ外國ノ君主ハ勿論嘗
テ政治ヲ執ラレシ方ニテモ現ニ然ラサルモノハ天皇ニアラス、昔時上皇、法皇等アリ
ルモ皇室典範ニヨリハ天皇崩御セラレ初メテ皇太子即位スルモノ故現時上皇、又ハ法皇ナ
ルモノナレ、又外國ノ例ニヨリハ摂政ヲ天皇ニ准シテ攝政ニ対スル行為ヲ以テ天皇ニ対スル行為
ト守リテ見做スモノアルモ我國ニテハ攝政ハ特ニ之レニ掲ケサルヲ以テ攝政カ自皇室典範ノ
所謂皇孫ナル場合ハ其身分ニ付キテハ本罪ノ客体タルト勿論ナルモ単ニ攝政トシ
テハ客体タルトナラ得ス。

太皇太后、皇太后、皇后ハ皆立后ノ方式ヲ踐ニテ皇太后ニツキ、皇太子、皇太孫ハ
立太子又ハ立太孫ノ儀式ヲ經テ其位地ニツカレタル方ヲ云フ。

法典ニハ天皇ニ對シテ皇太后ヲ掲クルカ故ニ皇太子又ハ皇太孫ニ對シテ皇太子又ハ皇
太孫妃ヲモ合様ニ掲クルラ正當トスヘシ、然レニ立法者ノ之レヲ掲ケカリシハ、思フニ我國
ノ慣習ハ他ノ夫ト其卦キテ異ニシテ通常我國ノ皇太子妃皇太孫妃ハ體下ヨリ昇リ給フ
故ナラン、若シ皇太子妃皇太孫妃ヲ皇太子皇太孫ニ準シ合様ニ取扱フトセハ他ノ皇
族殊ニ皇族中ニ皇叔伯父、皇兄弟姉妹アリテ其位地ヨリ云ハハ臣ヨリ昇リ給ヒレ皇太

子妃皇太孫妃ヨリ實際上高カルヘキニ却テ低キ取扱ヲ受クルノ嫌アリテ権衡ヲ失スルコトナル可シ。

之レ即チ他國例ニ倣ハスレテ皇太子妃、皇太孫妃ヲ本項ヨリ除キタル所以ナル可シ。

皇族トハ皇室典範三十条ニ規定セラル、但シ本場合ノモノハ天皇、皇太子、皇太孫ヲ除キタル他ノ皇室ニ屬セラル、方々ナリ。

第二項 犯罪ノ行為

危害トハ尊守ホシヨレハ刑法以來用ヒラハ、仏語 *atteinte* (攻撃ノ意)ナリ

危害ハボボ氏ノ草案ニヨレハ許シテ危害罪ノ各場合ニ則リ即チ身体ニ対スル有形ノ攻撃危害ナル意ニ用ヒ故ニ殺人傷害ハ勿論苟モ身体ニ対シテ有形不正ノ攻撃又ハ加害ハスヘテ危害ト称スル、即チ身体ニ対スル有形ノ傷害ヲ与フル皆危害ヲ含ム、即チ殺人傷害逮捕監禁遺棄モ亦然リ、又貞操ヲ害スル、全シク身体ニ対スル罪ニ脅迫罪アリ、之レノ精神ニ対シテ危害ヲ与フル行為ニシテ人ノ心理ニ恐怖心ヲ起サレムモノニシテ決シテ身体ニ対シテ有形何事加害ノ行為ヲ与フルモノニハアラス、故ニ脅迫罪ヲ危害罪ニ包含セシメス。

更ニ法典ハ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタルトアルヲ以テ危害ノ行為ハ凡テ故意基

クノヲ要ス、故ニ過失ニ基クモノハ之レヲ含マズ。

自殺幫助教唆ノ場合 抑モ二百二条ハ特別ノ規定ニシテ此規定ナクハ殺人罪トナルコトモ傷害罪トナルコトモ能ハサルモノナリ、而シテ承諾ハ犯罪ヲ阻却スルモノニシテ從テ犯罪トナルハ唯此二百二条アルカ故ニ有罪トナルナリ、若シ此規定ナクハ承諾ニヨリテ無罪トシテ可キモノナルカ故ニ天皇ニ対スル場合モ亦二百二条ナル特別規定ニヨリ処断スヘクセシメテ以下ニヨルヘカラカナルトシテ反對論アリ、乍併余ハ犯人ノ特別ノ意思ニテセシメテ尚モ天皇……(七三)危害罪ノ客體タルヲ知りテ其身體ニ傷害ヲ試ムル行為ハ皆危害罪ヲ以テ論スヘキモノトス。

又第百二条ハ特別ノ規定ナラシメ之レハ殺人傷害ニアラカレモノヲ殺人傷害ト全シク取扱フモノナレハ、天皇、太皇太后……(七三)ニ対スル時ニ天皇……(七三)ニ対シテハ第百二十三条以下ノ特別規定アリテ普通人ニ対スルヨリモ重クセルヲ以テ普通ノ殺人傷害ノ意思照ナキモ七十三條以下ニヨル可キモノトス。

之レヲ要スルニ反對論ハアラシモ、危害罪トハ天皇ハ神聖ナルヲ知りテ之レニ對シテ有形ノ不正行為ヲ与フルモノハ總テ之レヲ含ム、故ニ所謂殺人傷害ノ行為モ凡テ危害罪ニ同フヘキモノトス。

子妃皇太孫妃ヨリ實際上高カルヘキニ却テ低キ取扱ヲ受クルノ嫌アリテ権衡ヲ失スルコトナル可シ。

之レ即チ他國例ニ倣ハスレテ皇太子妃、皇太孫妃ヲ本項ヨリ除キタル所以ナル可シ。

皇族トハ自皇室典範ニテ規定セラル、但シ本場合ノモノハ天皇、皇太子、皇太孫ヲ除キタル他ノ皇室ニ屬セラル、方々ナリ。

第二項 犯罪ノ行為

危害トハ尊守ホシヨシハ刑法以來用ヒラハ、仏語 *atteinte* (攻撃ノ意)ナリ

危害ハボ氏ノ草案ニヨレハ評シテ危害罪ノ各場合ニ則リ即チ身体ニ対スル有形ノ攻撃危害ナル意ヲ用ヒ故ニ殺人傷害ハ勿論苟モ身体ニ対シテ有形ノ不正ノ攻撃又ハ加害ハスヘテ危害ト稱スル、即チ身体ニ対スル有形ノ傷害ヲ与フル皆危害ヲ含ム、即チ殺人傷害逮捕監禁遺棄モ亦然リ、又貞操ヲ害スル、全シク身体ニ対スル罪ニ及バシテ決シテ身体ニ対シテ有形ノ何等加害ノ行為ヲ与フルモノニアラス、故ニ脅迫罪ヲ危害罪ニ包含セシメス。

更ニ法典ハ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル中トアルヲ以テ危害ノ行為ハ凡テ故意ニ基

クテ要ス、故ニ過失ニ基クモノハ之レヲ含マズ。

自殺幫助教唆ノ場合 抑モ二百二条ハ特別ノ規定ニシテ此規定ナクハ殺人罪トナルモ傷害罪トナルモ能ハカレモナリ、而シテ承諾ハ犯罪ヲ阻却スルモノニシテ從テ犯罪トナルハ唯此二百二条アルカ故ニ有罪トナルナリ、若シ此規定ナクハ承諾ヨリテ無罪トシ可キモノナルカ故ニ天皇ニ対スル場合モ亦二百二条ナル特別規定ヨリ切斷スヘク二百二条以下ニヨルヘカラカレナリト云フ反對論アリ、乍併余ハ犯人ノ特別ノ意思ニテセシメテ苟モ天皇……(七三)危害罪ノ客體タルヲ知りテ其身體ニ傷害ヲ試ムル行為ハ皆危害罪ヲ以テ論スヘキモノトス。

又第百二条ハ特別ノ規定ナラシモ之レハ殺人傷害ニアラカレモノヲ殺人傷害ト全レク取扱フモノナレハ、天皇、太皇太后……(七三)ニ対スル時ニ天皇……(七三)ニ対シテハ百七十三條以下ノ特別規定アリテ普通人ニ対スルヨリモ重クセルヲ以テ普通ノ殺人傷害ノ意思ニテモ七十三年以下ニヨル可キモノトス。

之レヲ要スルニ反對論ハアラシモ、危害トハ天皇ハ神聖ナルヲ知りテ之レニ対シテ有形ノ不正行為ヲ与フルモノハ總テ之レヲ含ム、故ニ所謂殺人傷害ノ行為モ凡テ危害ニ同フヘキモノトス。

又討論者、自殺幫助ノ場合ニ於テ即チ天皇ニ對スル行為ヲ第百二條ニ當ツルハ可ナルモ特別ノ明文ナキ場合ニ七十三條以下ニ処斷スルハ不當ナリトス、即チ二百二條ハ特別ノ規定ニシテ之アルヲ以テ罰スルモノニシテ決シテ本罪ハ殺人ノ場合ト似サルナリ、從テ天皇ニ對スル自殺幫助犯ハ其ノ場合ニハ二百二條ニヨリ罰スヘシト云フアリ、危害ノ意味ハ広シ、苟モ人ノ身体ニ障害ヲ与フル行為即チ有形ナル加害行為ハ皆危害ニ合マル、故ニ天皇、……(七三)ヲ殺サントテ擦傷ヲ与ヘタル場合ニハ百九十九條ニ對シ四十三條未遂犯ノ条文ヲ引用シ人ヲ殺サントシテ遂ケサルモノニ該當スルカ如キモ然レモ微傷ト雖モ已ニ有形ナル不正ノ侵害ナルヲ以テ第百七十三條ノ危害中ニ合マルヘキナリ、即チ危害ハ有形ナル加害行為ノ全体ヲ含ム、故ニ此場合ニ既ニ危害ヲ加ヘタルモノニ該當ス、其代リ又及對ニ危害ノ意カキカ故ニ天皇、……(七三)ヲ殺サントシテ白刃ヲ振り上ケ捕ヘラレタル場合ニアリテハ危害ヲ与ヘントシタルモノニ該當ス、茲ニ於テ本規定ハ天皇、……(七三)ニ對スル危害行為ハ全然処罰スルニヨリ便ナルモ他面ニハ又奇異ノ結果ヲ惹起ス、即チ茲ニ謂フル危害ハ危キヲ以テ擦傷モ危害ナルカ故及之ニ身體ニ何等有形ノ障害ヲ与ヘス單ニ白刃ヲ振り上ケタルノ時ハ有形ノ危害ヲ加ヘタルモノニアラス

レテカントシタルニ止マル、其事ハ天皇、……(七三)ニ對シテハ之アラサルモ皇族ニ對シテハ通常ノ場合ニ比シテ権衡ヲ失ス、即チ(1)皇族ニ對シテ之レヲ殺サントシ微傷ノ場合ハ死刑ニ如シ白刃ヲ振り上ケタル場合ニハ危害ヲ加ヘントシタルモノトシテ無期懲役アリ、然レモ通常ノ場合ニハ白刃ヲ振り上ケルモ腕(本ヲ切ル)共ニ未遂犯ニシテ輕シ、即チ皇族ニ對スル場合ニハ死刑ト無期懲役タルモ通常ノ場合ニハ共ニ未遂犯ニテ刑罰ニ大差ナシ、之レ即チ権衡ヲ失ス、(2)又皇族ヲ逮捕シ自由ヲ妨ケ又暴行ヲ加ヘ又殺人ノ意思ヲ以テ微傷ヲ負ハセラレタルモノモ之レ共ニ皇族ニ對シテ危害ヲ与ヘタルモノナルカ故ニ第百七十五條ニヨリテ死刑トナルヘシ、然レモ加ヘントシタルモノハ無期懲役アリ、通常ノ場合ニハ有形ノ傷害ヲ与フルニ于テモ其処罰ハ極メテ輕シ、即チ傷害罪逮捕監禁罪カ皇族ノ場合ハ死刑ト無期懲役ナルヲ見レハ明白ナリ、以テ権衡ヲ失セサルカ爲ニ此細ナル立法ヲナサルヘカラス乍併之レ想ヒニ堪ヘサルヲ以テ草案ニ拘ラス危害ナル文字ヲ広ク用ヒタルナリ、故ニ上述ノ如キ不都合ハ止ムヲ得サルナリ、只ナリ判官ヲシテ権衡ヲ失セサラレム様彼是對比セシムヘキナリ、又危害ヲ加ヘタル場合ハ説明ヲ要セサルモ加ヘントシタル場合ハソノ範圍明カナラス單ニ加フル意思アル場合モ加ヘントシテ豫備ヲナレタルモノモ亦然リ、然ラハ加ヘントスル意思アルモノニシテハ之レニ

該當スルヤ、若シ致ノ意思アルノミテ討スルトスルモ適用ナシ意思ハ外界ノ
重作ニヨリ発生セラサルヘカラス、而シテ致場合ニ單ニ意思ヲ發表スルモノトシ
代表シテ發表スルモノトアリ、此場合即チ意思ヲ行為ニ加フルキハ例ハ手紙ニテカ
ル意思ヲ有スルコト他人ニ知ラレルカ如キナリ、而シテ致場合ニ種々アリ、單ニ知ラ
スル場合或ハ勧誘スル場合アリ、通常ハ後者ナリ、而シテ通常勧誘スル場合ハ加ヘ
トシタルモノ、中ニスルヤ否ヤ、抑モ犯罪ハ行為ヲ要ス、特別ノ明文ヲ以テ罰スルハ別ト
シ他人ニ發表スルコト犯罪行為アリト言フヲ得ス、即チ致場合ニハ即チ危害ヲ加ヘ
ントスル行為ヲキト信スルカ故ニ手紙ヲ送ルカ如キ行為ハ危害ヲ行フルノ行為ニイラ
ス、從テ之レヲ合マサルモノト信ス。

次ニ陰謀即チ犯罪ヲ謀議計畫スルハ問題ナリ、謀議計畫ノ中ニ未タ犯罪ヲ
行フノ行為ナシ、之レヲ犯人一人ニ付キテ云ハニ唯其胸中ニ考フルト令一ナリ、即
致人相集合スルニヨリ其意思ノ合致ヲ要スルカ否メ必要上有形的ニ相談シテ行爲
現シタルナリ、本来ナラハ次心ノ程度ニアリト言フヘシ。

乍併法律ハ例外トシテ屢々之レニ付及対ノ規定ヲ内憂外患騷擾陰謀ヲ
討スルカ如キナリ。之レヲ要スルニ重大ナル犯罪ニシテ且ツ其行為實行場合ニ

ハ非常ニ危害ヲ惹起スル場合ニ特ニ之レヲ知罰スル必要アルカ故ニ明文ヲ設ケタルナリ、而シテ
本危害罪ノ場合ニ付考フルニ立法中ニ陰謀ノ場合ヲ加ヘトセル文字ヲ合マサルカ如キモ重
大ナル犯罪ノ陰謀ニシテ一歩進テ實行セラレンニ復タ挽回シ得ザルカ如キ害悪ヲ惹起ス
ル場合ニ之レヲ知罰ストナス原則ヨリ見ルキハ自室ニ對スル罪ニ付テモ何等陰謀ニテハ
記載ナキモ他ノ重大ナル犯罪ノ場合ヲモ包含センメ以テ致人危害罪ヲ規定セルモノナルヘシ、若シ
謀陰ヲ包含スルコト予備モ亦犯意ヲ詭託センモノナルコト以テ当然包含マン、モノナリ、危害
加ヘントシタルモノトアルヲ以テ犯罪ノ實行ニ着手スルコトモ之ニ包含マン、唯單ニ犯罪ノ意思
コトヲ發表シタルニ過キサル場合ハ之レヲ合マスト云フ。

中止犯ト危害罪トノ手続如何、即チ危害罪トハ中止スルコトヲ得ザルヤ、之レヲ
中止スルコトヲ得ヘシトノ及対論アレトモ余ハ消極説ヲ主張ス、然ラハ何故中止不能ナリヤ、

抑モ中止トハ第四十三條ニヨリ實行ニ着手シ其之レヲ遂ケル原因カ犯罪者ノ意思ニ具
ノ場合ナリ若シ危害罪ニ中止アリトセハ白刃ヲ振り上ケ殺マントシタル場合ヲ衷心悔悟シテ
止メタルハ第四十三條ニヨリ減輕又ハ免除セラハコトナルヘシ、然レニ陰謀ヲ備ノ行為ニテ逮捕
コトナレル直チニ知罰セラル、而シテ陰謀ヲ備ノ行為ハ或ハ着手アルモ犯人ニ於テ衷心悔悟セル
コトナルヘシ、サレバ豫備陰謀ノ際ノ發覺ハ知罰セラレソレ以上ノ行為ニシテ而かも中止スルハ無

罪ノハヘントセハ権衡ヲ失ス、失故ニ危害罪ニ中止ナシ、即チ豫備陰謀アリハ既時ニテ已
加ヘントノ犯罪ヲ構成スルモト信ス、

文字上誤解ノ恐レアルカ故ニ注意セン、 第四十三条ノ所謂犯罪ハ刑法各本条ニ規定セル
犯罪ノ構成要件ヲ具ヘタル行為ヲ言フ、例ハ殺人罪ニテハ人ハ客体ニテ生命ヲ破壊セントスル
行為及具意思ヲ要素ナリ、又脅迫罪ニテハ人ヲ恐怖セシムルカ脅ニテハ、又二者ハ
程度ノ差アラステハ脅上ノ差ナリ、殺人ノ意ニテ脅迫スルモ脅迫罪ニテ殺人ノ予備ヲ
ナス、今皇室ニ対シテ七十三条以下ヲ見ルニ危害ヲ加ヘ又加ヘントスルノ罪ハニアルカ如シ、即チ
加ヘ已遂罪ト加ヘントスル未遂罪トノ如キモ然ラス、加ヘントスルモ亦一種ノ已遂罪ナリ、
然ラハ加ヘントスルノ予備陰謀ニ已遂アルカ如シ、危害ヲ加ヘントスルハ危害ヲ加タルノ未
遂ナリ又ハ其自身構成要件ニテ已遂ナリヤ、

第三項 意思

(一) 客体タルヲ知ル、

(一) 之レニ有形ノ危害ヲ加ヘントスルノ意思アルト即チ有形ノ結果ヲ惹起スル意思

客体ヲ知ルノヲ要スルヲ以テ、之レヲ知ラサル場合ハ本条ノ場合ニアラス九十八条ニ依ル

法律規定ヲ知ラサル場合ト混同スヘカラス、例ハ天皇ハ即成アリテ后天皇ナリト信スル之
レ単ニ名稱ヲ知ラサルモノニテテ事物ヲ知ラサルカ故ニ本罪構成セズ、又シ自身ノ不正ノ危
害ヲ生スルノヲ知リテナセハ危害ノ意思アリトナスヲ得、

刑罰 七十三条死刑、七十五条死刑、無期懲役、 兩者共ニ重シ故ニ死刑無期懲

役ノ二者トモハ人全ク重キ過クルヲ以テテ官ノ減シテスヘキモノトスルヲ可トスヘシ、

犯罪ノ主体ニテハ内外人ヲ区別セズ、但シ實際ニテハ内外人ニヨリテ其謀ヲ具
ニスヘナリ、

第二節 不敬罪

犯罪ノ構成、 客体、 天皇、大皇太后、皇太后、皇太子、皇太孫、皇族

神宮、皇陵、

不敬ノ行為、 意思、 如シ客体ヲ知リ之レニ対シ不敬ノ行為ヲ為スル意思アルト、

第一項 客体

旧刑法ニ神宮ナシ、自皇陵ノ何タルヤニ付テ詔或チ改竄アリ、或ハ歴代天皇ノ御陵ナ
リトスル或ハ皇陵ノ七十四条ニアルノ点ヨリ本条一項ノ客体タル方ノ御陵ヲモ然リト解シ得
ク、又ハ皇室ノ總テニキスル御陵トモ解スルヲ得ヘシ、 乍併從來文字使用上親王、王子

対して陵ト称セサルカ如シ、又室ナル文字ハ天皇ヲ意味スルカ如ク使用セラル、例ハ皇族トハ天皇ノ一族ヲ意味ス故ニ皇陵トハ歴代天皇ノ御陵ト解スルヲ以テ正トス、而シテ天皇ノ中ニ即位シテ天皇タルヲアリ、又女系ヨリ入セラレタル人ヲ追尊シテ太上天皇ト称セリ、而シテ是ニ所謂天皇ノ中ニ含ケルヤ、天皇ナル文字ハ狭義ニテ帝位ニ即カシタル天皇ヲ指シ天皇ト称スルカ如シ、故ニ皇陵モ亦此意味ニ解ス。

神宮ニ付キテモ定義ナク通常伊勢ノ天廟ヲ指ス、故ニ神宮トハ伊勢太廟即チ内宮外宮ヲ称ス、熱田ノ社即チ賢所ハ通常神宮ト称セス、旧刑法ニハ本罪ニ付テ神社仏閣トスル罪トシテ論スル外ナレ。

第二項 行爲

不敬ノ行爲トハ通常名誉ニ対スル侵害行爲即チ誹毀侮辱ニ当ル、乍併是ニテ不敬ハ独語ノ *Beleidigung* (230-128) 即チ尤義ノ侮辱ト對比セハ皇室ニ対スル不敬ノ行爲ハ意義広シ、而シテ今ノ考ニテハ *Beleidigung* ハ対当于係ニテ皇室ニ対スル不敬ノ場合ハ必ナカラス。

不敬ノ行爲ハ皇室ノ尊嚴ヲ汚ス總テノ行爲ヲ包含ス、故ニ單ニ罵詈訾嘲弄誹毀等ニ止マラス特ニ負ハセラレタル義務ニ反スルモノ亦皇室ニ対スル不敬ト云フキナリ、例ハ鹵簿

ノ通路ニ硬切ルカ如シ、然ラバ不敬行爲ニ積極行爲ノミシテ消極行爲ヲ含マサルヤ、之レニ見セハ殊ニ爲サストシテ幸ハ包含セラレサルカ如レト雖モ消極行爲ハ不敬ニアラストシテ制限ナシ、余ノ考ニテハ或特別ノ義務アル場合ニハ消極ノ行爲モ尚本罪ヲ構成スルモノト信ス、例ハ鹵簿人カ天皇節ニ垢ニス又ハ礼服ヲキタメ出張セラルバ不敬罪ニアラサレバ宮内官ノ如キ特ニ賀シノ義務アルモノシテ出張セラルバ不敬ナリ、故ニ通常ノ場合ニハ消極行爲ニヨル不敬罪ナキモ特別ノ義務アル場合ニ本罪構成ス、又高キ程度ノモノト低キ程度ノモノトヨリ不敬罪ニヨリ処罰セラルトセラレサルトアリ、例ハ鹵簿ニ対シ脱帽セラルモ亦不敬罪ナレバ処罰セラズ、鹵簿ニ対シ賽銭ヲ投スルカ如キハ其者ノ智識如何ニヨリ不敬ト否トアリ、直訴モ場合ニヨリ不敬ナリ、乍併通常ノ尊嚴ヲ汚スノ意思ナキモノタルカ故ニ不敬ニアラス、

第三項 犯意

尊嚴ヲ汚ス行爲ナルヲ知リ之レヲ行フ意思ナリ、但シ據処ナキ場合ニハ尊嚴ヲ汚スモ罪ヲ構成セス之レ蓋シ不可抗カニテサケ得サルヲ以テナリ、其实例ハ皇居櫻田門外通行ノ時馬荒レ堀中ニ墮落シテアリ宮内官之レヲ御扶ケセシ場合ノ如シ、

第四項 處罰

七十四条一 三月以上五年以下ノ懲役、七十六条一 三月以上四年以下ノ懲役、

本罪に可及的程の処罰をキリ、之レ本罪ハ専ラ教令ト性質ノモノニテ罰スヘキ性質ノモノニテ罰ス、通常意思ナクシテ生ズルモノナリ、本罪ハ外國ニテハ宮内大臣又ハ司法大臣ノ告訴ヲ俟テ処罰ス、明治十六年十月之レニ于テ本罪ノ告訴告発アル片ハ司法省ニ届出ルルトセリ故ニ我國ニテモ外國ト全結果タル明文ヲ置ク規定ナリ、恩ノ誹毀侮辱ハ告訴告發ヲ俟ツルモノハ被害者ノ利益ヲ害スルモノナリ、ナレハ皇室ノ場合ニモ亦明文ヲ置クヘキナリ。

第二章 内乱ニ于スル罪

第一節 緒論

旧刑法ニテハ國事ニ于スル罪トセリ、其ニ政治ノ犯罪ヲ意味ス、旧刑法ハ外内ト區別アル邊キストセルモ近時ハ國ノ内乱ハ國ノ存立ニ均ハラズ政府ヲ討スルモノナルヲ以テ政治犯罪ナリ、然レニ外患ハ國ノ外部ニ對シテ國ノ存立ヲ危ラスモノナルヲ以テ其取扱ヲ異ニス、内外ノ別ハ明カナルモノアルモ此區別ハ又必スシテ確然タラス、例ハ皇室繼承ノ順序ヲ變更シ政治ヲ變シ或ハ國ノ一部ノ獨立ヲ計ルカ如キ國全體ノ存立ニ于セサルモ亦外患ト異ナリ、内乱外患ハ犯罪ノ目的、動機、行為ニ差アリ且ソ其性質モ亦異なる、故ニ其処分ヲ異ニス、只注意スヘキハ内憂外患ソノ実同一ナルアリ。

内乱ニ于スル罪トハ國ノ政治上ノ基礎ヲ紊乱若クハ破壊スルノ罪ナリ、即チ國ノ憲法上ノ組織ノ紊乱破壊ナリ。

犯罪ノ構成、政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊乱スルヲ目的トシテ暴動ヲナシタルモノハ内乱ノ罪トナス(七七)、其他ナル文字ハ前ノ例示的ニ對シテ抽象的ナル時ナリナレバ朝憲ヲ紊乱スルヲ目的トシテ暴動ヲ内乱罪トナス。

暴動ノ意義、四維憲法其他古法ハ十五人又ハ二十人ト記セリ、之レヨリテ政府ヲ顛覆シ、云々其他朝憲ヲ紊乱(七七)スル結果ヲ惹起スル行為ト認メテナシタル者ハ朝憲紊乱ト稱スルヲ得、然ラハ目的ト行為トノ結合シタルモノ、如ク思ハル、乍然目的ト行為トノ性質ヲ考ヘサルヘカラス、即チ朝憲紊乱ノ結果ヲ惹起スヘキモノ即チ惹起スルニ足ルヘキ程度ノ行為ハ暴動ナリ。

第二節 行為

(一) 暴動ヲ為シタルヲ要ス、暴動何カニ付キ定義ナシ、旧刑法ニ兇徒云々トアリテ之レヨリハ暴動トシテ多人數相集合シテ騷擾ノ行為ヲナシタルモノナリ、其集合シテ騷擾ヲナストハ新刑法百六条ニ暴行又ハ脅迫ヲ為シタルモノトセリ即チ暴行脅迫ヲナセルモノハ暴動ノ罪ナリ、即チ多數相集合シテ不正腕力ヲ用キ人又ハ財産ニ對シテ傷害ヲ与ヘ又ハ

人ニ恐怖の念ヲ起シタル行為ヲナシタルモノハ騷擾罪ニテ暴動ト云フヲ得、故ニ暴動トハ多
人数相集マリ武カヲ用ヒテ人ノ身体財産ニ傷害ヲ与ヘ又ハトシテ人ノ行為ヲ云フ、故ニ要
素ヲ要ス。

(A) 多人数相集合スルヲ要ス、ソノ多人数ノ限界ニ付キテハ何事ヨルハキモノナク其事
實ヨリテ決スルノ外ナキナリ、之レヨリ政府ヲ顛覆シ云々(七七)ノ行為ヲ為シタリト見ルヘキ
場人々ハ暴動ト云フヲ得ヘシ、故ニ余ハ此犯罪ハ必要共犯ノ一種ナリト言ハントス、即チ集
合ハ共犯ノ一ナリ。

(B) 多人数相集合シ人ノ身体又ハ財産ニ対シ傷害ヲ与ヘ又ハトシタル行為即チ暴行骨
迫ヲ要ス、即チ法律ノ許サル不正ノ脱カヲ用ユルノ暴行ニシテ人ノ心裡ニ恐怖心ヲ起サン
ルノハ日月迫ナリ、故ニ多人数相集合スルモ直チニ暴動ト云フヲ得ス、又多人数相集合シ政
治上ノ意見ヲ陳述シ又ハ政府ヲ批評スルニ過キサルハ亦騷擾ト云フヲ得ス、又單ニ演説
ヲナシテ示威運動ヲナス如キ未タ本罪ヲ構成セス、或リ單ニ集合結社違反トナルノニ
シテ暴動ナル有形的行為アリテ始メテ本罪ヲ構成ス、脅迫モ亦武カヲ示スノニ限り
單ニ脅迫スルカ如キハ未タ暴動トラス、危害カ現實ニ迫リツアルヲ示スニアラレハ
本罪ヲ構成セス。

(二) 政府ヲ顛覆スルヲ目的トスルヲ要ス。

此目的ヲ欠ク時ハ他ノ犯罪トナラサルナリ又ハ犯罪トナラサルナリ、故ニ多人数相集合
シテ暴行ヲナシ又ハ脅迫スルノ事實アルモ此目的ヲ存セサルハ騷擾ノ罪トナルナリ、本
罪ト騷擾罪トハ外觀相似ナリト雖モ、其目的ニ於テ差異アリ、騷擾ノ罪ハ此ノ目的ヲ
有セス、此レ二者ノ區別アル唯一ノ標準ナリ。

朝憲ヲ紊乱スルヲ目的トスルニヨリ始メテ本罪ナリ、朝憲紊乱ヲ例示シテ政府顛
覆又ハ邦土ノ竊竊トセリ。政府ノ顛覆トハ如何ナルモノナリヤ、政府トハ内閣ヲ示ス
カ或ハ國家ヲ指スマ、又ハ朝廷ヲ云フカ、甚々漠然ナリ、旧刑法ニ於テハ政府トハ百ニテ
モノハ國家ノ如キ意味ニシテ而モ嚴格ナル意味ニ於テ言フニアラス、余ノ考ヘヨレハ旧刑
法ノ政府ト新刑法ノ(七七)政府トハ全ナリ而シテ政府トハ憲法上國法上ヨリ見テ全ナリ
トスルヲ得ヘシ、余ハ政府トハ内閣ニアラス國家ニアラス其甚時ニ於ケル政治ノ主腦部ニアラス
行政ノ主腦部ハ内閣ニシテ之ヨリ議決カレタルヲ各省大臣之ヲ実行ス、斯ノ如キ意
味ノ政府ニアラス思フニ政府トハ天皇ヲ中心トシテ組織セラレタル國權ヲ掌握セルモノナ
ラズ、司法、立法、行政、凡テ之レヲ掌握スルモノ即チ政府ニシテ參政権ノ有無ヲ問ハズ人民
對シテ國權ヲ掌握スルモノニシテ天皇ヲ中心トセルモノナリ。

内閣の政府の一部を以て一機をナリ、君主ト人民ト土地トヲ結ビ付ケタルモノヲ國家トス政
府ハ其中ノ國權ヲ掌握セシモノナリ、統治權ヲ握ルルハ政府ニシテ被治者ハ人民ナリ内閣ハソノ
中ノ一部分ニシテ國家ノ事務ヲ取扱フ機をナリ内閣ハ議決機を以テ國權ヲ司ル主ナル機を
ナリ疑ナキモノ内閣ソノ者ト政府トハ區別スヘキモノニシテ政府ハ主權ヲ含ムモノナリ。

政府トシテノ主腦者ハ天皇ナリ、天皇ヲ政府ト高シテ見ルヘキモノニアラス、政府ノ顛覆
トハ政府ヲ變更シ自王統ヲ變更スルカ如キヲ言フ、而シテ組織ニ于スル主ナル法ハ即チ憲法
ナリ、故ニ朝憲憲法トハ憲法ノ破壞ヲ云フ、憲法ハ成文不文ヲ意ニス不文憲法トハ典
章トスル自王統繼承ノ順序ヲ變スルヲモ含ム、之ヲ要スルニ國家ノ存在ソノモノニ至ラ
降善ヲ与ルル行為ハ皆朝憲憲法ノ行為ナリ。

第三節 意思

朝憲憲法ヲ紊乱スル目的トスルニ要シ而シテ其意思アルトヲ要ス内乱罪ノ發覺罪ト要
ナハハ實ニ以目的、有無ニ存ス。

第四節 処分

首魁ハ死刑若シハ無期禁錮ナリ、旧刑法ハ首魁者又ハ教唆者ハ死刑ニ処ストアリ
新刑法ハ教唆者ヲ除去スニ總則ニ依ルヘキモノナルカ、今ハ首魁ナル語ノ中ニ教唆者ヲ含

ムルノ不可ナリトス、從テ從テ總則六十一條ニ準テ刑罰適用ナルモノト解ス、而シテ
教唆者ニテ起ル問題ハ首魁者モノヲ教唆スルハ或ハ内乱罪ニテスル全般ノ者ニ對シテ教
唆者ノ場合ニテ斯ル場合ハ首魁ト全様ニ見做スヘキモノニテ死刑又ハ無期禁錮禁錮科
スヘキナリ (一七一項)

然ラハ首魁項ヲ教唆セル行為アル場合ハ如何トモフニ二説アリ。

(一) 犯罪ノ行為トシテハ内乱ノ行為ナリ、即チ内乱ニ于テカスルニ付キ謀議ニ参与シユルハ
之レ亦内乱トス、尤モ言ハ内乱ソノ者ナリ、故ニ之ヲ教唆セルモノハ内乱ヲ教唆セルモノト全様首
魁ヲ教唆セルモノトスルナリ。

(二) 内乱行為ニ付キ取ル行為爲異ナルカ故ニ分テ亦異ナル、即チ首魁項ノ正犯ハ教唆セル
ノ首魁項正犯ト全知分ヲナスヘキモノナリ、人余ハ後説ヲトス。

余ハ議論ノ結果上内乱ニ于テ或チテ指定ニ其罪ニ從事スヘトト教唆セル正犯トシテ
見ルヘキモノニアラス、ト思フス、唯内乱ヲセヨトノ教唆ナラハ極メテ其義ナルヲ以テ斯ル
場合ニハ最重ノ場合ヲ想像シ如罰ヲ得ト信ス、即チ要之教唆者ハ行ヒタル行為ヲ豫定シ
テ爲サシ其行為ニ付キ又チ内乱ニ從事スルモノナルカ、其行為者ハ實際行ヒテ行
爲ニ付キ教唆セルモノトシ總則ニ從テ正犯トシテ如罰セラレヘキモノナリ、是レ正犯カ實際從

第八十條自首、(新四二、旧八六、參照)

本條ノ理由ハ内乱行為一度登スレハ種々ノ罪

ノ惹起シ救済レ得サルカ如キモアルヲ以テ可及的穩便ニシレカ為メナリ、本條ノ目録ニ動ニ至ラザル前即チ着手トナラザル故即チ犯罪トナラザルニ則チ自首セハ免除スルナリ、幫助者ノ自首ハ多クシテ陰謀者ノ自首ハ少ナキニ旧刑法ハ幫助者ニ恩典アリ陰謀者ニコレアリ、新刑法ハ之ヲ補正セリ、自首ニハ四三條ノ要件ヲ目大備スルヲ要ス。

(一) 發覺セザル故、

(二) 事實ヲ自白シ巴レシヲ知分セシムルノ地位ニ置ケテ、

總則四十二條ニヨルハ官ニ發覺セザル前ナルヲ要ス、本條ニハ文字ナキモ全様ナリ、犯人ノ自白ナルヲ告ぐるハ自首ナリ、乍然犯人ノ誰ナルカ其名ノ誰ナルカ明カナル場合ハ自首トナラス、又犯罪事實アルヲ告ケタル其自己ニアラス、誰ナルカ、又何地ニ存ルカ判明セザルハ捜索ニヨリ判明スルモノニシテ自首ニアラス、

法律ハ次ノ場合ヲ規定ス、

- (1) 之レヲ罰セス(三五)無罪ナリ、(2) 刑ノ免除ス(八〇)刑ノ免除ナリ罪見ナリ、
- (3) 刑ノ執行ヲ免除ス(五)犯罪成立シ列ノ言渡ヲナスモ其執行ノミヲ免除スルナリ、

第三章 外患ニ干スル罪

第一節 抗敵罪

抗敵罪ヲニトス、即チ帝國ニ對シテ戰端ヲ開カシムル罪、及ヒ帝國ニ抗敵スル罪之也

第一項 外國ヲ以テ帝國ニ戰端ヲ開カシムル罪、旧刑法ニ之アリ、

構成要件、 行為ハ外國ニ通片スルヲ、戰端ヲ開カシムルヲナリ、外國ニ通

牒ストハ外國政府ト意思ヲ通シ帝國ニ戰端ヲ開カシムルヲ要ス、其意思ヲ通スルニ至リシハ外國政府ヨリナルト存スルヲ問ハス、乍然本罪ハ帝國ニ對シテ戰端ヲ開カシムルニ至ルヲ要スルヲ以テ戰端ヲ開始シテ始メテ本罪ノ要素ヲ具備スルモノナリ而シテ其場合ニハ多クハ犯人於テ外國ニ於テ身ヲ投スルヲ多クモ必スレモ然ラズ、其場合ニ於ケル犯人ハ性質上應援罪ニテ八二條以下ナルモ之レ戰端開始後ニテ本場合ハ開始前ナルヲ以テ又純粹ノ抗敵罪ナラス、中間ナルヲ以テ便宜上八二條ニ抗敵罪ト併セ規定ス。

第二項 抗敵罪

抗敵ノ罪トハ敵國ニ對シテ帝國ニ敵對シタルモノトアルヲ以テ必ス戰端開始後ナルノ要ス、開始前ナルハ或ハ戰端ヲ開カシムル罪ヲ構成センモ純粹ノ抗敵罪ニアラス

敵國ニテテ帝國ニ敵対ストハ一般ノ場合ヨリ見レハ現ニ兵口番ヲ執リ帝國ト戦フコト主要ナルモ必スレモソレニ限ラス、苟モ身ヲ敵國ニ投シ帝國軍隊ニ對抗スル行為ヲナセハ其ノ直接タルト間接タルトヲ問ハス抗敵ト云フナリ、之レヲ要スルニ現ニ身ヲ敵ノ軍隊ニ投シ直接間接ニ敵対行為ヲナスコトヲ要ス、故ニ身ヲ敵國ニ置キ帝國ニ不利ナル行為ヲナスコトヲ直チニ本罪ヲ構成スト云フヲ得ス、又敵軍ニ抗シ抗敵行為アルコトヲ要スルヲ以テ単ニ参加セルノミテ未タ何等ノ行為ヲナサレハ本罪タラス。

或ハ敵國ノ医師トナリ敵兵ノ傷病ヲ癒スルカ如キ行為ノ為メ敵軍ニアルモノハ本々抗敵ト云フヲ得ス、医ハ敵味方ノ區別ナク博ク施スモノナルカ故ニ此行為ハ抗敵ニアラストス、余ハ之レニ尤担セス、期ノ如キ行為ハ敵ノ兵力ヲ増加セシメ從テ間接ニ帝國ニ抗敵スルモノナレハナリ。

爰ニ注意スヘキハ犯人ハ從來敵國ノ官吏トナレモノ故余議ナク帝國ニ敵対行為ヲトスニ至リタルモノアリ、期ノ如キ者ノ敵対行為ハ不可抗カナリヤ、余ハ敵ヨリ拘留セラレ其職務ヲ棄ツルヲ得ル場合等ニアラサレハ本罪ヲ構成スルモノト解ス。

第三項 犯罪ノ主体能力

主律トシテ本邦人ニ限ルヤ或ハ外國人ニテモ主体タリ得ルヤ、諸國法ハ本國人タルヲ

要ストセリ、刑法第ニ条三ノ依シハ内外人ヲ問ハス之レヲ罰スヘキカ如シ然レモ余ハ凡テ者カ皆之レヲ犯シ得ト信セサルナリ、即チ抗敵罪ニ付キハ兵役ニ服スル敵國臣民ハ帝國ニアルモ決シテ処罰スルヲ得ス、又現ニ兵役ニ服セサル外人カ敵國ニ在リ帝國ニ抗敵シタルモ決シテ本罪ヲ構成スルモノニアラス。

外國ニ通牒スルニ於テ敵國軍人カ其本國ニ通シ戦端ヲ開カシメ又ハ敵國ニ属スルモノカ其本國ニ通牒スルモ処罰スヘキナラス、第三國民カ敵軍ニ入り帝國ニ抗敵スルハ如何、是ハ第三國法ニヨリハ犯罪ナリ、然レモ其本國ヨリ許可ヲ得テ敵國ニ投スルコトアラハ其場合ハ犯人タラス、又第三國民敵國ニ通牒シタルハ如何、之レニ付キテハ外國ニテ行ハレシム場合ニハ敵人ト一體ヲナスモノト看做シ如罰ノ途ナシ、唯内國ニ於テ之レヲナシタルハ帝國ノ保護ヲ受ケルコトハ均ハラス帝國ノ利益ヲナスモノナルカ故ニ処罰スルコトヲ得ヘシト信ス、之レヲ要スルニ本条ハ主トシテ帝國臣民タルコトヲ要ス。

第二節 内應罪(内援罪)

第一項 八十二條八十三條、八十四條ノ罪、

(一) 軍用ニ供スルモノ又ハ場所ニテスル罪(八二、八三) 八十二條 要塞、陣營、軍隊ノ説明ハ之レヲ要セス、

艦船トハ軍用船全体ヲ言ク其大小ノ如何ヲ問ハス、然レバ列記スル以上ニ重要ナル船ナルヲ
疑ハス、要スルニテ実問題ナリ。

其他軍用ニ供スル建造物又ハ場所トハ、其他ハ例示的以外ノ場所及物タリ(八三、二)
兵器彈藥ハ別段説明ヲ要セス、其他軍用ニ供スルモノタルヲ要スルモノトアル
ヲ以テ目的物トシテ物タルヲ要ス、但シ第一項ノ建造物及ハ場所ト本項ノ物
トハ之レヲ區別スルヲ要ス(八三、三)

本場合ハ其行為トシテ交付シタルヲ要ス、之レハ第一項及第二項共ニ必要ナルヲ
ナリ、

八三、二、前場合ト異ナル、

(A) 目的物ハ之レ、即チ要塞、障壁、艦船、兵器、彈藥、汽車、電車、鉄道、
電線、其他云々トアリ。

(B) 意思ハ殊ニ敵國ヲ利スルヲ要ス、 全条ハ其意思ヲ場タルヲ要セス交
渉ノ行為自体其意思ヲ含ム、然レバ本場合ハ其意思ナクシテ之レヲ為スヲ得、意
思ナクハ本場合トナラス、

(C) 行為ニ差異アリ前者ハ交付行為アルモ後者ハ場所物ヲ破壊シ若シクハ使用

シ能ハサル行為ヲ必要トム、 尚行為ニ付キテ速ヘシニ損壞又ハ使用ニ耐ヘサル程度ハ絶対的タ
ルヲ要セス、殆レト程度アルヲ以テ是ルハ、実質ノ破壊又ハ使用ニ耐ヘザレムルノ程度ニ
スレモ絶対的ナルヲ要セス、八三、二項ト全ク如シタルヘシ。

又犯罪ノ目的ハ損壞又ハ使用ニ耐ヘザレムル行為アルモ未タ直チニ敵國ヲ利スル目的ノ
為メナリト言ヒ得ス、或ハ場所又ハ物カ敵ニ占領セラルルヲ怖シ本行為ヲナシ又ハ戦界上或ハ
過失、錯誤ニヨリ之レヲ為スヲアルヘシ、本場合ハ軍事上職務上取締規則其他ノ法規ニヨリ
処罰セラレシモ本罪ニアラス、

証明ニ于テハ被告之レヲ為ス、且シ本場合ノ如キ行為ヲナスハ常ニ其意思アリト
推定セラルルヲ以テナリ而シテ其ノ意思ハ軍ニ敵國ヲ利スルノ意思ニテ是リ行為者カ
本國ニ害ヲ与ヘントスルノ犯意ヲ要セス、

問題トナルハ汽車、電車、鉄道、電線等ヲ敵國ニ交付シタルモノハ八三、二項及三項
何レニ依ルカ法文ノ順序上二項ノ如シ、然レバ重要ナル点及ヒ敵対ヲナス点ヨリ第一項
ニ管マルト解ス、之レヲ要スルハ八三、二項及三項ハ其軍用ニ供スヘキモノタルヲ要ス
即チ帝國ノ用ニ現ニ属シタル物件タルヲ要ス、外第八四條ノ処罰様キハ其ノ帝國軍
用ニ供スルト否トヨリテ異ナルノ結果ナリ。

(二) 軍用ニ供セサル物ニ于スル罪 (八十四条) 其他直接戦闘ニ供スルモノニテ之ニ屬スルモノ多ク、然レテ直接ナルモノト云フ、其直接ナリヤ否ヤハ相對的ナリ、二三ノモノハキテ速ヘシ。

石炭ハ直接ニテラスニテテ艦船ハ戦闘ニ得ヘシ、兵糧モ亦然リ、直接トハ必要ナクヘカラケルモノニテテ兵器彈藥其他トセルヨリ判断スルヲ要トス。

本条ハモノトアリテ場所ヲ欠ク、蓋シ場所ニツキテハ規定スルノ要ナシ、要塞陣營ノ如ク恐ラク帝國軍用ニ供スル以外ニ存セサルヘシ、艦船モ亦帝國軍用以外ニテハ、乍レテ汽車ノ敵ニ交附スルハ如何、是等ノ物ハ大ニテ重要ナルモノナリ、然レテ帝國軍用ニ供セサルモノニテハ及令交附スルモ其害比較的小ナリ、戦闘ト直接ノ干渉ナシ、改テ汽車等ノ類ハ直接戦闘ニ必要ノモノニアラス、馬匹ハ必要ナリ被服靴等モ亦然リ。

第二項 八十五条ノ罪

間諜トハ直接ニ爲戦者ノ一員トナスニテ軍事機密ヲ探查スルモノヲ言フ、其候ト異ナルハ爲戦者ナルヤ否ヤニ在リ。

敵國ノ間諜ノ幫助、幫助ニ付テハ直接間接ノ別ナシ、苟モ間諜行ヲ助ケ容易ナラシムルモノ、或ハ間諜ニ地圖ヲ与ヘ、國內ノ事情ヲ告ケ、或ハ金錢ヲ与ヘ、又ハ之ヲ匿フ等皆

然リ、然レテ幫助トハ利便ヲ与ヘス又ハ間諜ノ行ヲ容易ナラシムルニアラサル行ハ然ラズ、例ハ行倒レノ間諜ニ巢ヲ与ヘ、飢ヘタル者ニ食ヲ与フル亦幫助トセス。

軍事ニ機密云々、機密トハ公ニセサルモノヲ言フ、特ニ秘密ニセルト否トヲ問ハス、公ニセラレサルモノハ機密ト云フヘシ、又軍事上ニ于スルモノハ故ニ軍事ニ于セサルモノハ然ラズ、例ハ政界思潮ノ報告ノ如シ、而シテ敵國ニ通告スル行ハ漏泄ナリ。

第三項 八十六条ノ罪

本条ノ内容ハ尤シ、旧刑法ハ脱漏多カリシカ故本条ニテ補正セシナリ。本条ハ敵國ノ軍事上ノ利便ヲ与ヘテ帝國軍事上ノ利益ヲ害セス、又帝國軍事上ノ利益ヲ害セルモ敵國軍事上ノ利益ヲ下ラサルヲアルヘシ、是等ヲモ含メルナリ、例ハ旧刑法百三十三条ナリ、之レヲ要スルハ一條ヨリ八十五条ニ至ル各条ノ規定中ニ漏レタル一切ヲ包含ス。

第四項 備考規定 (八七、八八、八九)

第八十條ハ未遂ヲ罰ス、八十八條ハ準備陰謀ノ罰ス、八十九條ハ合盟國ヲ本國ト看做ス規定ナリ、

八十二條ヨリ八十六條ニ至ル規定ニテ八十一條ニ當ラサル場合ハ内外人ヲ問ハス之レヲ如罰

し得べし、以場合ハ几テ敵対行為ニアラス、為戦者以外ニ立テテナス行為ニシテ通常ノ
犯罪ナリ。

然レ共場合ニ戦時ノ慣例ヨリ法律ニヨラスシテ支配し得ルモノナリ、又自八上条至
八十九条規定ニ場合ヨリ陸海軍刑法ト衝突スルコト多シ、以場合ニハ特別法タル陸海軍
刑法ヲ適用ス。

第四章 國交ニ于スル罪

第一節 友邦ノ君主、大統領又ハ使節ニ対スル

侮辱罪 (自九〇、至九三)

(一) 友邦ノ君主、大統領又ハ使節ニ対スル侮辱罪、

(A) 犯罪ノ客体、 外國ノ君主、大統領又ハ使節タルコトヲ要ス、故ニ其家族、親族
従者ハ含まス。

使節ハ外交上戴冠式ニ帝國ヲ代表シ自皇室和親ノタメ派遣セラルモノアリ、之ニ
フ使節ハ外交團員トシテナラス、其他臨時派遣セラレ、使節ヲモ包含ス、而シテ其使節
ハ君主又ハ國家ヲ代理スルモノタルコトヲ要ス、故ニ國務ノ一部分ヲ代表シテ処理スル外國

ニ派遣セラレタルモノハ亦使節トシテ得シモ實際上内國ニ行フ職務ヲ單ニ外國ニ
行フニ過サルコトヲ以テ之等ハ爰ニ所謂使節中ニ包含セス。

外國ノ君主大統領ニ対スル侮辱行為ハ常ニ對セラル、非ス外國ノ君主又ハ大統領ハ帝
國ニ滞在スルコトヲ要ス、故ニ帝國外ニアル者又ハ帝國ニ滞在中ニ旅行中ニアルモノヲ
會マス、使節ハ又帝國ニ派遣セラレタルモノナルコトヲ要ス、派遣ハ文字上滞在ト異ナル
滞在トハ現ニ帝國ニ存在スルヲ意味ス、派遣ハ實際上帝國ニ派遣セラレタル人ニシテソ
ノ途中ニ在リ、賜暇休暇ニテ歸國セルモノ、帝國ノ保護國ニ旅行セルカ如キ者モ包含セ
ルモノ余ノ見ル所ヨシハ派遣トハ派遣セバ且ツ帝國ニ滞在中ノモノヲ意味スト解ス、
本章中外國トアルハ實際アル國ノ意味ス、或ハ實際ニサルモ帝國以外ノ外國ヲ意味スルヤ
余ハ本章ハ國交ニ于スル實際ノ條約ヲ有スルカ又ハ條約ナキモ事實上實際アル場合ノ
コトヲ意味スト解ス。

時トシテ兩國間普通ノ交際カ戰爭ノ事情ニ依リ断絶スルコトアリ、國交断絶トハ
宣戰ヲ布告シ又ハ實際戰鬪開始セラレタル時ニテ談判不調又ハ公使官ノ引キ上ケノ
コトヲ断絶ニアラス、而シテ断絶國ノ君主日本ニ滞在セルコト場合アリ、以場合ニハ
外國ノ君主、大統領、使節ハ敵人ノ一人ナルモ現ニ交戦者ナラザルカ故ニ相當ノ敬意

ヲ松フヘシト雖モ余ノ見ル所ニ依ルハ本罪ハ和親ヲ破ル恐アルカ故ニ罰スルハ本罪トシテモ
ノナルヲ以テ一旦國交斷絶セル以上ハ再ヒ斷絶スル能ハサルヨリ決場合ハ本条ニ該當セズ
故ニ國交斷絶後ハ之等ノ者ニ對スル行為ハ普通ニ對スル罪ト見ルヘキモノト解スヘキ
ナリ。

(B) 暴行、脅迫、又ハ侮辱ヲ加ヘタルヲ要ス。暴行トハ身体財産ニ付キ障
害ヲ及スヘキ止ノ腕力ヲ用ユルヲ言フ、故ニ殺人ノ意思アルハ暴行ニアラス、傷害ヲ
生レル場合ニ於テハ議論合ル。

(1) 暴行ハ傷害ヲ加フル手段ニシテ低キ程度ノ行為ハ高キ程度ノ行為ニ吸收セラレ傷
害罪トナル。

(四) 本罪ト傷害罪トノ併發ヲ以テ論ス、

余ハ後説ヲ採ル、即チ併合罪五十四条ヲ適用ス、乍併數人ノ意思アル場合ニハ之
ト競合スルヲ得ス、之レヲ要スルニ具衆行カ進レテ傷害ニ至レルハ五十四条ヲ適用ス
及月迫トハ人ノ心裡ニ恐怖ヲ起サシメタルモノヲ言フ及月迫ノ程度種々アリ、尤ク言フハ
人ノ心裡ニ恐怖ノ念ヲ起サシムルヲ行爲ヲ云フ、然レ場合ニヨリテハ程度ノ高
キ脅迫ノシ意味スルヲアリ、或ハ高底度共ニ包含スル及月迫ナルヲアリ、本場合

ニ於テハ程度高キモノに限ラス、即チ現實ニ危害ノ切迫セルヲ示スニ止マラス、心裡ニ
恐怖ヲ起サシムルヲ行爲ヲ包含ス。

日泰行ハ本來身体財産ニ對スルモノナルモ君主、大統領、使節ニ對シ暴行又ハ脅迫トナル
ヲ以テ此場合ノ暴行ハ身体ニ對スル場合ナラサルヘカラス、乍併必スレモ直接タルニ要
セス間接タルモノモ亦然リ、脅迫ハ人心ニ恐怖ノ念ヲ起サシムル行為ナルヲ知リ之
レヲ行フ意思アルヲ要ス、故ニ必スレモ其人ニ對シテ行フヲ要セス物又ハ口ヲ三者ニ
對スルモノ可ナリ、之レヨリ其ノニ恐怖心ヲ起サシムル足ルモノニシテ之レ暴行ト異ナル所
ナリ。

侮辱、普通ハ名譽ニ對スル罪(三〇、三三)ナリ。其日取モ狭義ノ名譽ニ于

スルモノハ二百三十一條ニシテ二百三十三條ハ誹謗ナリ、誹謗トハ人ノ名譽ヲ損スルコトヲ公然
三者ニ告知スルヲ云フ、事實ノ精粗何レニモ可ナリ口事柄ヲ具體的ニ言フヲ要ス、其事
ヲ摘示セサルカ侮辱ナリ二百三十三條ハ見侮辱ニ事實摘示ト然ラサルモノトアルカ如キモ實
然ラス侮辱トハ人ノ第三者ニ對スル位置體面蹂躪ノ行為ナリ即チ摘示ヲ要セス評論ヲ加
ハコトナリ又其人ニ對スル特別又ハ普通ノ敬意ヲ欠ク意思ヲ表示スル行為ナリ言語、
文章、動作等ヨリテ行ハ、誹謗ニ事實ヲ摘示スルモノニテ其人ノ名譽ヲ失墜スヘキ事

柄ヲ第三者ニ告知スルモノナリ、即チ第三者ニ告知スルモノニシテ第三者カ判断スル地位ニ
立ツナリ、侮辱ハ行為者自身罵詈、嘲笑スルナリ之レニ者ノ顯著ナル区別トス。

本章ノ侮辱ハ何レヲ意味スルカ、思フニ本場合侮辱誹謗ニ者ヲ包含スト解ス、
蓋シニ者共ニ犯人ノ名誉侵害ノ行為ナリ、只其方法異ナルノミ、故ニ本場合ニハ二者包
含スト解ス、名誉毀損ノ誹謗ハ事實ノ有無如何ヲ尚ハス、故ニ本章ニテモ事實ノ
有無ヲ論セス凡テ之レリ処罰ス侮辱ハ言語動作ヲ以テ行ハル、九十條二項九十一條ニ
項各但書ニヨリテ本罪ハ親告罪ナリ。

君主、大統領場合ニ於テ外國政府ヨリ求刑ナカリシ時ハ勿論若シ外國政府ノ要求ナリ
君主大統領自身告訴シタルハソノ訴ハ外國政府ノ請求ト同一視スヘキヤ否ヤニ付キニ
説ク。

(イ) 若シ君主、大統領、自ラ署名シテ告訴セル場合ニハ当然外國政府ノ請求ト同視ス
ヘレ、即チ本条ヲ以テ論ス、其理由トスル処ハ本条規定ノ仕方ハ君主大統領自ラ求刑スヘ
キナリ、君主大統領自ラ告訴スルナキ故ソノ本國政府求刑スルナリ、法文上被害者ノ請
求トセサルハ社儀ナリ政府ノ求刑ヨリモ君主大統領ノ告訴ハ多クノ理由アルヲ以テ処罰
スヘキナリト。

(ロ) 君主大統領ノ告訴アルトシテ即チ統治者トシテノ地位ヲ以テ日本政府ニ要求スル
アルヘキ理ナレ、若シ署名シテ告訴セル片ハ個人トシテナリ、然ラハ君主大統領ニ對シテ
侮辱罪ノ告訴ニアラスニテ個人ニ對スル侮辱罪ノ告訴アリタルナリ、故ニ個人ニ對スル侮辱
罪トシテ処罰スル、即チ君主大統領ノ求刑ハ其政府ノ求刑ト同一視スルヲ得ス。

余ハ第三ヲ説ク採ル、使節ノ場合ニ於テ自身告訴セス外國政府求刑シタリトモ如
何、即チ被害者ト政府トノ求刑ヲ全視スヘキヤ、余ハ本条ニ於テ外國政府ノ要
求ヲ俟テトスヘキヲ被害者ニ付テハ以テ外國政府ノ求刑アラハ尚更処罰スヘキト
ノナリト信ス。

- (C) 犯罪ノ意思、侮辱ヲ加フルノ意思アルヲ要ス。
- (二) 外國ノ國旗其他國章ヲ破壊除去シテ汚穢シタル罪。
- (A) 犯罪ノ客体、外國ノ國旗其他ノ國章ナリ、國旗其他ノ國章ハ広ク之レヲ國
家ノ目印ト見ルヘク即チ其國ヲ代表スル表章ト見テ可ナリ、且印トナルモノハ普通國旗
ニシテ尚ホ國旗以外ノモノアルヲ以テ其他トナセルナリ。國旗ニニ義アリ、

(イ) 抽象的意味、國旗ハ國章ノ掲ケラレル旗又ハ國章ヲ掲ケタルモノナリ、國章
ハ思想上ノモノナリ。

(四) 具体的意味、國章ノ表ハサレルモノハ凡テ國章ナリ。

國章トハ此ニ者ノ中何ナリヤ、我國ハ日ノ丸菊ノ紋コレナリ、乍然抽象的ニ云ハ何物モナキナリ、只此物カ物体上ニ表サレルモノハ國章ノ示サレルモノカ存スルナリ、之レ國章トハ具體的ニ寫シ出サレルモノヲ指ス、乍然旗又ハ其國ノ國章カ寫シ出サレルモノカ全体カ茲ニ云フ國章中ニ合マルニアラス、即チ國章ニテ私人ニ屬スルト國家ニ屬スルトアリ、之ニ云フ國章ハ具體的ニ見ルモノナルヲ以テ一國ニ其所有權ノ屬スル國章ヲ云フ即チ具體的ノモノニテ其國ノ其物ノ上ニ表ハサレルモノヲ國章トス、例ハ一私人ノ有スル國章早チ破ルハ本罪ニアラス、サレトモ公使館軍艦所屬ノモノヲ被レハ本罪ヲ構成ス。

國章ハ必ス此モ一限ラス其國ヲ代表スルモノハ國章ナリ、故ニ皇室ヲ代表セル勅、帝國ヲ代表セル日ノ丸ハ其國章ナリ、陸海軍ノ日ノ出、陸軍ノ星、如キ即チ官署ノ一部ヲ代表スルモノハ皆國旗國章中ニ入ル、ヤ否ヤ、之ヲ上ニ解スルハ合マサルカ如シト云ヘトモ余ハ包含サルヘキモノト信ス、蓋シ是等ハ單ニ範圍ノ大小ニ過キスレテ國ノ一部ヲ代表スルカ全部ヲ代表スルカノ問題ナリ、而シテ官署ヲ代表スルハ國ノ一部ヲ代表スルモノニシテ又其中ニ包含セシムルヲ可ナリト信スレハナリ。

(五) 犯罪ノ行為、破壞、除去又ハ汚穢スルナリ。破壞トハ物ノ實質ヲ毀壞ス

ル行為ヲ云フ、實質ノ傷害ニ物ノ實質ノ減少スル場合アリ、表ハサレル表音トシテ無効ナラシムル場合アリ、即チ損壞ニシテ裁アリ。

(イ) 實質ヲ減少スルナリ (破リ又ハ裂ク)

(ロ) 表ハサレル表音ヲ消スル (例ハ塗抹又ハ洗落ス如キ) ナリ。

汚穢トハ不潔ナルモノヲ附着セシムルナリ、即チ物体ニ不潔行為ヲ施スナリ、實質上或意味ニテ損壞ト云フヲ得シ、即チ不潔物ヲ施ス場合ハ汚穢ニシテ然ラサル場合ハ損壞ナリ、侮辱ノ意味ニテ香水又ハ花輪ヲ加フルモノハ汚穢ニアラス。

除去トハ具體ノモノヲ甲ヨリ乙ニ取去ルヲ云フ即チ場所ノ變更ナリ、從テ國章ト相照シ國章ノ具體的ナルヲ明カナリ、除去ハ距離ノ遠近ヲ問ハズ其物ヲ引き倒シ又ハ盜シ去ル場合共ニ除去ナリ、又甲場所ヨリ乙場所ニ其物ヲ持去ル場合ニ於テ唯其意思如何ヨリ犯罪異ナル、侮辱ノ意思マレハ本罪タルナリ。除去ハ取去ルニシテ甲ノ場所ヨリ乙ノ場所ニ移スヨリ其行為ノ完成ス、本場合ニ空劫盜ノ場合ノ如ク取去リタルヤ否ヤ即チ未遂ニ遂ニ同數起即チ握手無因接手直突等ノ問題起ル、実力中入レサスレハ甲ノ場所ヨリ乙ノ場所ニ移シタルニテ即チ窃盜成立ス、或場合ハ之ノ位置ヨリ多少高シタルヲテテ除去ト云フヲ得

ス、

罰スルモ其法文以上に罰スルを得ず、故に着手以上ノ行為ニシテ國家于テセズ罰スル必要
アル場合ニハ之レヲ予備陰謀トシテ罰スルヲ要ス、惟テニ國家于テノ場合ヲ想像シ不便
ニ慮、名目的ニ規定セシメ、規定ハ旧刑法ハ勝レリト考フ、蓋シ國家カ其行為ニ冬
加シ又ハ是認シ又ハ必要上ニト其ニ行為スルハ別問題ナリ、本条表裏顯ハ國ノ和親ニ于ス
即チ國際間ノ平和ヲ前提トス、故ニ立法ノ主旨ハ問題外ノ一ヲモ包含セシメントシ却テ
惡ニ終レテ而カモ國際間ノ和親ナル場合ニ私人ノ行為ヨリ國土ヲ得又ハ國利ヲ得而シ國
際干渉存続シ私人ノ行為着手以上ニ至レル時ハ國土上放任スル能ハス、新刑法ハ其場合ニ
予備陰謀トシテ罰スル外ナラハ、又私人ノ行為ニ國家于テスルハ多クノ場合不得止マヨシ
レテ其点ヨリ見ルモ旧刑法勝レリ、故ニ予備陰謀ヲ罰スルハ勿論着手ノ實行已遂未
遂ハ之レヲ罰ストスルノ要ナリト信ス。

第三節 中立違反ノ場合

例外中立ニ於テ單ニ帝國中立ナルノ明文出ルル場合ハ多クノ場合ハ何クノ行為ハ中
立ニ違反ストノ細目規定ナリ、其場合ニ于テハ議論ナシ、然レモ單ニ中立ナルヲ公布シ細目
ナキ場合ハ中立違反ノ有無ハソノ内容ニ付キ國際法上ノ原則ニ基キ之レヲ定メテ解
釈スルヲ要ス、余ノ見ル所ニヨレハ直接戦闘ノ用ニ供スルモノヲ交戦國ノ一方ニ援テシ其

一ニ利益ヲ与フルノ疑ヒモテノ中立違反ナリ、然レ共交戦國ノ一方ニ間接ニ利益ヲ与フル
一ニ中立違反ナルヤ否ヤ疑ヒ、例ハ兵糧軍資石炭ノ供給ノ如シ、思フニ其場合ニ間
接ニ交戦國ノ一方ヲ幫助スルノハ中立違反ニアラズト解ス、若シ之レヲ以テ違反ナリトモ
シカ國際間ノ取引ヲ杜絶スルニ至ルヘシ、或ハ日ク兵糧石炭ノ如ク著シク一方ニ利益ヲ与ス
モノヲ供給シ間接ニ利益ヲ与ブル丁ナルハ違反ナリトス、然レモ余ノ信スル如ク依レハ石
炭ノ如ク一方ニ利益助カヲ与フル場合ニ殊ニ一方ニ利益ノ為メニスルノ意思ナクシテ時利
便ニ使スルノアリ得ルヲ知ルシナラハ決シテ中立違反ニ非ス、其特ニ一方ノ為メニスル意
思明瞭ナルハ中立違反ナリト解ス、即チ間接ニ一方ヲ助クルノ意思証明セザル限り
ハ間接ニ利益ヲ計ル行為ハ中立違反ニアラス。

第五章 公務執行ヲ妨害スル罪

第一節 廣義職務執行ヲ妨害スル罪

(一) 狹義職務執行ヲ妨害スル罪

(A) 客體、公務員職務執行ノ行為ナルヲナリ、公務員ノ何タルカニ付キテハ第七條

規定キ、職務執行ノ當時ハノヲ要ス、即チ現在職務執行ノ行為ヲナレシムル場

合ハ勿論其將ニ行ハントセル時又ハ執行ヲ終リタル刹那即チ職務執行ヲナシタル前後時
ニテ極メテ密接セルモノモ共ニ職務執行中ニ屬ス。執行ニ種アリ。

(イ) 法律命令ヲ執行シ得ルハ、即チ人又ハ物ニ對シテ國家ノ意思ヲ実行シ、場合
ヨリ強制手段ヲ用ヒテモ実行スル場合ナリ、即チ或ル命令ヲナスナリ。

(ロ) 右義ニ於ケル執行ニシテ公務員ノ法規ニ從ヒ職務ニ從事スル場合ハ職務執行ナリ、必
ズシテ法律命令ヲ執行シ國家ノ意思ヲ実行スル如クハ、一ヲ要セス。

茲ニ所謂執行トハ右狭義ノ意味ナリ、旧刑法百三十九條ニ所謂執ハ疑モテノ狭義ノ執行
ナリ、新刑法九十五條モ亦狭義ノ執行ナリ、蓋シ九十五條ハ旧刑法百三十九條ヲ修正セルモ
ナリ、故ニ同シク狭義ニ解スルヲ妥当トスルカ如シトモ、余ノ見ル所ニヨレハ九十五條ハ右
ノ執行ナリト信ス、蓋シ九十五條第一項ニ「又ハ其職務ヲ辭セシメタル文句アリテ人ナリ
ナサレメ又ハ為サレラレトノ對語トセリ、然ラハ第一項ノ執行モ右義ト見テ現在職務
ニ從事スルモノニ對シ云々ノ行為ヲナスモノト見ルヲ至當トス、而シテ新刑法ハ旧刑法ノ法律規則、
ニ行云々ノ規定ナシ、故ニ凡テノ官吏職務ニ從事スルニ當リト解スルカ故ニ「單ニ職務ニ從
事スルニ過キサル巡查其他諸官吏カ其身分ニ於テ為ス行為ハ凡テ本條ノ規定スル如ナリ
然ラハ職務ノ執行適法ナルヲ要スルヤ否マハ問題ナリ之ニ于テニ説アルモ共ニ下ノ三点ニテ

一致ス。

(イ) 其事項職務権内ニ屬スル、例ハ巡查憲兵ノ上官ノ命ニテ人ヲ逮捕スルヲ得ル
又稅務官吏ノ違及者ヲ逮捕シ得サルカ如キナリ。

(ロ) 職権内ニ屬スル土地及ヒキモノ、管轄内ノ意思管轄ノ有スル事故、官管轄ナリ
ハ職務執行ナリ、例ハハ官判官ノ事務所管轄ノ如ク之ナリ、官管轄以外ノモノヲナ
セルハ行為自体ニ違法ナリ。

(ハ) 職権ノ行フニ當リ必要トスル方式違反ナリ、形式行ハ相當ナル方式ナリ、例ハ
豫審判事ノ家宅搜索ニ於テ等、承諾ノ要スルカ如ク又ハ令状ニ署名者名ノ必要ト
スルカ如ク之ナリ、是等ノ方式、又ハ場合ハ職務執行ヲ阻却ス。方式ヲ客觀的ニ違
ハルモノ主觀的ニ違法ナラザルハ、例ハ錯誤ニ於ケル場合、時ニ職務執行ヲ阻却ストフルトハ
ラストスルトニ説アリ。

一、客觀的ニ適當ナル職務ヲ有シ管轄權ノ有シ且チ方式ノ守ルヲ要ス、故ニ之ニ違反スルハ違法
ナリ、

二、錯誤ニ出ラザルハ主觀的ニ何等ノ違法ナレ、故ニ職務執行ノ行為トナサレハカラス
通過前説ナリ、然ラハ苟ク違法ナラハ極メテ細微ナルモノニテ之尚ホ正當ナル職務執

行トヨク得ザルカ一報、設ハ怪徴ナル手續ニ付キテ、違法ニシテ根柢ナリシノ職務執
行ヲ為スヲ無効ト為レ得ル場合例ハ官吏ノ職務執行手續ニ服務規律ニ於テモ
以責任アル場合、即チ其行為自體ヲ無効トスヘキモノ、如キ場合ハ違法ハ違法ナリ
ト宗モソレノミニテ職務執行ニテト為スル所ナリ。

右由ル手續ノ違及職務ノ正当ヲ失フコトハ、故ニ之ニ場合ニモ規定ニ及スル行為ハ職
務アラズ、乍併中ニハ單ニ注意的ノモノアリテ重要ナリシ手續ハ命令服務規律ニ多ク
ノ責アルモノノ行為自體ハ職務執行ノ行為ニシテ、故ニ之ニ時ク如キハ職務執行
ノ為リトナスハ一般通説ナリ、蓋シ客觀的ノモノ在テモ違法ナリトスレハ職務執行
ヲ多ク場合於テ違法ニシテ其条文ノ適用ナキニ至ラン、余ハ一般通説ニ從フ、約言スレハ客
觀的正当ナルヘシト定マリ控徴ナル手續ニシテ其行為自體ヲ無効ニスル能ハサルモノ例ハ
注意的条項ノモノ、違及ノ行為ハ職務執行ノ行為ニシテ阻却人トシテアラズ、然レハ重要
ナルモノハ之レカ為メニ職務執行ノ無効トナル場合ハ職務執行々々為ルノ阻却スト云フヲ阻却
職務執行ノ行為各程違ノ行為重要ナル方式ニ違及ル行為ハ職務執行々々為ルノ阻却
スルノ既述ノ如シ、換言スレハ不法行為ナリ從之レシテ對スル行為ハ暴行又ハ脅迫ナル場
合ナリテ其自身正当防衛ニシテ單ニ無罪ナルノミナラスソノ行為自體ハ正当ナルナリ

(B) 行為、暴行脅迫ナルヲ要ス、暴行トハ物又ハ身體ニ傷害ヲ加フキ
正ノ腕カヲ用ユルモノニシテ、脅迫トハ人心裡ニ恐怖心ヲ起サシムルモノナリ。

(イ) 暴行、公務員職務執行ニ當リ公務員ニ對シテ為スルヲ要ス、故ニ暴行
ハ物ニ對スルト人ニ對スルトアルモ本条ハ唯人ニ對スル場合ノミ、然レ共人ニ對スル暴行ハ必
ズ直接タルヲ要セス、間接タルモ可ナリ、然レモ何人ノ害セサルモノ例ハ公務員ノ捕
スルノ逃ケル行為ノ如キ又公務員ノ河ヲ涉リ差押ラウ為メヘク来ラントスル橋ヲ斷ツ
カ如キハ物ニ對スルモノナル故ニ本条ニアラズ。

(ロ) 脅迫、脅迫ニモ亦右狭ニ義アリ、ソノ何レモ屬スヘキカ不罪ハ職務執行妨害
行為ナリ、故ニ妨害タルニハ單ニ口先ニテ脅カスノミニテハ足ラサルヘシ、之レ口頭ノミニテ
ハ未タ職務執行妨害ノ程度ニ至ラス、茲ニ所謂脅迫ハ事實上其行為ノ妨害
トナリ職務執行ニ差支ラシ生ルニ至ル程度タルヲ要ス、即チ危害カ目前現實ニ
セラル場合ノミヲ規定ス、即チ狭義ノ脅迫ノ場合タルナリ、乍然以脅迫ハ公務員
ノ心裡ニ恐怖心ヲ起サシメタルヲ要ス、然リ現實シノ人ニ對シテ行ハルヲ要セム算
三者ヲ介シテ脅迫スルモ可ナリ、又職務執行ニ伴ヘハ貴重財産ニ對スル脅迫モ然リ
之レヲ要スルモ其危害目前ニ迫リ公務員之ニテテ畏怖スル程度ナルヲ要ス。

(d) 犯罪ノ意思、職務執行ノ行為タルヲ知りテ脅迫又ハ暴行ヲ加フルヲ要ス、注意スヘキハ職務執行ヲ妨害スル目的アルヲ要スルヤ否ヤ、余ハ之ヲ要セス只暴行脅迫ヲ加フル意アルハ是ト解ス、旧刑法ハ暴行脅迫ヲ以テ抗拒シタルモノ云々トアリ故ニ此目的アルモノト見入ルヘシ然レバ新刑法ハ此抗拒ヲ要セス其行為カ妨害ノ行為トシテ客観的ニ職務執行ヲ妨害スル可ナリ、即チ余ハ職務執行ヲ妨クル意思アルヲ要セス職務執行ヲ妨クルトナルヲ知ルハ是ト解ス。

職務執行ニ付キ公務員ノ補助員ヲ含ムヤ否ヤ、他國ノ立法ハ之レヲ場々々レバ裁法ハ之レヲ欠ケリ、其殊ニ之レヲ欠ケルノ点ヨリ補助員ヲ含ムト解ス、即チ公務員ト云ヒ得ルハニテラサレハ本條ノ適用ナシ。

(二) 公務員ヲシテ或処分ヲサシメ又ハ為サシメサルカ為メ又ハ辭職セラルル為メ暴行脅迫ヲナス罪、

暴行ハ前場合ト全シ、脅迫ニ于テ広狹ニ義アリ、其広義ノ場合ヲモ含ムヤ否ヤ、其職ヲ辞セシメ云々ヨリ見ル片ハ広義ノ場合モ含ムルカ如シト雖モ余ハ狭義ノモノト解ス、即チ危害目前ニ迫レル片ノミニ限ル、

処分ヲサシメ又ハ為サシラレルハ為メト云フ所謂処分ハ單ニ職務執行ニテニス、法

律規則ヲ執行スルヲ言フ、即チ行政上ノ可否決定ヲ実行スル為メ行ハル職務執行ヲ言フ法律命令ニヨリ或可否決定ヲナスカ処分ナルヲ以テ事務ヲ取扱フハ処分ニアラス故ニ処分ナル文字ヨリ見ル片ハ前場合ノ職務執行ハ広義ノモノニアラザルカ如キモ其職ノ辞セシメナル句ヲ対照シテ職務執行ヲ広義ニ解スルハ疑問ナリ。

旧刑法ニ官吏ニ為ス可カラザル事件ヲ行ハシムルモノトアリテ為サシメサルモノ、処罰ヲ欠ク、新刑法ハ之レヲ補正ス、又犯罪ノ意思ニ付キ、一ノ為メアリテ明カニ目的アルヲ要ストス故ニ為サシメ又ハ為サシラレルハ爲メト云フハ不定ナリ必ス目的ヲ要ス。

(一)ト(二)トノ于係如何、「職務執行スルニ當リ」ト或処分ヲ為サシメ又ハ為サシラレルハ爲メト云フ于係及ヒ相違ハ如何、職務執行中或ハ処分ヲ為サシメ又ハ為サシラレルハ爲メト云フ又ハ暴行ヲ加ヘタルモノハ何レヨリテ処罰スルキ、及職務執行中其職務ヲ止シメ又ハ為サシラレルハ何レニテカ、一見第二ニ入ルカ如シ然レバ法律ノ規定ニヨリ(一)ヲ分テルハ(二)ヨリ(一)ヲ抽出シテ特別ナル場ト考ヘ規定セザリ、故ニ(一)ニ入ルモノナリト解ス、故職務執行中及ヒ之ニ前後相接近セル片(一)ニ入ル、(二)ハ広シ、九十五條ハ第二項ヲ抽出ス、故第一項ヲ除外セルハ凡テ第二項ナリ、約言ニシテ職務執行ニテスルハ第一項(即チ行為ニ強

制ヲ加フル場合) 意思ニ干スルハ第二項(意思ニ強制ヲ加フル場合)トスルヲ要ス
リトス、前記ノ執行ハ旧刑法ヨリモ広義ナルカ如シ、何トナレハ公務員ノ義務ト規定セルヲ
以テナリ、公務員ノ義務ト固ヨリ法律規定ヨリ執行スルモノナルモ法律規定其モノヲ
執行スルトハ異ニテナリ、是ニ依テ之レ見レハ右ノ職務執行ヲ意味セルモノナリ。
之レヲ要スルニ亦規定ハ双方ヨリ見テ正シ、執行官吏ニ對スルモノトスルモ理アリ、又右ノ職
務ニ對スル暴行脅迫ニ對スル規定ト見ルニ多ク理由アリ、其ノ二者中余ハ如令ト執行トハ
相對セルモノ一般職務執行モ保護スルノ要アリ、故ニ右ノ公務員ノ執行ト解スヲ正當ナリト信
ス、故ニ余ハ右ノ解ス、乍併本規定ハ曖昧ナリ或点ヨリ見レハ旧刑法ノ如ク見エ又他方ヨリ
モハ広義ニモ見ユルナリ、其利益アルハ一般公務員ヲ保護セルナリ、之レニ依リ如上広義ニ解
ス。

第二節 封印破棄ノ罪、

(一) 犯罪行為、 封印又ハ標示ヲ破壊シ又無効ナラシムル行為ナリ。
封印トハ散逸ヲ防グタメニ施ス所或処分ナリ、標示トハ差押又ハ物ノ簡易ナク
領ヲ明カニスルタメノ表式ナリ、封印又ハ差押ノ標示トハ稅務官吏ノ稅法違反ノ場合稅
務署屬ノ差押ヲ為ス場合ニナス、差押ノ標示又ハ封印トシテ無効ナラシムルヲ要

ス、無効ハ之ヲ損壞シ其他ノ方法ヲ以テスルナリ、凡テ是等ノ効用ヲ無ニスルトハ其中
ニ含マル、旧刑法ノ破毀ヨリモ新刑法ノ無効ハ広シ、然レハ標示シタル物全体ヲ盜ミ
去ルカ如キハ無効ナラシムルモノナルモ之レハ盜ミ去リシ行為ナルヲ以テ盜罪ナリ封印ヲ破
シテ其中ノモノヲ取り去レルハ器物毀損又ハ宍切盜トナリ五十四條ニ該當ス。

(二) 犯罪ノ客體、 封印又ハ標示ハ公務員ノ施シタルモノナリ、職務ニ屬セザ
ル時ハ公務員ノ為セルモノト云フヲ得ス、然レハ職務以外ナルマ將ノ職務内ナルマ付キ特
注意ヲ要スルハ法律ノ規定ニ違反セル場合、全ク不法ノ差押封印ナル場合ハ本條ニ今

ス、然レハ押差ソヘカラサルモノ、對シテ施シタル封印アリ、之レ事實上 錯誤ヨリ差押ヘタル
モノシテ法律違反ノ行為ト云フヲ得カレヨリ亦本條ニ該當ス。次ニ公務員ノ施セルモノト
アルヨリ苟モ公務員ノ為セルモノハ凡テ其中ニ入ルカ如キモ爰ニ封印差押ハ法律ノ規定
ニヨリテナセルモノナラハ特別ノ処分ヲ要スルヲ意味ス、封印ハ法律ノ規定ニヨリナサ
ル場合アリ、例ヘハ書面ヲ封印シテ護送スルカ如シ一人ノ為メニ封印ト異ナラサル場合
アリ是等ノ封印ハ公務員ノ為セルモノナリト雖モ本條ニ入ラサルナリ。

(三) 犯罪ノ意思、 之レ別ニ速ルノ要ナケレハ省ク。

第六章 逃走ノ罪

旧刑法ニ四位逃走罪トシ新刑法ハ単純逃走ノ罪トス、逃走ノ罪トシテ主格ナキハ故不明ナリ、且シテ被拘禁者逃走罪トスヘキナリ。

第一節 被拘禁者自ラ逃走ノ罪

第一項 単純ナル逃走罪（九七）

或ハ立法例及ビ旧刑法草案ハ単純ナル逃走ヲ罰セス、其理由トスル如ハ人ハ本来自由ナリ、其拘禁スルカノ強弱ヨリ逃走スルト否トアリ、其逃走セシムルハ拘禁ノ力弱キニテ其拘禁スルモノ、過失ナリ、故ニ之レヲ罰スルハ不法ナリトシテ単純ナル逃走ヲ罰スヘカラスト論セリ、然ルニ複雑ナル逃走ニ于テハ人ハ自由ナルモノカハ限リアリ、ソノ普通ノ方法ヲ尽シテ相当ノ取締ヲセルニ拘ラス暴カヲ用ヒテ其ノ監督ヲ脱出スルハ無主責任ニアラス故ニ複雑ナル逃走ハ之レヲ罰スヘキモノトナセリ。

新刑法ニ改正スル際ニ於テモ此議論アリシモノニ者共ニ罰スルトナシタリ、議論トシテハ余ハ二者ヲ罰スルヲ正当ナリト信スルモノナリ、人ハ自然ニ自由ヲ有スルモ國家ノ力ヨリテ之ヲ束縛セラレタル以上ハ之ニ對シ服従スヘキ義務アリ若シ義務ナレトモ自由回復ノ如何ナラハ方法ヲ用ユルモ可トシ逃走罪ナルモノナキ筈ナリ、其方法ハ之ヲ罰ストスヘキモノ、故ニ

複雑逃走モ四罰ストセハ単純逃走ヲモ四罰スヘキナリ、但其取扱エニ寛嚴アルノミナリ。

(一) 犯罪ノ主体、既決未決ノ囚人タルヲ要ス、囚人トハ拘禁者ナリ。 已決ノ囚人トハ有罪ノ確定判決執行ノ有メニ拘禁セラレタルモノヲ云フ、當該官署ニ拘禁セラレシモノナリ、通常ハ憲後林銜拘捕ニ如セラレタルモノナリ、換言スレハ刑罰執行ノタメニ拘禁セラシメ有ナリ、死刑執行ノ確定判決後ノ死刑ノ命令マテ拘禁セラレ、有亦同シ。 未決ノ囚人トハ國家ニ刑罰権アリ、否ヤ付キ決定スルタメ即チ刑罰請求権ノ存在、不存在ヲ確定シテ為メニ判決アルマテ當該官署ニ拘禁セラレ、即チ被告ナラズ。

既決未決ノ囚人ナルヲ要スルヲ以テ後令既決トスル確定判決アルモ其判決ニヨリ刑罰執行ニアラサル場後場ニ留置シ、ルハ如キハ此中ニ入ラス即チ囚人ニアラス、又彼ノ証人等カ場合ニヨリテ拘引状ニヨリテ一定ノ場所ニ拘禁セラレ、モ之レ刑罰請求権確定ノ為メニ拘禁スルハニアラサルヲ以テ同シク囚人ニアラス、又注意スヘキハ四罰金刑ノ宣告ヲ受ケ判決確定セシモノハ既決ノ囚人ナリトナスモノアレバ之レ誤リナリ、之ニ當該官署ニ拘禁セラレタルモノニアラサレハナリ、又拘禁セラル、トシ要ス、故ニ後令拘禁セラレ、モ逃走ノ當時拘禁セラレザルモノニ付キテハ本罪ヲ以テ論スヘカラス、例ハ仮出獄保釈中、逃走スルカ如シレ固ヨリ逃走ナルモ囚人トシテニアラサルヲ以テ別ノ罪トナルヘキモ本罪ニハアラス。

逃走ナルモ囚人トシテニアラサルヲ以テ別ノ罪トナルヘキモ本罪ニハアラス。

(二) 犯罪ノ行為、逃走スルヲ要ス、拘禁監督ヲ受クル監督ヲ脱出スルヲ要スル
トリ、其既遂未遂ノ區別ハ困難ナル問題ナリ、通常獄内ニアルモノハ監督線ヲ脱出スル
モノミテ例ヘル墻ヲ乗り越越ヘ又ハ人カテ監督サル者ノ採縄ヲ抜キ逃スルカ如シ、但シ
其墻ヲ乗り越越ヘ又ハ採縄ヲ脱スルモ看守ノ追跟スル間ハ逃走ニアラス、有形ノ機械障
害物ヲ脱出スル片ハ逃走ノ既遂ナリト云フハ極メテ簡單ナルモ拘禁ノ監督ハ必スレモ有
形ノ物体ノミ限ラス之レニ附加スル人カヲ以テス、故ニ物ヲ脱スルモ人カヲ伴フ以上ハ既遂
ニアラス、故ニ実質上ノ障害ヲ脱スルト共ニ又人カヲ脱スル場合ハ既遂ナリ、人カヲ伴フ場合
ニ有形ノ物質ヲ脱スルモ尚ホ未遂ノ状態ナリ、斯ク論スレハ容易ナルカ如キモ何レカ
逃クル片ハ既遂ナリヤ否ヤリ困難ナリ、各場合ニ就テノ事實問題ナリ。

第二項 複雑ナル逃走罪(九八)

(一) 犯罪ノ主体、既決未決ノ囚人又ハ拘引状ノ執行ヲ受ケルモノナリ、豫審判
事ノ拘引状ヲ發シテ証人ヲ引致スルヲアリ而シテ訊問マテ拘禁場ニ拘禁スル場合ヲ本條ニ
依ラレムヘキナリ、之レ旧刑法ニナカリシ如キ。

(二) 犯罪ノ行為、拘禁場又ハ器具ヲ破壊シ若クハ暴行脅迫ヲナシ又ハ二人以上
通謀シテ逃走スルヲナリ。

拘禁場ハ通常監獄ナリ、警察署、裁判所、拘禁モ亦然リ法律命令ニヨリテ定マ
レハ拘禁場ヲ云フ、

器具ヲ破壊シ(九八)逃走ヲ防クシメ作ラレタル機具又ハ拘禁場ノ規則ニ違反シタ
ルモノノ警戒スルヲ作ラレタル器具ヲ云フ、手錠、採押、施設等之レナリ、其拘禁場ニ
入ルト否トナラズ凡テ逃走ヲ防キ警戒ノ道具ニ使用スルモノナレハ可ナリ、手錠ヲ切り又
ハ採縄ヲ切り逃走シタル片ハ其中ニ含まルヤ、余ハ含まスト信ス蓋シ機具トハ特ニ防キ
意ヲナスヲ作ラレタルモノナレハ其理由ヨリ云ヘハ其中ニ入ルカ如シト由ヒ文字上ヨリスレハ包
含セサルモノト信ス。

暴行脅迫ヲナシ又ハ二人以上通謀シタルヲ要ス、脅迫トハ人ノ心理ニ恐怖心ヲ起サ
シムルヲ通知スルヨリ恐怖心ヲ惹起セルモノナリ、暴行トハ不正ナル有形ノ脱カヲ用ズル
ヲ云フ、不法有形ノ力ヲ用ズルハ皆暴行ナリ、本條規定ノモノハ逃走ノ為メニ用ユル暴
行脅迫ナリ、人ニ對シテ暴行脅迫ニタルヲ要ス、而シテ監督者ニ對ス、故ニ本條ハ人ニ
對シテ而カモ監督者ニ對シテ行ハルモノヲ指シ他ノ囚人ニ對スルモノ、如キハ本條ニ入ラス、必
ズ逃走ニ必要ナル手段トナル場合限ル。

又以上通謀スルヲ要ス、之以上ノ者正ニ意思ヲ通シ即チ逃走タルヲ知り共ニ之レヲ犯

ス意思ヲ以テ逃走スルヲ要ス、故ニ兩人間ニ自由ノ意思ヲ以テ行ハレタルヲ要シ詐欺又ハ暴行脅迫ヨリテ行ハレタル場合ニハ通謀ニテ、通謀ノ場合ニ重刑ヲ科スルハ二人以上ナルカ故ニテ、逃走ニ付キ共謀ハソノ事ヲ容易ニスルモノナレハナリ。

逃走ノ行為、 逃走シタルヲ要ス、逃走ノ何タルカハ既ニ述ヘタリ。

第二節 第三者カ拘禁者ヲ逃走セシムル罪

第一項 法令ヨリ拘禁セラレタルモノヲ奪取スル罪

(一) 客体、 法令ヨリ拘禁セラレタルモノナルヲ要ス、一定ノ場所ニ拘禁セラレタルモノニテ既決未決ノ囚人、拘引状ヨリモノヲモ包含ス、然ラハ十八條ノ勞役場ノ留置ハ之ヲ含ムヤ否ヤ、刑罰執行ノ為メ拘引セラレタルモノニ限ルトセハ勞役場ニアルモノヲ含ム人即チ法令ヨリ云々ハ十八條ノモノヲ繰返ストセハ之ヲ包含セス、乍併文書上ヨリ見レハ包含スルモノ、如シ、蓋シ勞役場ノ留置ハ拘禁ト云フヨリハ勞作シ罰金ノ完納ナリ之シ法令ノ拘禁ニ当ラザルカ如シ、然レモ文字上ヨリハ之シ入ルナリ從テ其中ニ包含セシムルヲ以テ文字ニ該當スルトシテ穩當ナルヘシ、茲ニ於テ勞役場ニ留置セラレタルモノ自ラ逃走スル罪トナラス然レモ之レヲ奪取セリタルモノニ付テハ本罪ヲ構成ス。
爰ニ一言注意スヘキハ勞役場留置ハ已決囚人ニ入ラス若シ已決ノ囚人ト見レハ九十九條

及ヒ九十九條ノ主体タルヘシ然レモ吾人ハ已決トハ判決ニ基キ刑罰執行ヲ受ク人キモノナリト解ス、故ニ勞役場ノ留置人ハ九十九條九十九條ノ主体タルトナシ。

(二) 犯罪ノ行為、 奪取ノ行為アルヲ要ス、奪取トハ承諾ナシテ被拘禁者ヲ拘禁監督ヨリ自己ノ実力内即チ監督内ニ移シ入ルヲ云フ、故ニ欺キテ受ケ取ルル如キハ奪取ニアラス、交付ヲ受ケタル片ハ奪取ニアラス、承諾ナキ場合而モ拘禁監督者ヨリ自己ノ実力内ニ監督カヲ移シ入ルニ必要ナリ、故ニ事實上被拘禁者ノ甲ノ場所ヨリ乙ノ場所ニ移スルヲ要ス、其奪取ノ方法如何ニ問ハス、竊カニ奪フト暴行強迫ニヨリ奪フト問フ所ニアラス、本條ヲ重シク自ラ逃走スルヲ輕クスルハ後者ハ自然ノ状態ニ因復スルモノナルモ此ノ場合ハ不得止ニアラス他ヨリ奪取スルヲ容易ナルヲ以テ二者ノ心理状態及ヒ其行為ノ難易等ヲ參酌セザルナリ。

(三) 犯罪ノ意思、 被拘禁者タルヲ知りテ之ヲ奪取スル意思ヲ要ス。

第二項 逃走ヲ幫助シテ容易ナラシムル罪(二〇〇)

(一) 犯罪ノ客体、 法令ヨリ拘禁セラレタルモノナリ。

(二) 犯罪ノ行為、 器具ヲ給与シ其他逃走ノ容易ナラシムルヲナリ。 法令ヨリ拘禁セラレタルモノヲ知り逃走セシムルノ目的ヲ以テ逃走ヲ容易ナラシムルノ意思

アルトヲ要ス、即チ、

- (A) 法令ヨリ拘禁セラシタルモノタルヲ知リ、
- (B) 逃走セシムル目的ヲ以テスル、
- (C) 逃走ヲ容易ナラシムル意思アルトヲ要ス、

逃走ヲ容易ナラシムル行為ハ器具ヲ供給スルカ如シ、其他禁ヲ以テシ逃走ノ方法ヲ故
 獄内ノ地固ヲキヘ、金錢ヲ給ケル等ハ逃走ヲ容易ナラシムルモノナリ。 賄賂ヲ官
 吏ニ与ヘテ逃走セシムルカ如キ行為ハ如何、之レハ逃走ヲ容易ナラシムルニアラス、之レハ逃走
 故唆、賄賂故唆トナリテ逃走ヲ容易ナラシムルモノニアラス、要スルニ他人ノ行為ヲ原因ト
 シテ逃走ノ結果ヲ惹起セシムルカ如キ行為ハ凡テ逃走ヲ容易ナラシムル行為ナリ、
 法律規定ニヨレハ其場合ハ極ノ如シト雖モ消極行為ニヨル犯罪モ亦其中ニ包含セ
 らル、即チ百条ノ如キナリ、 法律ハ逃走ヲ容易ナラシムル行為アルトヲ要シ其ノ
 結果アルトヲ要セス、即チ必スシモ逃走シタルトヲ要セス、又容体タル被拘禁者之レ
 ノ企ツルトヲ必要トセス、之レヲ企テサルモ逃走セシムル為メ供給シ容易ナラシムルハ
 以中ニ入ル、通常ハ幫助ノ行為ニヨリ行ハル而シテ逃走ニ導クヘキ行為ヲ規定シ被
 拘禁者カ之レヲ拒諾如何ハ問フ所ニアラス。
 犯罪ノ意思ニ付キ注意スヘキハ逃走セシムル目的アルトヲ要ス、其手柄カ逃走ヲ

容易ナラシムル場合モ其意思ナク法令ノカ逃走ノ材料トナリタルノミテハ本罪ハ構
 成セス、故ニ行為自体ヲ知ルノミナラス、其行為カ逃走ヲ為サシムル目的ナラサルヘカラス、即
 之レニヨリテ逃走セシムルモノナリトヲ要ス。

其手柄カ逃走セシムヘキモノナルトヲ知ルヲ要ス、其場合ニ付キハ法律ハ通常ノ場合即
 チ単純ナル場合トテ雜ナル場合トテ區別セリ、且暴行脅迫ハ前セシト全ク逃走ヲ容
 易ナラシムルカ為メ加フルモノナルヲ以テ逃走者加担シテ監督ヲ破ルトヲ要スルカ故ニ監督者
 ニ對シテ暴行脅迫ナラサルヘカラス、即チ人ニ對スルモノナルヲ要ス、器物ニ對スルモノハ之レ
 ニ入ラス、九十八条又ハ二百六十一條ニ入レシ。 且暴行脅迫又ハ詐欺ノ行ハレタル場合ト區別セリ
 故ニ詐欺ヲ以テセル時ハ百条一項ニ入ル奪取セルモノト幫助セルモノトノ間ニ刑ヲ異ニセルハ奪
 取セルモノハ被拘禁者ニ對シテ行ハルモノナレハ百条一項ト全クシテ、 同題トナルハ九十八条ノ
 行為ニ加エタル場合ハ百条ヲ加エセルモノニシテ暴行脅迫ニマラサル場合通常ノ器物ヲ
 毀壞セル場合ナラハ本条ニ入ラズシテ九十八条ニ入ルカ若シ殊ニ破壊罪ヲ構成ス、本場合
 故ニ詐欺ヲナセル場合ハ百条第一項ニ該當ス。

第三項 身分ニヨル罪(一〇二)

看守復送ノ職責アルモノヲ云フ、 看守者ハ現在繩ヲ取ルモノヲ言フモ典獄ノ如ク

見実ノ行為ヲ爲サシムモノヲモ包含ス、其場合ハ既遂ノ場合ヲ云フ、過失ノ場合ハ本条
含ミス、故意ノ場合タリ通常ノ場合ハ服務規律ニヨリテ罰セラル。

奪取シタル者ト補助シタル者ト其刑異ル、前者ハ拘禁者ヲ主ニシテ行ハレ後者ハ從
ニシテ行ハルモノナリ而シテ百条三項ハ奪取ト全視シ重ク罰ス。

問題 第三者カ九十八条ノ犯人ト共ニ拘禁場又ハ機具ノ損壞ニ依テ九十八条ノ犯人
ニシテ逃走セシメタルハ九十八條ノ正犯ナリヤ、如何、

第七章 犯人藏匿及シ証憑湮滅ノ罪

第一節 犯人藏匿ノ罪

第一項 犯罪ノ客体

罰金以上ノ刑ニ当ル罪ヲ犯シタルモノ又ハ拘禁中逃シタルモノナリ。 罰金以上ノ刑ナルモノ
九十八條ノ例ニ依リ主刑ノ輕重ニ依リテ拘留科料ニ當ル罪ヲ犯セルモノハ本
條ノ客体トナラス、均留科料ニ當ル罪トハ實際裁判所ニテ判決ヲナレテ均留科料ニ
當ルノ意思ヲナスレテ法律ニ拘留科料ニ処スヘシトアルモノ即チ客體的ニ之レヲ見テ刑罰
ヲ標準トシ之レニヨリテ均留科料ニ當ルモノナリヤリ定ム、故ニ是ニ罰金以上ノ刑トハ客觀

的ニ定ム刑ヲ云フ。 罰金以上ノ刑ニ當ル罪ヲ犯ストアリテ本罪ノ成立ナカラサルハカ
ラス、余見ル所ニヨレハ主觀的、客觀的犯罪ナカラサルハカラス、故ニ例ヘハ殺人犯ナリト
シテ藏匿セル場合ニ正当防衛等ニヨリ殺人ナラサリシキハ本罪ノ犯人ヨリ見テ主
觀的ニ犯罪アルカ如キモ客觀的ニ客体トナルヘキモノ、行為自身ヨリ見レハ犯罪ト
ナラス、斯ノ如キハ犯人ヨリ考ヘテ罪アリト云フニ過キス、本罪ノ成立ナク意思
又クシテ事實犯人ナレ、故ニカハ場合ハ犯罪ノ成立ナシ、又幼年者ノ場合ニ法律
ハ幼年ナルカ爲メニ罰セス、犯罪ノ成立スルナリト云論ニヨルハ幼年者ノ盗ミタル
ヲ知り之レヲ買ヒ取ル時ハ故買ナリト論ス、乍併余ハ之ニ反対ス、客觀的ニ成立
セムカ如キモ責任命令ニ違セサルニ依リ犯罪ソノ者カ客觀的ニモナリ、犯人如何ニヨ
リ主觀的行為ハ全ナルモ犯罪ノ成立ヲ妨ク、恰カモ犯人ヲ殺スルハ殺人ナルモ殺スモ
ノ、如何ヨリ犯罪客觀的ニ表レテ窃盜ノ場合ニ他人ノモノヲ窃取ストアリテ人ト物ト
ノ干係ヲ幼者ハ犯罪トストノ干係ニ於テ一般ニソノ成立ヲ妨ク、サレハ本罪ニ於テモ幼
年者藏匿スルモ罪トナラスト解ス。

犯人ノ利便ヲ与ヘ如罰ヲナス能ハサラレメ時効ニ係ル場合ニハ其利便ヲ与ヘテ犯
罪ヲ構成スルヲ能ハス、故ニ其場合ニモ犯罪スルコトナシ。

身分ニヨリ刑ヲ免除スル場合(二四四ノ如キ)ニ本罪ノ犯罪成立スルヤ否ヤ、思フニ免
除セラルル場合ハ犯罪ノ成立アリ特別ノ理由ニヨリ免除スルモノトセリ是レ刑事裁判
上贓物返還等ノ私訴成立ス故ニ罪ハ成立スルモノニシテ從テ本罪モ亦成立ス。

親告罪ニ於テ其ノ告訴ナキ場合ニシテ藏匿シタル中ハ犯罪成立スルヤ否ヤ

余リ告訴ナキモ本罪ハ成立スト信ス、然レモ主タル犯人ニ付キ結局告訴ナキ中本
犯人ヲ処罰スルヲ得ス、主タル犯人カ処罰セラレタル中ハ從タル犯人ハ処罰スルヲ得
サルナリ、蓋シ親告罪ハ告訴ヲ俟ワテ処罰スルモノナルカ故ニ告訴ナキモ本罪ハ成立ス
ト留モソノ処罰ハ告訴アリテ成立スルモノナレハ之ナクハ成立セス、即チ告訴条件欠ケ
ルニテ犯罪条件ハ成立セザリ、故ニカル犯人ヲ藏匿スルモ之ヲ罰スルヲ得ズ。

罰金以上ノ刑ニ當ル犯罪ヲ犯セルモノニ對シテ許追セラレタルヲ必要トスルカ或ハ然
ラストスルモ捜索ノ目的トナルヲ要スルカ又ハ犯罪セルモノナレハ許追アルト否ト問ハス如何
ナル場合ニモ犯罪ノ事實アル以上ハ藏匿シタルモノトシテ処罰シ得ルヤ、之レニ對シテ
ニ三ノ立法主義アリ。

(A) 實際罪ヲ犯セリ許追ノ目的トナルト否ト問ハス犯人ニ利便ヲ与フルコトナルヲ
從テ常ニ犯罪ハ成立ストナサルヘカラス。

(B) 役令罪ヲ犯スモ裁判所其他ノ官廳ニ其訴ヲ起サス實際捜索ニ着手セザレハ
何等公ノ機子ノ運動ニ障害ヲ与ヘザルモノナリ從テ斯カル場合ニ於ケルモノハ犯罪
トシテ処罰スルノ必要ナシ、障害ヲ与スニ依リテ初メテ犯罪成立ストナスナリ。

第百三三條ニ付キ見ルニ(A)ノ主義ヲ採用セルモノト見ルヘシ、拘禁中逃走セルモノ又
ハ十條ノ罪ヲ犯セルモノハ本罪ノ客體ナリトス。

拘禁中逃走セルモノトセルヲ以テ其法令ニヨリ又ハ傍役場ノモノ種々アルモノナリ既又未
決傍役場留置ヲ問ハス皆モ拘禁セラレタルモノハ凡ニ其中ニ入ルモノトス。拘禁中逃
走セルモノハ其本質上實際罪ヲ犯セルモノ宛罪ノモノ或ハ犯罪アルモ總則罪ノ不成立
立テテノ犯罪トナラザルモノアリ、然ラハ前ノ罰金以上ノ刑ヲ犯セルモノトハ實際犯罪人ニ
テ之レトシテ拘禁中逃走セルモノハ必スモ犯罪人ノミヲ含マス蓋シ主タル犯罪無罪ナル
モ逃走罪等アルヘクノ主タル犯罪ノ無罪存罪其逃走罪ノ有無ヲ問ハス皆之レ本罪ノ客體
タルモノトナセルナリ。此点ニ於テ罰金以上ノ刑ノモトの場合ト異ル之レ公權執行ヲ妨グル性
質ノモノナレハナリ、故ニ犯人ノ有無罪ハ主タル犯人ノ有無罪ニ于セス之レヲ処罰スルコトハ
セリ即チ裁判機子ノ運動ヲ妨グル場合ト全一見タルナリ、尚主タル逃走人タル犯人ノ無罪
ナル場合モ本罪成立セルハ之蓋シ主タル犯人ノ逃走見事ハ無罪ナルモノノ逃走カ無罪

先ニアラスレテ只情状輕キヲ以テ知罰セサル性質有ルモノナリト信ス恰カモ九十九條ノ被拘禁者
奪取ノ逃去者無罪ナリト奪取者ヲ知罰スルトナスト全一ナリ。

第二項 犯罪ノ行為

藏匿又隱避スルヲ要ス、藏匿トハ發見ヲ妨クキ總テノ行為ヲ云フ即チ犯人ノ一室ニ止
或ハ服裝ヲ變スルカ如キモ亦然リ、隱避トハ上ト同一行為ニテ要スルニ犯人ノ捜索ヲ免
ル行為ヲ目カシテ行為ナリ。

藏匿隱避ニ消極行為アリヤ、理論上ハ有之ト云フヲ正当トス特ニ届出ノ義務アリト場合
ニシテナサハルキ不作爲ニヨリ藏匿隱避ヲ爲シ得ヘトス具體的ニハ困難ナルモ理論上ハ
之レアリトナスヲ正当ナリトス。

第三項 犯罪ノ意思

罰金以上ノ刑ニ當ル罪ヲ犯シタルモノナリ、又拘禁中逃走セルモノナリヲ知リテナ
スヲ要ス、之レヲ知ラサル場合ニハ事實他ノ理由ニテ犯人ヲ藏匿隱避シタル場合ニテモ犯罪
構成セス又其犯人ナルヲ知ルモ衣食住ニ苦メルカ故之レヲ救ハシメテ藏匿隱避スルモ
其捜索行為ヲ妨グル意思ナキハ本罪構成セス。

本罪ハ主犯ノ犯人自ラ犯スルヲ得ルヤ否ヤ、本罪ハ匿フ場合ト隠スル場合ト区

別セサルヲ以テ此場合ニハ犯罪構成セス、他人ヲ教唆シテ自ラテ藏匿隱避セシメタル場合ニ
其被教唆者タル他人ニハ犯罪成立スルハ勿論ナルモ主犯ノ犯人ニハ百三十九條ノ教唆者ト爲シ
得ルヤ否ヤ。人余ハ教唆者トナスヲ得スト信ス、又犯罪ハ主犯ノ犯罪ノ徒タルモノナリト併
独立ノ犯罪ナルモ從犯ニアラス恰カモ贓物ニテ主犯ト從犯トノ係ニ全レ贓物罪ノモ
ト從犯ニアラスレテ独立セリ然レ從犯トノ係ヲ有セリ、主犯タル犯人ヲ助ケテノ結果
ヲ確カニ保障スルモノナリ、自ラテ此ノ結果ヲ保障スルヲ得ス、故ニ他人ハ罪トナルモ自ラハ
犯罪構成スルヲ得ス罪ニ何ナリ只加エノ方法異ナルニテ他人カ犯罪人ヲ藏匿スルト全一行為
トシテテナリ蓋シ斯クセサレハ不都合ヲ生スヘシ、即チ他人カ罪ヲ犯スヲ知り之レに加エタルハ
止犯カハ從犯タルヘシ即チ若シ本罪ニテ他人カ罪ヲ犯スヲ、スルヲ正犯カ又ハ從犯ナリヤト云
フニ本罪ノ凡テテテ始メテ主犯ノ犯人ハ他人カ之レヲ匿ヒ又ハ隱避セシムルヲ知レリ、然ラハ
本罪ノ如キ場合ニテ始メテ主犯ノ罪ヲ犯スモノナリ即チ自己ハ或罪ノ犯人トナリ及ヒ逃
去スル犯人トナリ、カハ此場合ニ法律ハ特ニ明文ヲ設テ贈賄者ト收賄者トノ係即チ百九
十七條ノ百九十八條ハ當然正犯從犯トナルヘシ場合ニ特ニ明文ヲ要ス又百九十九條ノ如キ場合
ニテ相成セル場合ニ全レトハ元來主從ノ係ナシ然レモ之ニテ明文ヲ以テ斯クセリ故ニ本罪ノ場合
ニ成立スルモノトセリ明文ヲ要スルヤ明カナリ、故ニ本罪ハ主犯ノ犯人ノ教唆トナスト信ス。

若シシテ主たる犯人カ他ヲ欺キ錯誤ニ陥ラシメ又ハ暴行脅迫ヨリ自己ヲ藏匿隠避セシ
ル場合即チ従たる犯人カ不得已犯セル場合ニハ従たる犯人ノ無罪ナルヤ明カナリ、然レモ錯誤
ノ犯罪成立ノ要件ノ上ニ存セサルヘカラス、即チ犯罪人ニシテ欺キ隠避セシムルカ如キ場合
ナリ、エシテ犯人ニ於テ罪ハ構成スルヤ否ヤ、即チ間接正犯ニ非ルカ、共場合ニ於テ犯罪ノ性
質カ又一種ノ身分ニヨリ成立スル場合ニテ右義狭義ノ差アレハ有夫姦場合ト全シカ
有夫姦ノ如キ身分ニヨリ犯人犯罪ハ主たる犯罪ニ於テ犯罪ノ意思ヲ要ス、然ラハ斯ル場
合ニハ暴行脅迫ハ阻却スルモノナリ、唯客観的事実アルニシテ姦通罪ハ成立セザ
リ、唯別個ノ犯罪アルニシテ、女別個ノ犯罪ハ討セサルヘカラス、故ニ本向ノ場合ニモ亦全シク自
己カ暴行脅迫セル場合ト第三者之ヲ有ス場合トテ自己ニ対シテハ間接正犯ナシ第三者場
合ハ成立ス主たる犯人ハ身分ヲ有セサルニヨリ間接正犯成立セズ、唯主たる犯人ハ第三者
ヲシテ為サレタル片ハ間接正犯ナリ。

第二節 証憑湮滅ノ罪

第一項 犯罪ノ目的物

他人ノ刑事被告事件ニ于スル証憑若クハ他人ノ刑事被告事件ニ于シテ偽造、變
造シタル証憑アルヲ要ス。犯罪目的トシテ特ニ或目的ヲ要スルヤ否ヤ、余ハ之ヲ

要スト信ス、犯罪ノ目的ニ三種アリ。

(一) 他人ノ刑事被告事件ニ于スル証憑、他人トアルニヨリ自己ノ犯罪ノ証憑ニ于
スルモノハ犯罪成立セズ、自己以外ノ事件ニ于スルヲ要ス。刑事被告事件ニ于スル証憑ニ
シテ要ス、刑事被告事件トハ如何ナルモノナカ、被告事件トテテ未タ搜索許追ノ目
的トナラサル場合ニハ之レナキニヨリ及令犯罪アルモ犯罪ノ証憑ハ偽造變造ハ罪トナラズト
云ハサルヘカラス、刑事被告事件ハ有罪モノニ限ラズ一般ニ無罪タル場合ニテモ許追
事件クテ得ヘキヲ以テ何等ノ犯罪ナクモ之レヲ于スル証憑ハ其中ニ入ルヘキナリ。

但シテ於テ百三条ノ場合トニ於テ異ナル、(イ)即チ及令犯罪アルモ刑事被告事
件記ラサル間ハ之レニ于スル証憑ナキ筈ナルヲ以テ百四条ニテハ無罪トナル、之レニ及レ百三条
ノ場合ハ未タ許追アラサルモ實際犯セル片ハ、藏匿隠避スル時ハ罪トナル、(ロ)百三
条ノ場合ニハ犯罪者ハ拘禁者ナルヲ要ス、故ニ才判所ニ被告トナリ罪ヲ犯サル場合ニハ
之レヲ藏匿隠避セシムル罪トナラス之レニ及レ百四条ノ場合ニハ實際ノ罪ヲ犯サハモ
ノニ付ヤテモ尚刑事被告人トシテ許ヘラレタル事件ニ于スル証憑ナルヲ以テ一ハ悉ク犯罪
ノ目的物トナル、何故ニ斯クノ如ク百三条百四条カハ犯罪人タルヲ要シ他ハ被告事件
タルヲ以テ是ルヤ、思フニ之レヲ百四条ニテハ有罪ナルニナラス、無罪ノ場合ニモ偽造變造ノ

事實生ズルヲ以テナリ、之レニ及ビシテハ、無罪ノモノトナレハ之レヲ藏匿隠避スル
モ其者ヲ害スルナレ、從テ其者アリカレ、乍爾余ノ見ル如ク以テモ、百四條ニ於テ刑
事被告事件ニ于スル証憑ヲ湮滅偽造變造スルハ、害ヲ生ス、即チ有罪ナルハ、國家ニ
無罪ナルハ、被告又ニ害ヲ生スルカ爲メニ之レヲ罪トセ、又百三條ノ場合ニモ亦全一トシテ可ナリ
所チ無罪者ニ藏匿隠避スルモ、國家何人ニ害ナキモ、無罪者ニテモ、訴追セラレタル時ニハ之レヲ
藏匿隠避スルヨリテ判ヲ波瀾セシメ、司法機子ノ行動ニ障害ヲ与テ、然ラハ百三條ニテ
百四條ト全主旨トシテ被告ハ、藏匿隠避セシムルモ亦如罰ストナスヲ至當ナリト信ス、又
百三條ハ、罰金以上ノ刑ニ當ル者ナレハ、訴追ヲ受ケサルモ、藏匿隠避セハ、國家ニ害ヲ与スルモ
トシテ、犯罪トセリ、然ラハ、証憑湮滅等ノ場合ニモ、全一トシテ可ナリ、即チ、夜令未タ訴
追捜索ナキモ、現ニ罰金以上ノ罰ヲ犯セルモノ、証憑湮滅等ヲナセハ、國家ニ害ヲ与フル
ナリ、於テ百三條ト異ル事ナレハ、サレハ百四條ニモ亦百三條ト全レク罪ヲ犯セルモノ、証憑
ノ藏匿、湮滅ニトセリ、可カラサルヘト信ス。

ニテ、要スルニ余ノ見ル如ク、百三條百四條ハ、其一部分ノ規定セルモノニシテ、
而カモ主旨ヲ值ス、故ニ余ハ百三條百四條ニ於テ、犯罪者ニ對スルト、刑事被告人ニ對ス
ルト、カ々規定スルヲ正当ナリト信ス。

所謂刑事被告人ト如何ナルモノナルカ、換言スルハ、檢事又ハ其他ノ補助機子ニ於テ
犯罪ノ捜索ヲ始メタル場合ニ於テ、既ニ刑事被告人ト云ヒ得ルヤ、或ハ然ラスシテ、檢
事ノ豫審又ハ公訴提起シタル後モ、事件ニカハルモノヲ云フカ、尤モ義ニ司法機子ノ運動
ヲ妨グル行為ヲ罰ストセリ、前説正シ、然レモ文字上未タ判例ニ訴ヘシサルニ、刑事被
告事件ナルモノナキ也、故ニ檢事ノ豫審又ハ公訴提起シタル後、其事件ヲ指スモノト
シハ、カハルヘカラス、若シ斯クノ如ク、譯スレバ、爰ニモ、証憑湮滅ニ云々ハ、司法機子運動ヲ妨グル
行為ニシテ、尤モ犯罪ノ捜索ヲ妨グル行為ヲ含マストス、解親上ハ、斯ク評スルヲ正シトモ、余
既ニ捜索ノ目的トナレハ、犯罪事件ニ關スル行為ヲ処罰スルヲ要スヘシトナスヘキモノナリト信ス
刑事被告人事件ニ係ル証憑トアリテ、其事件ハ、犯罪ノ性質、刑罰ノ大小ヲ限ササルヲ以テ、
爰ニ百三條ノ如ク、罰金以上ノ刑ニ當ル、刑ニ當ルニナラス、単ニ拘留料料ノミニ、処スヘキ罪ヲ犯セ
ル事件ノ証憑ニ于シテモ、之レハ、入ルヘキナリ、解親上ハ、之ニテ是レモ、立法上ニ於テハ、本規定ハ、其点
ニ于テ止シキヤ否ヤ、疑ハレ、蓋シ爰ニ規定スル犯罪ハ、九十九條以下百三條ノ犯罪ト相似タリ、即
チ獨立ノ犯罪ナリ、從テ場合ニ依リテハ、主タル犯人ノ刑罰ヨリ重クスル必要アリ、然レモ百五條
ノ所謂犯人ノ利益ノ爲ニ犯ル場合ニ、其行為ハ、從タル犯罪ナリト云ハサルヘカラス、從タル犯罪
ハ、通常主タルモノヲ怪キテ至當トス、然レモ法律ノ規定ニヨリ、二年以下ノ懲役又ハ二百円以下

血討金トアルヲ以テ主たる犯人ノ事件控訴場合ニ從テ犯人ハ罰金以上ノ刑ニ処セラルベキ結果ヲ生
ズ(百三三條ニテモ之レナレ)

次ニ見証憑トハ如何ナルモノナカニ付テハ規定ナレ、故ニ所謂証憑トハ動産不動産証憑
物証有形無形トヲ問ハス、証憑ハ動産不動産ヲ問ハス故ニ持テ運ビ得サルモノモ亦証憑
トナレ旧刑法ハ、物体ニヨリテ不動産ニモ適用アリ、サレバ持運ビ得ルモノニ限ル傾キアリ、
又手前証ト物証トヲ問ハス即チ其キル物ノ内容ト物自体トヲ問ハサルナリ。

有形無形ヲ問ハス、有形ニモトハ例ヘハ血刀、阿片又ハ其器具、証憑偽造変造ノハ
見証憑等ナリ、無形トハ例ヘハ地上ノ足跡、血痕等ハ有形ト異ナラスト由モ物自身
証拠トナルト異ナカ故ニ無形ノモト言フ可シ。

次ニ他人トアルヲ以テ自己ノモノハ之ヨリ犯罪ヲ構成セス、然レバ問題トスルハ他人ノ刑事被告
事件、証人トシテ訊問サレモノ又ハ之レヲ受ルモノカ其物体カ他人ノ事件ノ証拠トシテ差押ヘラ
レハ封印セラレタル場合ニ他人ノ事件ニ何等ノ係ナキモノアリ、然レバ自己ノ犯罪ニハ係
スルモノアリ、故他人ノ事件ニテ差押封印セラレ而モ自己ノ犯罪ノ証明トナル時之レヲ湮滅等
ヲナサハ犯罪構成セルヤ、尚題ハ要スルニ他人ノモノ及ビ自己ニ關スルナレバ故ニ問題ハニナリ即
チ、(イ)他人ノ被告事件ニ係セルモノノ官吏、差押封印等ヲナセルモノナレハ實際ハ何

何等自体ノ被告事件ニ係ナキモノ之レヲ湮滅セハ他人ノ被告事件ニ係スル証憑トナリ犯罪
構成スルナリ、(ロ)他人ノ刑事被告事件トハ其場合ニ自己カ共犯ト場合アリ即チ他人
ノ被告事件ノ有罪無罪ヲ決スルト全時ニ自己ノ被告事件ニ有カルニ係ル有ス場合
ニ湮滅等ニヨリ犯罪ヲ構成スルナリ。(イ)ニ付キテハ余ハ事件ニ係スル証憑トハ實際ニ
キ解決スヘキモノニシテ依令具事件ニ係スルモノト考フルニ實際何等ノ係ナキ場合ニハ
犯罪構成セス、故ニ自己ノ犯罪ニ係スル場合ニ付テノ湮滅等ハ無罪ナリト信ス。(ロ)ニキ
テハ共有地ヲ盜メハ他人ノ物ヲ盜メルニテ自己ノ物ヲモ盜メルニ付キ犯罪人ノリト言フヲ得ル
ニキ此場合ニ付キ自己ノ事件ニキ証憑ヲ湮滅等ヲナサハ其点ハ無罪ノ如キモ他人ノ事件
ニ係スル証憑湮滅等ノ罪ヲ構成スト言ハサルヘカラサカ如シ、然レバ犯人自己ノ証憑ヲ隱
蔽スルハ犯人自己ノ犯罪ヲ弁護スルニ同シク必要行為トシテ許サル、其必要行為ヲ行フニキ當
然他人ノ事件ニ係スル証憑ヲ湮滅ヲナスノ結果ヲ生スルニヨキテ國家ニ損失ヲ与フルヲ避ケ
可カラサルナリ、故ニ余ハ此場合ニハ犯罪構成セスト思考ス。

(二) 偽造を証憑、偽造トハ新ク作製セルヲ云フ、即チ証憑ナルカ如ク新ク
作レルモノナリ。

(三) 変造を証憑、証憑ニ對シテ虚偽空作ヲ加ヘ仍テ之レヲ變更シ真正ノ証

憑ナルカ如ク作製セルモノヲ云フ。

第二項 犯罪ノ行爲

湮滅トハ其証拠ヲ亡失セシムルヲ言フナリ、亡失ニ付キテハ物体自体形跡ヲ失フアリ、或ハ其形跡ヲ失ハサルモ印象セラレタル証拠カ亡失スルヲアリ、例ヘハ偽造証書ヲ焼ク如キニシテ必シ湮滅ナリ、偽造変造ノ臭ヲ不明ナラシムルモ亦同シ、又貨幣ノ如キ偽造変造セル証拠ヲ溶解シ不明スルカ如キ地ニ足跡血痕ヲ拭フカ如キ又然リ、變造ト湮滅トハ場合ヨリ其何レニ屬スルマデ決シ難キナリ、例ヘハ千円ノ貸金証書ヲ十五百円トスルハ變造ナリ、之レニ加筆スルモ金高ヲ隠シテ消シ不明ナラシメ又ハ契約ノ約ナル文字ヲ削ルカ如キハ變造ニアラスシテ湮滅ナリ、有形ナル場合ハ二者間ノ問題ヲ生セザルニ無ク、無形ナル場合ハ何レノ場合トハ証書ヲ焼クカ如ク無形ナル場合トハ筆ヲ入ルカ如キヲ云フ、之レヲ要スルニ、証書カ發生スルヤ否ヤヨリテ區別ス、証拠カ証拠トシテノ存在ナクハ湮滅ナリ、証拠變リタル場合ハ變造ナリ。

使用ストハ偽造變造ノ証拠ニ限ラズ、偽造變造ノ証拠ヲ恰モ真正ノモノ、如ク他人ニ付シ虚偽ノ主張ヲナスヲ云フ、即チ他人ヲシテモノ、確信ヲ誤ラシムルヲ、他人ニ對シテ主張スルモノナルカ故必スシモ在對スルヲ要セス他人ノ感覺ニフルレ可ナリ、通常示ス

モノナルモ併シ他人カ何時ニシテモ調査シ得ヘキ状態ニ由リテモ亦使用ト云フを得、虚偽ノ主張ヲナスモ自己カ虚偽ノモノヲ真正ノモノト信セシムル意思アリテ呈示シ又ハ何時ニシテモ調査シ得ヘキ状態ニ置ク時ハ之レ主張セルモノニシテ必スシモ言語文字ヲ以テ其主張ヲナスヲ要セス。使用ナル点ニ于テ通常ハ相手方ニ示スモノナリ、此場合ハ裁判所ニ呈示スルモノナリ、乍併シ弁護士ヲシテ真正ノモノト信セシメテ對シテ主張セルモノハ代理人ヲシテ主張セルモノナルカ故之レ本人ノ主張ナリ、弁護士カ對シテ呈示主張スル前ニ偽造ヲ発見シタルハ犯罪構成スルヤ否ヤ、百四條ハ一人ニ對スルニアラスシテ公務侵害ノ罪ニシテ公機ニ對スルモノナリ故ニ此場合ハ公ノ機ニ提出セルニ非ルカ故ニ使用ニシテト信ス。其公ノ機ニ對シテ刑事ニ于テ警察署ナルヲアリ、検事局ナルヲアリ、然レハ刑事被告事件ナルヲ以テ裁判所ニ對シテ使用スル場合ナリト信ス、之レモ對シテ証拠ヲ取調スル場所ナラハナリ、故ニ裁判所ニ提出スルニアラサレハ犯罪構成セスト信ス。

第三項 犯罪ノ意思

他人ノ刑事被告事件ニ于テ証拠タルヲ知リテ湮滅シ又ハ新ク作成若クハ變造シ又ハ偽造變造ノ証拠タルヲ知リテ使用スル意思ヲ要ス。

偽造変造ノ証憑ヲ使用シ又ハ証憑ヲ偽造シ變造シ場合ハ偽造ノ意思又ハ偽造ノ
ノ証憑タルヲ知リテナス場合ナルモ其湮滅ニ付キテハ問題ヲ生ス即チ証憑タルヲ知リテナセハ
本罪トナカ或ハ特ニ目的アルヲ要スルカ即チ無罪ヲ有罪ニ有罪ヲ無罪ニスル等ノ目的
ヲ要スルヤ、余ハ特ニ被害ノ人ヲ利シ又ハ害スルノ意思ナカレハ信ス、單ニ自己所
有ニ屬スルモノ、証憑ヲ得ル場合ニモ之レヲ湮滅スル目的アルニアラスレテ急用ノ為メ又ハ生活
難ノ為メ之レヲ賣却シ又ハ家内ニ秘人事件アル血痕ヲ汚穢シタリトシテ拭ヒ去リ、而モ他
ノ害シ又ハ利スル意思ナクハ本罪構成セスト信ス。

立法論トシテ本条ニ欠点アリ即チ湮滅ハ隠蔽ヲ含マス、湮滅ハ先シテ再ヒ作り出スヲ
能ハカレニ至ルヲ要ス、然ラハ隠蔽ハ本条ニ該當セズ從テ無罪ナルカ如シ、然ラズレハ之レヲ附
合シテ湮滅中ニ入ルトセサルヘカラス、故ニ余ハ解釈上隠蔽ヲ脱セルモノト信ス、乍然百三
トイ推衡上百四条モ亦隠蔽ヨリ罪セランモノトセサルヘカラス、而シテ湮滅ハ隠蔽中ニ含マル、
以テ隠蔽ハ文字ヲ用フルヲ可トス。

第四項 百五條

罰セストハ罪ヲ構成セストノ意ナリ、即チ無罪ノ場合ニシテ免除ノ場合ニテラス、本人自
身又ハ拘禁セシメント者自ラ犯ス場合ト全ニ見タリ。

主體、犯人又ハ逃走者ノ親族ナルヲ要ス。 旧刑法ハ百四條百五條ニテ近親
ナルヲ要セリ、然レニ本条ハ何等制限ナク民法上ノ六等親迄ニテ其範圍広シ、斯ガレハ
以テ立法上ノ誤ナリ、蓋シ本条ノ規定ハ本人ト全様ニ利害ヲ係アルモノト見ルヘキナリ
從テ其湮滅ノ行為カ當然ト見ラル、時無罪トスヘキカ故ニ右キ範圍トナスハ不可ナリ。
犯罪行為、犯人又ハ逃走者ノ利益ノ為メニ為シタル事ヲ要ス。 旧刑法百五十三條
ハ犯人ノ利益ノ為メニ規定ス新刑法ハ百四條ハ不利益ノ為メニモ行ハルヲアリ、故ニ逃走者
ノ利益ノ為トナセリ。

第八章 騷擾ノ罪

第一節 犯罪行為

多數集合シテ暴行又ハ脅迫スルヲ要ス、故ニ本罪ハ (1) 多數集合スル、 (2)
暴行又ハ脅迫ヲナスヲ構成要件トス。 多人數ニ付キ人數ヲ限ル立法アル之レ事案
ヲ決スル外モ相當ノ人數アリテ之レヲ暴行脅迫ノ遂ケラレ、状態ニテト認メラレハ
ハ多數ト云フヲ得、而シテ其者等カ暴行脅迫ヲナスヲ要ス。
單ニ暴行脅迫トハ物ニ對スル人ニ對スル場合ハ本條ニ於テモ他ノ場合ト異ナリ何人ニ

対して記せられ、以て両場合ヲ包含スルモノナシ、即チ右二見ルヘキナリ。

脅迫ニ程度アリ、低キ程度ノ恐喝ノ如キハ脅迫ニアラス之レハ有形ノ害ヲ生スル事ヲ想
像セント從テ不得已セシムル場合ヲ云フ。以上ノ要件ヲ目スルハ道ヲ本罪トナシ、若
シ然カトセハ多人數相對ヨリ申合ナク暴行ヲ脅迫ヲ始ムル件ハ本罪ニ該当スルヤ否ヤ疑問
ナリ、若シ本条ニ該ルトセハ「依テ公安ヲ侵害シタルモノ」トシテ文句ヲ要スヘシ蓋シ公安ヲ
侵害トシ一般ノ安寧秩序ヲ破ルナリカラスレハ相手一定セムモノハ一般ニテラサレカ故ニ之
レヲ含マス。

尚ホ本罪ハ集合シ暴行ヲ脅迫ヲシテ公安ヲ害スルヲ以テ道ヲ構成スルヤ或ハ目的ヲ要
スルヤ、余ハ目的アルヲ要スト解ス、旧刑法百三十七条ハ目的ヲ例示セリ、本条モ亦例示ス
ルヲ要ス、然ラレバ比谷事件ノ如キハ罪トナラス即チ目的ナク而カモ目的ノ下ニ統一セラレ
ルニヨリ、之レヲ要スルニ余ノ考ニテハ「公安ヲ害スル」「一定ノ共同目的ノ下ニ統一セ
ル」トナシハ尚騷擾罪ヲ構成セスト信ス。

第二節 処分

有對トシ騷擾団体ノ總指揮ヲナスモノヲ云フ、然レモコノ中ニ教唆者ヲ包含セズ内乱
罪トシテ、實際騷擾ノ一人ナルヲ要ス、故ニ遠ノ策畧ヲ供スルカ如キハ着手セル本人ニ

アラス。

本条ハ禁錮ヲ附ス、之レ多少恕スヘキ事情アルモノ多キヲ以テナリ。即チ撰択刑トセリ
然レハ罰金ハ稍々重キニ失ス、蓋シ下級ノモノハ上級ノモノニ比シ其情状輕シ而モ其害ノモ
トナス結果ヲ見レハ有用ノ位置ニ在リ故ニ本罪ニ比シ重カクヘキヲ要ス、對和隨行シ
ルモノトハ何等意味ナシテ行フモノヲ云フ、之ヲ守ルモノハ何等ノ主義ナリ多ク
ノ場合ニ目的ニテ無キ係ノモノナリ。

第三節 騷トナラサル場合ノ処分法

其場合ハ (1) 多數集合スルヲ要ス、 (2) 脅迫暴行スル目的アルヲ要ス、單首
的ヲ多數集合ニテ且ツ暴行ヲ脅迫スルモノ本罪ニアラス必ス一定ノ目的ノ下ニ統一セラルルヲ
要ス、(3) 当該公務員ヨリ解散ノ命令ヲ受クルヲ三回以上ニ及フモ當解散セサルヲ要
ス、騷擾ヲナスカ如キ場合ハ激昂セル場合ナルヲ以テ幾回モ之ヲ命スルヘカラス一回ノミテ罰
ルハ何等利益ナシ可成無罪トシテ之レヲ解散セシムルヲ要ス、依テ三回以上トセルモノミテ
相當ノ熟慮ヲ与ヘタルモノナリ、当該公務員トシテ騷擾行為ヲ鎮壓スル職務ヲ有スルモノ
云フ、即チ警察事務ニ于スルモノミテ必スシモ警官ニテナラス憲兵隊當該官吏ヲ
モ包含シ鎮壓スル職務ヲ有セサルモノナラハ命令ナルモノナキヲ以テ本罪ノ場合ニ含マス。

疑問たるハ旧刑法百九十八条ノ場合ナリ、斯ク如キ場合ニ如何ニ処分スヘキカ、暴行ヲ為見モノトシテ殺人其他ノ行為ヲナシタルハ過失ニテス、誤場合ニハ一箇ノ行為カ數個ノ罪名ニ触ルモノナルヲ以テ五十四条ノ適用アリ、然ラ其程度ノ低キモノハ例ヘハ九ノ剥キ時ヲ破ルカ如キ場合ニハ五十四条ヲ適用スヘキヤ否ヤ、余ハ斯ク如キハ別ニ罪ヲ構成セスト解ス、即チ騷擾ノ罪見モノ、中ニ包含セラル、モノト信ス、騷擾罪ハ暴行脅迫ヨリ生レ而シテ斯ノ如キ行為ハ暴行脅迫中ニ包含セラルカ故ニ輕微ナルモノハ暴行脅迫ニ其モノト見テ可ナリ。

第九章 放火及失火ノ罪

第一節 放火失火ノ罪

第一項 放火罪(一〇八、二〇五)

(一) 犯罪ノ行為、火ノ放テテ法律ニ規定シタル物件ヲ燒燬シタルヲ要ス。即チ犯人ノ行為カ原因トナリテ燒燬作用ヲ起シタルヲ要ス、法律ニ規定シタル物件タルヲ以テ其以外ノモノニ付テハ或ハ器物ヲ燒燬シタルカ如キハ損壞ノ罪ヲ構成スルヲアルモ本罪ニアラス、本罪ノ状態アルハ燒燬トシテ得ルヤ之ニ付キテ説アリ。

一、燒燬トハ燒燬即チ燒クナリ、故ニ面ニ於テ燻フルハ燒燬ト云フヲ得ズ、他ノ一面ニ於テハ全ク灰トナリ或ハ全燃其モノカ灰ニセラル、フヲ要セス、而カモ燻ノ上ルヲ必要ニアラズ、燻ニ於テ燒ク場合アリ、即チ目的物ニ火カ移リ燒燬作用ヲ起セルハ燒燬トナルトスルノ説ナリ。

二、單ニ火ヲ付クルノミシテハ不可ナリ、火カ目的物ニ付キテ其燒ケタルノミテ燒燬トシテ得ル、火カヲ加ヘスハ自然ニ燃エ上ル状態ニ置カハ即チ燒燬トスナリ、未タ燃エルヤ否ヤ不明ナルニ人カラテ借り漸ク火ノ上リヲアリト云フ例ニ於テハ未タ燒燬ニテラス、人カラテ止ムルモ自然ノカニヨリ事情ニ達シテ初メテ燒燬ト云フヲ得トスルノ説ナリ。

三、更ニ歩ヲ進メテ其目的物例ヘハ家屋ノ主ナル部分ノ燒ケタルヲ要ス、僅カナル部分ニ止マレ間ハ未タ目的物ノ燒燬ト云フヲ得ズ (一)ノ説ニ從ハ未遂既遂ノ已別明カニシテ簡單ナリト雖モ立法主旨ニ適セラルトシテ排斥ス (二)ノ如ク自然カニヨリ火ノ燃エ上ル程度ニ達シタルハ燒燬トシテ終局迄犯人勞力ヲテハ普通ノ場合ニハ自然カヲ利用スルヲ以テ終局マテ犯人勞力ヲ加フルヲナカルヘシ、乍併此其ヲ推シ進メテ言フ時ハ自然カノノミテモ燃エ上ルモ而カモ終局マテ人カラテ借ラサルヘカク凡場合ニ於テハ假令家カ燒失スルモ尚未遂ト云フヘキナリ、故ニ自然カニヨリ燃エル程度ニ達スルハ既遂トス説ヲ正當ト云フヲ

得サルハシヤ第三説ト其多少其程度ノ不明ニ於テオヤ、此ニ点ノ焦点ヨリ又説
ノ排セトス、(三)ノ説即チ家屋ノ目的物ノ主ト部分ノ焼失セル場合ニ燒燬アリトスルモノ
ニシテ之レ其程度ヲ定ムル莫ク於テ(二)ト其不明ナル議アリ主ト部分トハ如何ナル占マ
テラニテヤ、恰モ自然カヨリ燃スル程度ニ違ヒタリトハ如何ナル程度ニ違ヒタルヲ言フヤト
全ク不明ナリ、及ヘハ一戸ノ家屋ノ相ニ火ノ付キタル片又ハ玄関ノ全部燒ケタル片ハ尚主ト
ル部分ト云フヲ得サルヘシ既ニ各所ヲ燒燬シタル片ニ其主ト部分タルトハ爭フヘカラス
斯ク明カナル非難ハ免レス然レモ立法ノ主旨ヲ見ルニ立法者ハ単ニ目的物ノ殆クト实用ヲナ
サル火ケテ燒キタル片燒燬ナリトスルハ其主旨ニ非ラカレシ、即チ立法者ハ主ト部分ノ燒
ケタル片即チ法律ノ定ムルモノ、本質ヲ燒キタルモノナクト、見解ナルヘシ、實際ニ如上
ノ欠点アルモ立法ノ主旨ニ適ヘシレハ第三説ヲ採ルヲ以テ可ナリトス、故ニ余ハ燒燬トハ
目的物ノ主ト部分ヲ燒失シテ其本質ヲ失ハレタル程度ニ違ヒタルモノナリト言ハント欲ス

(三) 目的物、目的物ヲ分チテ三トス、
(A) 現ニ人ノ住居ニ使用シタル人ノ現在スル建物、汽車、電車、艦船若クハ砦坑ナリ(百
〇八条) 建造物トハ土地ニ支柱ヲ以テ定着セシ掩蓋ヲ有シ其中人ノ出入シ得ヘキモノ
ナリ、建造物ノ主トモノハ家屋ナリ、建造物タルニハ、(イ) 掩蓋アルヘキト、(ロ) 支柱アリテ

(ハ) 土地ニ定着シ、(ニ) 人ノ起リ出入シ得ルモノナリ、汽車ノ待合所ハ其中スルヘシ疑ヒタルハ
ラットホトナリ、或論者ハ曰ク建物ニ壁塼其他空虚ノ四方區断スルヲ以テ此要素
トナスモノアレバ余ハ算セス、又等々建物ノ要素ニアラス、只支柱掩蓋土地ニ定着シ
アレハ是レリ、故ニ約言スレバ家屋及ヒ之レニ準スヘキモノハ建造物ナリ、即チ風雨ヲ防ク
為メニ作りタルモノニシテ防キ得ハ建造物ト云フテ可ナリ、上述ノ如ク支柱アリテ土地ニ定
着セルヲ要スルヲ以テ支柱アルモ定着セサルモノ例ヘキ支番所、如キ自由ニ動カシ得ルモノ
ハ然ラス、或ハ支柱アリテ定着スルモ掩蓋ナキモノ例ヘキ板塼又ハ角カノ四本柱、如キハ建造物
ニアラス、其支柱アリテ掩蓋アリ土地ニ定着スルモノ出入シ得サルモノハ建造ニアラス故ニ人ノ
出入セル神社佛閣、如キハ神ヲ祭ルルニツキ之亦家屋ニ準シテ作ラレタルモノナル故ニ建造
物ナリト云ヒ得ヘシ、之レヲ要スルニ建造物タルヲ得ヘキ標準ハ家屋ニシテ之レニ準シテ作ラ
タルモノハ建造物タルヲ失ハス、汽車、電車トハ蒸気力又ハ電力ヲ以テ動カスモノナリ
而シテ其軌道ノ上ヲ走ルモノヲ云フ、車ニ電力蒸気力ヲ以テ動カスモノ、凡テヲ人官マ
ス、故ニ自働車風船飛行鬼人カ、之レヲ人官マス、艦船トハ法律ノ規定ニヨリテニハ、
形ノ大小ヲ問ハサルカ如クト船モ其甚タ少ナルモノハ然ラス大ナル船ニシテ人又ハ
貨物ヲ積載シ水路ヲ行ク船ナルヲ要ス、然レトト傳馬船ノ如キハ之レニ入ラス

乍然何レ迄ヲ艦船トスヘキヤ不明ナリ、只甚少ナルモノハ之レヲ含ムトスルヲ妥當ナリトス、碇坑トハ碇物ヲ採出スル穴ヲ云フ、故ニ墜道ハ之レニ入ラス、以上ノモノニ付キテ現ニ人ノ現在スルモノトアリ、人トハ犯人以外ノモノヲ云フ而シテ犯人以外ノ人ノ使用又ハ現在スル時ハ其建物等ノ何人ニ屬スルヤヲ問ハス、而シテ人ノ居住トハ常ニ人ノ居住ニ當テタル場所ナリ、故ニ住居ニ使用スルアルヲ以テ偶々人ノ居ラサルモ尚本罪ヲ構成ス、現ニ遊用ストアルヲ以テ何レニカ使用スルアルヘキ家屋ノ如キハ之ニ含マヌ、乍然移転シ未リ荷物ヲ入ルルハ住居ノ端緒ニテ他ニ移転スル場合ニ荷物又ハ其ノ移リ終ラサル間ニ於テ共ニ住居ト見ルル、人ノ現在スルヲ云々トアルヲ以テ人ノ常住スルヲ要セス、單ニ人ノ居ルニシテ居ル、而シテ其居ルニシキテモ正当ナルト不当ナルトアリ、正当トハ其如キテ業務ヲ執ルガ如キ、不当トハ不法ニ現在スルモノナリ而カモ二者何等區別スルヲ要セス正当ト不当ナルトヲ問ハス(八)人ノ住居ニ使用スル又ハ現在セサル運物艦船碇坑(九)更ニ自己ノ所有ト否トヲ區別ス、其目的物ニ於テ一種ノモノト人ニシテ只電車汽車ヲ欠ケルニ、現ニ人ノ現在セサル汽車電車第三種ニ屬ス、本場合ニ犯人ノ有ト否トニ區別ス、所有トハ所有權ニ屬スルヤ否ヤヲ意味ス、其犯人ニ所屬スルト共有トアリ共有ノ場合ハ一面自己ノ所有ナルモ他方他人ノ所有ニ屬ス、本場合ニ於テハ

他人ノモノヲ燒燬シタリト云フヲ得、其犯人數人申一人ニ屬シ或者ニ屬セサルモノニ對シ犯罪行為アリ、乍然人余ハ命令或者ニ他ノ者ニ屬セス、或者ニ屬スルモノニ加工スルハ犯人ニ屬スルモノニ加工スルモノナリ故ニ自己ノモノト云フテ可ナリト信ス、自己トハ本来犯人自己ト云フナリ。本場合正犯ハ相互ナリハ問題ナシセサシハ從犯ト正犯又ハ教唆者正犯ナル時ハ問題ナシ生ス之レヲ人々テ説明セン(一)正犯ノ所有ニカハルモノヲ他人タル從犯又ハ教唆者其燒キタルヲ教唆又ハ幫助シタルハ、本場合ニハ從犯又ハ教唆タル性質上主ナル行為ノ一部ニ過キス從テ正犯ノ犯罪行為トナル、正犯者ノ所有ニ屬スルハ尚教唆從犯者ノ所有ニ屬セルモノヲ燒キタルト見テ可ナリ。

(二)正犯ハ他人ノモノヲ燒クモノニシテ其ノ物件ハ教唆者又ハ從犯者ニ屬スル場合、即チ人ヲ教唆又ハ幫助シテ自己ノ家屋ノ燒ク場合如何、教唆セル場合ハ上述セルト全シ從犯ノ場合ハ困難ナリ、而シテ此ハ犯ノ場合ハ自己ノ家屋ヲ燒クニ加工セルハ承諾ヲ与フル場合多カルヘシ、故ニ本場合ハ承諾ハ犯罪ヲ阻却スルノ原則ニヨリ命令其物件正犯者ニ屬セサルモ尚正犯者カ自己ノ物件ヲ燒燬シタル場合ト全シ、故ニ共犯者一人ニ屬スルノナリ凡テ自己ニ屬スルモノト見テ可ナリ、自己ノ所有ニ係ル場合ニ於テ常ニ犯罪ヲ構成

スルヤ、其場合ハ法律ハ公共ノ危険ヲ生ズル限リ罰金ニキモトス公共ノ危険ヲ生ズルハ
犯人以外ノ人ヌハ財産ニ対シテ凶犯ニカテサル傷害ヲ未ス恐レル場合ナリ、具体的ニ云
ハハ百八条百九条一項ノ場合ナリ。

(三) 百八条百九条記載以外ノモノ(百十條) 其場合ハ公共ノ危険ヲ生ズル条件トシテ犯
罪成立シ其自己ニ属スルト否トヲ區別ス、百八条百九条以外ノモノニテ不動産不
動産其他ノモノニシテ大少ヲ問ハス公共ノ危険ヲ条件トセルテ之レヲ燒燬スルモ公共ノ危険
ヲ生ゼサレハ犯罪ヲ構成セズ、公共ノ危険トハ人ノ身体又ハ財産ニ對シテ不測ノ損害ヲ加フ
ル恐アル場合ナリ、其損害トハ百八条百九条ノ損害ヲ生ズル恐アル場合ヲ指シ即チ公
共ノ危険アル場合ト云フヘシ、法律ニ「生シタルモノ」トアリテ結果ヲ示スカ如キモ余ノ見ル如
クヨレハ生ゼシタル場合ノミナラス燒燬行為自体カ危険ノ恐アル場合ヲ指シ又ノ文句ハ燒燬ノ
性質ヲ示シタルニ過キス、故ニ結果ノ生シタルヲ審査スルヲ要セス行為自体カ危険ヲ
生ズキ性質ノモノト考フルヲ得ヘキハ亦犯罪ヲ構成スト信ス。

(四) 犯罪ノ場所ト場所、公共ノ危険ノ判断ハ物ノ性質場所等ヨリ判断スヘキモノ
ニシテ大勢、風向等ヨリモニアラス、其場合モ自己ノ所有ニ係ルト否トヲ區別ス、其
所有ノ相手屬タルト共有タルトハ上述ノ如シ、爰ニ於テ罪トナルハ自己ニ屬シ且ソ公共ノ

危険ヲ生ズルモノタルヲ要ス。

(五) 犯罪ノ意思、法律ノ規定シタルモノタルヲ知り之レヲ燒燬スル意思アルヲ
要ス、法律ノ規定シタルヲ知り付キ錯誤ヲ生ズル場合ニ怪シト思ヒシニ重カリシモノ
ハ三十八條ヨリ其重シト思ヒシモノ、實際怪カリシハ現ニ燒燬シタル目的物ニ付キテ如
断ス、其知罰ニ怪重ナキ物ニ付スルハ何等影響ナシ、法律ノ知罰スル目的物ト
知罰セラル目的物ニ付キテ燒燬ノ意思ナキヲ以テ放火罪ヲ以テ論スヘキニアラス、只場
合ヨリ失火罪ヲ攝火罪ヲ構成スルノミ。

法律百十五條ニル場合ニハ自己ノ所有ニカハルト雖モ差押ヲ受ケ、物權ヲ負擔シ
又ハ賃貸貸付シタルハ保險ヲ附シタル場合ナリ、

差押ニ種アリ、民事上及ヒ刑事上之ナリ、本罪ハ財産ニ于スルモノナル故ニ民事
上ノモノニ限ルトスルヲ正当トスルカ如キモ刑事上ニ於テモ利益ヲ傷害スルハ疑ヲ容レサル
所ナルニテ刑事上ノ差押ヲモ包含ス、

物權ヲ負擔シタル賃貸貸付トハ他人ノ物權ノ目的トナリタル場合ノ総テヲ云フ、保險
ニ付シタルモノトハ財産ニ于スル保險ニテ主トシテ火災保險ナリ、其場合ソノ規定果
シテ妥当ナリヤ否ヤ他人ノ保險ノ目的トナリタルハソノ保險者ニ何等財産上ノ極

利ヲ害ヘタルニテラス、故ニ之レヲ燒燬スルモ保險者損害ヲ与フルナク、他ニ差押、物
権負擔、貸貸上ノ權利ト全一視スルヲ得サレシ、故ニ其規定ハソノ理由ヲ知ルニ或ハ燒
燬ヨリ保險会社ノ損失ヲ与フトナスモノニアルモ被保險自ラ燒燬セハ保險金ヲ受ク
ルヲ得ズ、若シ故意ニ受取り得トセハ之レ保險金欺取ノ場合ノミ、其場合ハ他人ノ
財産ニ對スル罪又ハ公共ノ危険ト云フヨリモ寧リ口詐欺取財トスヘキナリ、サレハ本条ニ
於テ保險云々ノ規定アルハ正當ナラス。

(六) 如分、百八条ノ場合ハ一刑、無期若クハ五年以上ノ懲役ナリ、本条ノ場合ハ
單ニ人ノ居住ニ使用シ又ハ現在セル建物ニテ財産ニ對スルモノニテ身体ニ傷害ヲ与フルモ
ノヲサレシ拘ラストスル以上ノ懲役トナスハ他ノ規定ト權衡ヲ失ス、殺人罪ニテ三年以上
トセルナリ、勿論其場合ハ多人數ニ危害ヲ生セルモノナレバ殺人ノ罪ヨリ云ヘハ全一ナリ
百二十六条ト其權衡ヲ失ス、百九条ノ場合ニ二年以上ノ有期懲役、自己ノモノ、其ハ六
月以上七年以下ノ懲役ナリ之レニ付非難ナレ百十條ノ規定モ亦非難ヲ存セス、
百一十條ノ場合ハ自己ノ所有ニカハルモノ、(百九条ニ、百十條ノ燒燬シセルモノニ延燒
シセル)自己ノ所有ニカハルモノヲ燒燬スルヨリ罪ヲ犯シ更ニ公共ノ危険ヲ生セルモ若ク
ハ百九条一項ノモノニ延燒シタル場合ナリ。

百九条一項ノ罪ヨリ百八条ニ延燒ノ場合ト百十條ノ罪ヨリ百九条一項百八条ノ目的物
ニ延燒ノ場合トニ於テ刑ノ加重ニ于テ何テ區別セス、故ニ其規定刑ノ範圍内ニテ裁判官ノ刑
ヲ加フルヲ要ス、法律ノ特ニテ見スルハ百九条百十條二項ノ目的物ヲ燒燬シタルヨリ
テ公共ノ危険ヲ生セルニシテ場合ヲ要ス、然ラハ如分ニテ彼レト少シ權衡ヲ失スヘ
即チ百九条二項ハ六月以上七年以下トシ六月以下トシテ得サルニ及ビ其罪ヲ
犯シタルヨリテ百九条ニ延燒シタルハ重キ結果ヲ生スルニ拘ラス三月以上三月以下トス
得ルハ不都合ナルカ如シ、然レモ之ハ百十條二項ヲ犯スヨリ百八条百九条一項ニ記載セ
ルモノヲ含ムルヲ以テ已テ得ズ三月四月マテ引下ケタルナリ、故ニ裁判官ハ法ノ適用上其
臭ニ于テ權衡ヲ失スルヲナカラシメテ注意スヘキナリ。

第百十二條ハ百八条、百九条一項ノ未遂犯ヲ処罰ストナス、百八条、百九条一項ニ限ル
以テ其他ノモノ、未遂ハ之レヲ罰セス、之レ輕キナルヲ以テナリ、然レモ余ノ見ルニ如シヨレハ
放火犯ハ前述ノ如ク自然力利用ノ行為ニテ結果ニ重大ナル損失ヲ生スルヲ以テ
ヲ以テソノ未遂犯ヲモ処罰ストスルヲ適ナリト考フ。

第百十三條ハ百八条百九条一項ノ罪ヲ犯ス目的ニテ準備ヲナスヲ罰ストス、其準備
ヲ罰スルハ被害重大ナル客觀的理由ト犯人ノ意思ナル主觀的理由ヨリ刑ヲ科スルモ

ノトセリ、其情状ヨリ刑ヲ免除ストセハ其害生セザル場合ニテ備ヲ中止スルコトアラ
シニ、条ニ中止犯ハ免除スルヲ以テ例外トシテ予備ヲ討スル場合ニ其中止犯ヲ免
除セストスルノ理由ナキヲ以テナリ。

(一) 鎮火妨害罪(二四)

(A) 行為、鎮火妨害ノ行為アルコトヲ要ス、従テ火災ノ際タルコトヲ要ス、鎮
火用ノモノヲ隠匿破壊スルヲ要スルモノニシテ之レ鎮火ノ為メニ作ラレタルモノニ限ラス、依テ
鎮火ニ後立リ物ニ于テ、其他トアルヲ以テ消防行為ノ妨害、消防夫ノ来ルヲ妨クルモ皆
然リ、火災ノ際トハ其前ト其時トヲ云フ、其間顯シテ切迫セル場合ト解シテ可
ナリ、而シテ必スシモ犯罪人アル放火ナルヲ要セス、犯人ナキ場合即チ落雷ヨリカキ
又法律ノ罪トシテ論セサルモノ即チ山中ノ軒屋草生ノ焼燬ノ如キモ總テ火災
ノ際ト云フニ合ズ、犯罪人ナキ火災トハ絶対ニ之ナキ場合ト、有リ得ヘクシテ而モ
法ノ罪トシテ論ジサレバ場トアリ、自己カ自己ノ物ヲ焼ク場合ニ鎮火妨害スルハ鎮
火ハ不安ヲ防クモノナルカ故ニ其場合妨害罪構成セス、蓋シテ法ハ財産ニ傷害ヲ与ヘ公
共ノ危険ヲ生スル恐アル場合ニ於テ討スルノ主旨ナルヲ以テナリ。

(B) 犯罪ノ意思、火災ノ際タルコトヲ知りテ鎮火用ノモノヲ隠匿破壊又ハ其他

ノ方法ニテ妨害スル意思アルコトヲ要ス、其行為ハ鎮火妨害トナルコトヲ知りテ行フモ
他ノ目的ヲ行フハ本罪トナラス、例ハ火災ノ際自己ノ物ノ使用セラル、ヲ嫌ヒ隠シヨリ
為メニ妨害トナリシハ本罪ニアラスト信ス、即チ本罪ノ場合ハ意思アルコトヲ要ス。

(C) 妨害ノ結果ノ有無如何、本罪ハ妨害ノ結果アルコトヲ要スルマ、即チ妨害セ
ルニ拘ハラズ鎮火シタル片ハ無罪ナリヤ、余ハ此レハ鎮火妨害ノ行為アルハ其結果生
セスト由モ其妨害ノ行為アリタリト信フヲ得ヘシト信ス、但シ妨害ノ意思ノ齟齬シ
ル場合即チ妨害ノ意思ヲ以テ行為ヲナスモノノ行為鎮火妨害スルニテアルモノトセハ
妨害アリト信シタルニ過キサルヲ以テ本罪構成セス、例ハ意思ノ齟齬トハ鎮火妨害ヲ
ナシ意思ナリシモ妨害トナラサル片ハ単ニ妨害ト信シタルノミニテ直ニ妨害アリト云フ
ヲ得ス、勿論成カニテモ妨害トナレハ本罪構成ス。

第二項 失火罪(二六)

故意ニ法律ニ規定シタルモノヲ焼キタルモノヲ放火トシテ過失ヨリ法律ニ規定シタ
ルモノヲ焼キタルヲ失火トス、故ニ二者ハ故意ト過失トヨリテ區別セラル、
火ヲ放ツ意思ナキ誤テ法定ノモノニ火ヲ付ケタルコトハ過失ナルコト勿論ナシ、更ニ火ヲ付
ク意思アル場合ニテモ過失トナルコトアリ、即チ法定ノ物ニアラスト信シ火ヲ放ツタル場

合ノキミテ例ハ自己ノ所有ニ係ルモノシテ公共ノ危険ヲ生スルモノニアラスト思惟
セル場合ハ目的物ニ錯誤ノ存セザル場合ニ於テ失火アリ。

放火ノ場合ニ延焼ノ場合ノ規定セルモ失火ノ場合ニ此規定ナキヲ以テ延焼ノ場合ハソ
ノ責任全ト見ルヘキナリ、只裁判官ノ刑罰ヲ斟酌スルニ過失ニヨリ火ヲ失シテ因テ
人ヲ死ニ致シ又ハ傷害シタル場合ニ過失致死ノ問題起リ併合罪トシテ五十四条ニ依
ル過失致死致傷ノ場合ハ原因結果論ノ問題起ル、例ハ失火ノ結果現ニ人ノ居住セル
家屋ニ延焼シ人ヲ死ニ致セル場合ハ勿論普通ノ場合ト全シテ過失致死トナリ五十四条ニ
然シテカラ其場合ニ致死致傷ニ係ルモノ直接ニ火ヲヨリ死傷シタルニアラサル場合例ハ
逃走中湯等ニ墜落シテ死傷セル尚失火者ソノ責アリヤ、又被害者一旦逃走後自
己ノ財産取出ノ為メニ火ヲヨリテ致死致傷セル如何即チ被害者ノ意思其間ニ介在セ
ル場合ニ尚失火者ノ責アリヤ、其問題ハ疑問ナルモ要スルニ因果論ニ依ル。

第二節 準放火、準失火、

行為、 激発物ヲ破裂セル事、即チ損壊行為、

目的物、 法律ニ規定セルモノ、

犯意、 法律ニ規定セルモノヲ知りテ之ヲ破壊スルノ意思、

火薬、汽鐘ハ激発物ノ例ナリ、ダイナマイトモ亦其中ニハ、激発スヘキモノトハ俄カニ原質
カ變更シ其變更ハ現在ノ状態ハ俄カニ變テ比較的ニキ場所ヲ占ムルヲ云フ、故ニ例ハ単ニ
焼燬ニ過キザンモノハ破裂ナラズ、又其モノ、現態變更ナキ場合例ハ水ヲ流スヨリ其モノハ破
壊スルカ如キ、蒸気ヨルカ如キ之等ハ變更アンナラズ、水蒸気カ抗カルモノニテハ變更ナラス、
破壊ハ焼燬ニ対シ物質ニ變更ヲ生スルヲ云フ、之等以上ノ如キ、失火トシテ百十七条ニ
項ニ規定ス。

明治十七年十一月三十一号布告爆発物取締規定

改ニ場合ヨリ取締規則ト相抵触スレバアリ之レト相対照シ如カスルヲ要ス、衝突セザル場合ハ
付ノ百十七条ニヨリ其他ノ場合ハ取締規則ニヨル。

第三節 瓦斯電気又ハ蒸気ヲ流失漏出シ又ハ遮断シテ危険
ヲ生セシムル罪

瓦斯電気蒸気限ルヲ以テ依令其作用ヲ作スモ之以外ハ本条ニ入ラス、化学上明クノ同性質
ヲ有スルモノモ之レニ入ラス、流出漏出ハ全意蓋シテ其放出スルヲ云フ遮断ハ交通ヲ止
ムルヲ云フ、漏出流出遮断ハ法律ノ規定ニヨリハ故意過失ニ于係ナキカ如シ、蓋シ不注意

ニヨル場合モ全ク危険ヲ生ズルヲ過失ノ場合ヲモ包含スルカ如ク、併シ本条第二項
ニテハ傷害罪ニ比較シ重キヨリ処断ストアリ、傷害罪ハ故意ヨリテ生ズル罪ニテ過失
ヨリ生ズルニアラズ、然ラハ爰ニ流失漏出遮断ハ故意ニ至ク行為ト云ハサルヘカ
如シ即チ放火ノ場合ニ該當ス、故ニ故意ニ流出漏出遮断スルモノタルヲ要ス、故ニ故意
ニ為スノ外何事ヲ要件ヲ要セサルヲ以テ他人ニ屬スルモノタルヲ要セス、自己ニ屬スルモノ
モ包含ム、又流出漏出遮断スル利益ヲ有スルモノカ之レヲナス時ハ何レノ場合ニテモ危険タル
ニテ相當ノ注意ヲナスヘキモノニテ此場合ヲモ包含ム、

因テ人ノ生命身体財産ニ危険ヲ生ゼシメタル場合ニ於テ因果ヲ係ル場合ハ勿論然
ラサル場合即チ其事柄カ危険ヲ生シ得ヘキ場合ニモ亦危険ヲ生シタルモノト全視シ
テ可ナリ、

算有十八条第二項、人ノ死傷ニ致シタルモノ、此場合ハ偶然ノ意思ヲ有スル不確定ノ意
思ノ場合ナリ、即チ偶然ノ意思ニシテ因テ生ズル結果偶然ナルナリ、畢竟如何ナル結果
ヲ生ズルヤ不明ナル場合ノ意思ナリ、又之レヲ不確定ノ意思ト云フヲ得、例ヘハ
人ヲ棍棒ヲ叩キ致傷シ初メテ傷害罪生シ、傷害罪セシメハ傷害罪生ゼサルナリ、是斷
氣蒸気ノ流出漏出遮断トアリテ過失罪モアリ、疑ハル思ハルヨリ之レヲ明カニスル前過

失ニアラスシテ故意ニ限ルトノ必要トシテ傷害罪トテ規定セラル、亦本条第二項ナク直チ
ニ五十四条ノ適用スルヘキ也、然レニ本規定アルヲ以テ五十四条ノ適用也、之レ失火罪ノ場合ニ
イテノ訴追ト全シ、五十四条ハ六ク一般ニ記セルモノナリ、本場合ハ何レノ場合ニテ五十四条
ノ例外タルナリ、但シ其結果ハ五十四条ト全シク産キヨリテ処断スルナリ。

第十章 溢水及ヒ水利ニ于スル罪、 第一節 溢水罪 (二九、三〇、三一)

法律ニ規定シタル物件ヲ溢注侵害セシメタル行ハ溢水ノ罪ナリ、此罪ハ先火放火ト全シ、
溢水ノ既遂未遂ヲ區別スル標準及ヒ既遂未遂ノ成否ハ全然放火ト全視シテ可ナリ、
即チ水カ住居等ニ浸害シタルノミテハ侵害ト云フヲ得ス、從テ本罪完成セス、又堤防
ヲ切斷スル件ハ水ハ自然ニ増加スルモノスレバ以テ侵害ノ既遂ニシテ能ハス、或程度
シ家屋等カ使用ニ堪ヘサル程水ノ侵セル場合ヲ云フ、

目的物ハ法律ニ規定シタルモノニテ放火ノ場合ニ準シテ解釈ス、
犯罪ノ意思ハ侵害セシムル意思ト溢水セシムル意思トヲ要ス、然レハ此ニ意思
ヲ要ストスルハ誤ナリ、即チ溢水セシメ且テ侵害セシムル意思アルヲ要セス、溢水セシムル

意思アラハ侵害セシムル意思ナクモ可ナリト信ス換言スレハ侵害トナル行為タルヲ知リテ溢水スルノ意思アラハ侵害ノ意思ナクモ可ナリト信ス、蓋シ侵害ノ意思ハ溢水ノ意思ニ合マレハケレハナリ、例ヘ堤防切斷ガ侵害スルモノナルヲ知リテ為シタル時ハ全時ニ侵害スルノ意思ヲ生シ蓋シ溢水アレハ其レ自体カ侵害スルモノナレハナリ、
第百十九條第百二十條ハ放火ニ該當ス、第百二十一條ハ鎮火妨害罪ニ該當ス
第百二十二條ハ失火罪ノ場合ニ當ル。

第二三三 水利妨害罪 (二三三)

特ニ説明スルノ要ナシ。

第十一章 往来ヲ妨害スル罪

第一節 所謂往来ヲ妨害スル罪

第一項 陸路、水路、又ハ橋梁ノ往来ヲ妨害スル罪

(一) 目的物、陸路ト陸地ニテ人馬ノ通行スヘキ場所ナリ、水路トハ水上ニ於テ舟筏ノ通行スヘキ道、橋梁トハ水上ニ架シタル人馬ノ通路ナリ、
陸路ハ説明スルヲ要セス、水路トハ水ノ通行スルノ意ニテラヌシテ舟筏ノ通行スルニシテ小川、

筏通行シ行クモノハ水路ニテラス、陸路ニ於テ常ニ必スレモ平素人ノ通行スル如クハ要セス、陸路、水路、橋梁ナル目的物ハ其公定タル私定タルト同ハナリ、蓋シ法律カ此二者ヲ區別セサレハナリ。

以上ノ目的物ノ所有者カ他人ヲ通行セシムル義務ナキ場合(恩惠的ニ私道通行ヲ許セル場合ニ所有者之レヲ破壊又ハ壅塞シテ往来ヲ妨害シタル場合ハ如何、民法六九七モ角、刑法上本罪ヲ構成セスト信ス、蓋シ所有者ハ通行セシムル義務ナキヲ以テ壅塞スルモ何事モ差支ナケレハナリ、本罪ノ目的物中水上ヲ欠ク、三種ノ目的物中何レニ該當スヘキヤ疑ハシ、陸路、水路、橋梁、其他人ノ通行スル場所トモ可ナリナリ。

(二) 犯罪行為、破壊トハ物ノ現状ヲ変更スル行為ニシテ其大部分タル小部分タルト同ハス、壅塞トハ破壊セシムルノ如ク、即チ現状ヲ逆スルヲナクシテ其通行ヲ困難ヲシメ又ハ不能ナラシムルヲ云フ。

陸路ノ場合現状変更トハ例ヘ道ニ穴ヲ穿チ又ハ切斷シ通行シ得サラシムル如キ、水路ノ場合ハ路其モノハ破壊行為行ハルニ通常沿岸ヲ壞シ通行シ得サラシムル如キヲ云フ、壅塞ノ場合ハ例ヘ路ノ物ヲ置キテ通行不能又ハ困難トスルカ如キナルモ必スレモ

ヨリ云ハ人又ハ物ヲ載セ水上ヲ走ルモノニハ可ナル如キモ、筏ハ船ニテラサルヲ明カナリ、
亦シテ其大ナルモノヲ指ス、

(二) 犯罪ノ行爲、

(A) 電車又ハ汽車ニツキテハ、鐵道又ハ其標識ヲ破壊シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ往來
ノ危険ヲ生ゼシムルヲ要ス、鐵道トハ鐵モシクハ金屬ヲ以テ作レシムル單ノ道ヲモフテ
ラスニテ土地ニ定着シタル軌道ヲ云フ、故ニ土地ニ定着セサル礫山ニテ山上ヨリ下ス車、高架
鐵道ノ如キニ是ニ云フ如ク、鐵道ヲテス、標識トハ汽車電車ノ進行中ニ付キ重要
ニ目印ノルテノ會合、破壊トハ現狀ノ變更ヲ云フ其他ト凡ク以テ損壞ハ其一例ナリ、故
ニ苟クモ危険ヲ生ゼトスル行爲ハ凡ク之レヲ會合ニ往來ノ危険ヲ生ゼシメタルコトヲ
要ス、而モ必スレモ汽車電車カ具體的ニ危険ノ狀態ニ入ルヲ要セス、其事柄
自体カ汽車電車ノ往來ニ危険凡クハ狀態ヲテス(夜令具運轉休止ノ目録ナリトモ)
危険アリト云フヲ得、即チ具體的抽象的ノ場合共ニ人官ニ之レヨリ人ノ身體財
産ニ障害ヲ与ナフルノ恐ヲイタカシムル狀態ニオカハ即チ危険ト云フヲ得、

(B) 船舶ニ付テハ、燈台又ハ浮標ヲ損壞シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ船舶ノ往來ヲ危
険ナラシメタルヲ要ス、燈台トハ夜間船舶ノ進退ニツキ針路ヲ示スモノヲ浮標トハ水

ノ淺深ヲ示スモノニシテ船ノ通行シ得ル所ト能ハサル如ク示ス海上ノ目印ナリ。

損壞ハ其他ニヤトアル一例ナリ、船テ、ノ莫セス又ハ誤リシテ燈火ヲ点シ或ハ虚偽ノ標
識ヲナス等凡クテ危険ヲ生ゼシムル行爲ハ凡ク之レニ會スル、而シテ往來ノ危険ヲ生ゼ
シタルヲ要スルニテ上ニ述ト全レ。

(三) 犯罪ノ意思、危険ヲ生ゼシムル意思アルヲ要スルヤ否ヤ、並普通ノ場合ハ
其行爲自体カ危険ヲ生ゼシムルモノナルヲ以テ場合ヨリテハハ危険ヲ生ゼシムル意思
ナクシテ而シテ危険ヲ生ゼシムル事アリ得ヘント信ス、故ニ議論ハモハ危険ヲ生ゼシムル意
思アルトヲ要スト解ス、之亦鐵道標識燈、浮標タルヲ知り之レヲ損壞シ危険
ノ生ゼシムル意思アルトヲ要ス、

証明ノ責任、百二十四条百二十五条共ニ斯ル場合ニツキ危険ヲ生ゼシムル意思アリヤ
否ヤニ付キ行爲自体ノ性質カ危険ヲ生ゼシムルモノナルカ故ニ危険ヲ生ゼシムル意
思アリト推定セラレモノナリ、故ニ其意思ナキヲハ犯人証明ノ責任アリ、之レニ及ビ其
行爲ノ性質カ必スレモ危険ヲ生ゼシムルモノナラサル場合ハ特ニ危険ヲ生ゼシムル意思
アリタルヲ檢事カ証明スヘキナリ。

(四) 如ク、普通ノ場合ハ百二十五条、加重ノ場合ハ百二十六条ニ規定ス。

第二節 汽車、電車、船舶ノ轉覆又ハ破碎ノ罪(二六)

(一) 目的物、汽車、電車、船舶ニシテ人ノ現在スルトアルヲ以テ必スモ其内ニ住居スル
ヲ要セス、現在スルヲ要スルノミ、一時休息スルト永ク止マルト同ハス、住居スルヲ要セ
ス、単ニ現在スルニ止ル、故ニ夜令任意スルモ偶然其時ニ在ラザリシ時ハ犯罪構成セス、使
用スルト否ト同ハス、現ニ人アルヲ示スルニ、人ト即チ犯人以外ノモノナリ、故ニ犯人數人
ニ當リ其不現在スル場合ニモ本罪ヲ構成セス、

(二) 犯罪行為、人ノ現在スル汽車、電車、船舶ナルヲ知り之ヲ轉覆破壊又ハ
覆没スル意思アルコトヲ要ス、其転覆、破壊、覆没ニ限ラレテ以テ危険付キテハ同題
トラス人ノ現在スル汽車、電車又ハ船舶ナルヲ知りテ之ヲ轉覆、破壊、覆没等ノ
意思アリハ夫レ自体危険ノ意思アリト云フヲ得、故ニ特ニ危険ノ意思ヲ問題トスルヲ
要セスト信ス。

(三) 処分、本条第三項ニ因テ人ヲ死ニ致シタルトアルヲ以テ過失ヲ含マヌ、前二
項ノ行為ヲナスト同時ニ見レカク危険ナル行為ナルヲ以テ夫レヨリ生スル結果ハ過失トラス
レテ傷害罪ナリ、特ニ殺人ノ意思アリタル時ハ殺人罪ノ行為ト本条即チ百二十六条第一項
及第二項ト競合シテ五十四条ヲ適用スヘキヤ、余ハ「死ニ致シ」トハ傷害罪ノ規定ナリ

ト信スマタテ特ニ殺人ノ意思アリタルハ本条ト併合罪ナリト信ス、故ニ本条第三項過
失ノ場合ハ特ニ殺人ノ意思ナクシテ死ニ致シタルトスルヲ可トス、刑ノ重キヨリ考フルハ殺
人ノ意思アル場合ト規定セルニ過キヌヤト疑ナキニアルトモ若シ本場合ハ多數
人ヲ害ヲ被ルヲ即チ因テ生スル害ノ程度大ナル故ニ是ト重キナリト信ス。

次ニ人ヲ死ニ致シタルニ関シ其人ハ汽車、電車又ハ船舶ノ内ニアリタルヲ要スルヤ、
普通ノ場合ハ其内ニアリタル人ナルヘシトモ場合ヨリテハ傍ラニアル人モ害ヲ被ル
ルヘキカ故ニ加重ノ情トシテハ傍ラノ人モ含ムヘキカ如シ、乍併本条ノ順序ヨリ云ハ其内ニ
在ルニ限ルカ如シ、蓋シ一項ニテ殊ニ人ノ現在スルトアリ故ニ因テ人ヲ死ニ致シタルトハ現在
スル人ノ意思ニ解セサルヘカニス、然ラサレハ条文ノ權衡ヲ失フヘシナリ、故ニ余ハ傍ラノ人モ場合
ヨリテ死ニ致サル、アルモ及ニ之ヲ含マスト信ス、即チ現在セル人ニ限ルト信スルナリ、
從優ノ人カ死ニ致サレタル場合ハ通常ノ規定ヨリ傷害罪ト百二十六条トノ競合ニテ併
合罪ナルヘキモノト信ス。

(四) 第三百九条過失罪、本条ノ過テ第三百二十五条、第三百二十六条ニ當ル行為ヲナ
シタル場合ヲ云フ、過失ノ何タルカヲ解セス、別ニ説明ノ要ナキヲ以テ本条第一項ハ之ヲ總
則ニスル。

本条第二項ハ加重ノ情アル場合規定ナリ、其業トハ汽車電車艦船ノ往來ヲナ
サレハ其業務ニ從事スルモノヲ指ス、故ニ車ニ運転手ニ止マラス、鉄道ノ路ヲ監督スルモノ
燈台ノ番人等凡行往來ニ從事スルモノヲ指ス、乍然後令往來ノ自由ヲ司ル官廳又
ハ会社ニ從事スルモノト雖モ往來ニ于テ他ノ業務ニ從事スルモノハ之レニ合マズ。

第十二章 住居ヲ侵ス罪

第一節 犯罪ノ構成要素

家宅侵入罪トハ法律ノ規定セル場所ニ正当ノ理由ナク侵入シ又ハ權利者ノ要求ヲ受
ケルニ不拘退去セサル罪ナリ、故ニ場所ニ付キテハ法律ノ規定セル場所タルヲ要シ行
為トシテハ侵入シ又ハ要求ヲ受ケテ退去セサルヲ要ス、而シテ正当ノ理由ナキヲ要シ且
法律ノ規定セル場所タルヲ知りテ侵入シ又ハ退去セサル意思アルヲ要ス、

(一) 目的物、法律ノ規定セル場所タルヲ要ス、法定ノ場所トハ人ノ住居又ハ
看守スル邸宅、建造物、若シクハ艦船(一三〇)及ヒ皇居、禁苑、離宮、又ハ行
在所(一三二項)及ヒ神宮、皇陵ナリ(一三二、三項)

邸宅トハ家屋ト共ニ見レド附隨セラレタル庭園ヲモ合ム、即チ家屋及ヒ圍牆ヲ以テ繞

圍セラレタル庭園ヲ以テ形成セラル人ノ住居ヲ云フ、故ニ家宅内ハ勿論、繞圍モ庭園モ邸宅ノ内ナリ
建造物トハ前述ノ如ク邸宅ノ一部タル家屋ヲ合ム、家宅以外ノ建造物ハ掩蓋支柱ヲ以テ土地ニ定
着セルトカ家屋ノ構造ニ主タル点ナリ、然ラハ之レニ庭園ヲ合マサルカ如シ、乍併上ニ邸宅トアリテ
家屋ナキヲ以テ庭園ヲ合マサル家屋トスルハ、故ニ余ハ侵入罪ニ對シテノ建造物トハ之レニ
附屬スル庭園ニシテ圍牆ヲ以テ圍メタルモノモ亦此内ニ合マルト信ス、文字上合マサルモ法文上邸宅對
シ建造物ハ其附屬ノ地ニシテ圍繞セラルモノヲ合ムト解スルヲ妥當トス。

艦船、人トアリト雖モ旅客ヲ運搬スル以上ハ船ヲ合ムト解スヘシ、

以上邸宅建造物艦船ハ人ノ住居シ又ハ看守スルモノトシテテ要ス、而シテ住居トアリテ現在ス
ルアラサルカ故ニ仮令人々現在スルモ住居スルナラス、乍併常ニ住マサルベカラサルアラフス、常ニ住居スル所
ナシトシテノミテ本罪ヲ構成ス、人ノ住居ニ供セラレタル邸宅ハ偶々通寄ナルモ尚本罪ヲ構成スル
ナリ、住居トアルヲ以テ住居アラサル明屋ナルハ所謂住居スル邸宅ナリト云フヲ得ス、

看守スル邸宅トアリ、看守トハ通常人カ其内ニ住居ス、住居スルアラサルモ其傍ヲ以テ看
守スルヲ得、即チ環美ニ其邸宅其他ヲ監督セルモノアル場合ハ本罪ノ目的トシ、故ニ單ニ遠
方ヨリ其邸宅ヲ所有セルノミテハ不可ナリ、現存其場所アリテ他人ノ濫リニ侵入スルヲ防ク為
メニ監督スルモノアル場合トハ邸宅云々ハ明キテ誰モ在ラサル場合モ尚此中ニ人カ合セラルル

し之等ノ条件ヲ具備ス、若クハ本条(三)ニ列挙セラルモノニ對シ犯セルハ本条ノ適用
ヲキナリ、他ノ犯罪カスハ無罪ナリ、他ノ犯罪トハ百九十一條又ハ警察犯処罰令第一條
一ノ若クハ百九十二條第三五号ヲ讀ム。

又ハ警察犯処罰令第三五号ヲ讀ムモノアルハシ犯討令ニ潛伏トアリテ單ニ之ヲテテハ不可ナリ潛伏
スルヲ要ス、二五号ノ時ハ明文ト刑法ト合ス濫リニ出入スルモノ云々トアリ、故ニ出入ヲ禁ルルカ
出サレハ又ハ入ル時承諾ヲ受ケルモ出テスレテ中ニ居ルハ犯討令ハ之ヲ罰スル能ハサル不
結果トナレシ、要スルハ警察犯処罰令ヲ作レルモノ余リニ刑法ヲ無視シタルカ爲メ斯ノ如ク
漏ラ生ゼシメタルモノナリ。

(二) 犯罪行為、侵入シハ要求ヲ請ケテ其場所ヨリ退去セサルヲ要ス、旧刑法ニ退去
ノ文字ナク從テ不都合ヲ生シタリ、侵入付キ單ニ之ヲ罪トナルハ、法律ノ規定スルハ入
ノカラサル処ニ入ルノ意ナリ、故ニ入ラ得ル場所ニ入ルハ侵入トナス、故ニ物ヲ尋ルル時ハ
之ヲ罪トナス、サレハ當事者ノ意思ヨリ推測シテ之ヲ許シドレハ又ハ案内ナシテ入り得
ヘント云フヲ定メサルヘカラス、例ハ玄関ヲテハ無案内ニテ入り得ルモ坐敷ヘハ案内ヲ要スルカ如
ク之ナリ、安ルルノ事案問題ナリ、又或ク中へ入ルハ場所ニ許スル場合ト意思ニ及ス
場合ト有ルヲ注意スヘシ。場合ヨリテ許可セサルモ意思ニ及セサルヲアリ、例ハ玄関ヲ明テ

放テ陳列セラル見ル爲メニハ許可ナクモ意思ニ及セス、其所ヨリ中ノ意思明カナラザルハ許
可ヲ得ルヲ要ス、例ハ意思ニ及セスト考ヘルハ許可ナル事案ナクモ罪トナス、而シテ之等
意思ト云フハ權利者ノ意思ニシテ之ニ及セラル云フナリ、即チ家ノ持主又ハ看守、住居
ル人ノ意思ヲ云フ、之レヲ居住者守スルモノ、教人ナルハ其一人ノ意思ニ及セサルハ他ノ之レヲ
以テ可ナリト信ス、而シテ許可ノ意思ノ確定ナルモノ相當ノ年齡ニ達セルモノ、許可ナルヲ要ス、
看守スルモノニ付キテハ事實上ニ看守スルモノ、意思ニ及セサルヲ要スルニテ偶然ニ看守者ト
信スモノ、許可ノミニテハ足ラス、

退去ヲ要求スル權利者モ亦全シ居住者一人又ハ看守者權利アルニテ此以外ノモノニテハ不可ナ
リ、又退去ニ付キ相當ノ時間ヲ要スルハ言ヲマラス、即チ退去ニ必要ナル相當ノ時間之レヲ許ス
ベキナリ、
侵入シ又ハ退去セサルヲ付キ正当ノ理由ヲキテ要ス、法律ニ特ニ許可セル場合アリ、例ハ刑法
九六、六〇、七八、一〇〇、明治三十三年三月法律六十七号、間接國稅及別者処分法二六八等ノ
如シ、刑法ニ付キテ言ハ法律ニ規定セル条件例ハ夜中ノ搜查ヲ行ハルニ人ニ立会
人アルヲ要ス、此場合ハ但シ日中ヨリ之レヲ引キ續キ夜間ニ及フハ必要ナレ。

(三) 犯罪ノ意思、人ノ居住若クハ看守スル邸宅、建造物、船舶、タルヲ知リアレシ

侵入し若クハ要求セラレタル均ハラス退去セサルノ意思有ラズ要ス、勿論正当ノ理由ナ
リ場合タルナリ、其場合ニモ法律ノ錯誤ハ許サレモ事ノ實ノ錯誤ハ之レヲ許セリ。
(四) 知分、外国法ヲハ亦罪ハ告訴ヨルモノ又ハ過失ヲ論スルモノアリ、過失侵入場
合ハ事釋微セラズテ討セサルヲ正当トス、告訴ヲ俟テ論スリ可トス、即親告罪トナスヘ
キナリ。

(五) 百三十一條ノ解、神宮皇陵前庭ノ如シ、御後ハ神宮ノ建物ニテ皇陵ハ御
陵ノミヨクニアラス、之レニ供シタル圍ヲモ含ム即チ人ノ侵入ヲ許可セシ圍内ノ部分ヲ御陵
及之レニ付屬セル圍墻ヲモ含ム、

自王居トハ天皇陛下下、自王后ハ勿論附屬ノ庭園ヲモ含ム、禁苑トハ自王居以外
凡皇宮ノ庭園ナリ、高宮トハ皇宮自王居以外ナル皇宮ノモノニテ陛下ノ御常居
ニテナルモ常宮トナリ得ヘキ知ナリ、行在所トハ天皇ノ旅宿殊ニ作ラレタルモノト及ヒ下
人ノ家ニテ特ニ其所ニ居止宿セラレタルモノトナリ同ハス。

第十三章 秘密ヲ侵ス罪

第一節 信書ノ秘密ヲ侵ス罪(一三三)

(一) 犯罪ノ目的 封緘セル信書ナルヲ要ス、信書トハ音信ヲ他ニ傳ルルモノトシテ文書ヨリ
リテ人ノ意思ヲ記載シテ之ヲ著作者ヨリ受信者ニ發送セラレタルモノヲ云フ、即チ信書ト
ルニハ(イ)文書タルヲ、(ロ)思想ヲ表シタルモノナルヲ、(ハ)音信ヲ傳ルモノタルヲ、(ニ)發送ヨリ受
信者ニ發送セラレタル間ノモノタルヲ、(ホ)法律上價值アルモノタルヲ要ス。

人ノ思想ヲ傳ルモノヲラサレヘカラス、思想ヲ言ヒ表ハスモノナレハ單ニ文字、記号ノ羅列ニシテ過
キカレハ之レニ入ラス、所謂思想ヲ言ヒ表ハスモ法律上或ハ意味ヲ有スルモノヲ要ス、單ニ風
景ヲ叙スルカ如キハ之ニ入ラス、寫眞自傳ハ信書ニアラス、繪画ハ信書ニアラストスヘカラス、法律上
價值凡思想ヲ言ヒ表ハスニ必要ナル場合アリ、故ニ言語ニ代ルヘキ文字所謂文字限
ニテナス、文書中ニハ文字繪画共之レヲ包含ス、蓋シ思想ヲ表ハスヲ文書トスルヲ以テテ、
例ハ文盲者ノ繪ノミニテ手紙ヲ書キ又ハ文書中ニ山林ノ周圍ヲ画シカキナリ、

受信者ニ宛テ著作者ノ手ヲ放シテ受信者ノ手ニ入ル迄ノ信書ヲ云フ、受信者ノ手ニ入ルニ
テハ開封スルマテテモトス、即チ開封スルマテハ發送中ニ在リトナス。

其信書ハ封緘セルモノナルヲ要ス、故ニ開封シタルモノニテモ勿論信書ナレバ爰ニ秘密
ヲ侵メ目的トナラス、封書トハ他人ノ披見スルヲ禁スルヲ他ノモノ若シクハ自身ニテ封
鎖セルモノナリ、他ノモノニテトハ通常ノ封書ニシテ綴ラレタル場合(糊封セルモノ)ナリ、而シ

テ悉ク密閉シテ封鎖キヲ要ス、只他人ノ内容ヲ知ルヲ防クモノナルヘキ場人ロニ封鎖セラレタルモ
ノト言フヘシ、受信者一度開封シ後他見ヲ憚リ再ニ封鎖スルモ最早ヤ信書ニアラズ單純
ニ物件ナリ、故ニ其ノ場合ニ本罪ヲ構成セズ。

(二)、犯罪ノ行為、開破シタルヲ要ス、内容ヲ知ラシメサル為ニ封鎖セルモノヲ開キ又
見内容ヲ知ルヲ得ル状態ニ其綴目ヲ開キ又ハ其綴目以外ノ場所ヲ開クヲ要ス。開破ニテ
キテ其物件ヲ既取スルヲ必要トラス、綴リ目ヲ取り外セハ開クモノトナリ開クノ内容ヲ知り
得ヘキ状態ニ置クナリ、故ニ先ツ封鎖ヲ取り外ス行為アルヲ要ス、故ニ内容ヲ透シ見又リ先
線ヲ穿テ取ルカ如キ開破ニテラス内容ヲ知り得ヘキ状態ニ於ケル場合ニ法律ハ単ニ開破
トアルヲ未ダ犯人ノ内容ヲ知り讀マサルニ既遂ナリトスルノ内容ヲ知ルヲ要ス。

次ニ正当ノ理由アリ開破スルヲ要ス、正当ナル理由トハ困難ナル問題ニテ疑フヘカザルハ法律
ニ許セル場合ナリ、即チ法律ハ許可又ハ開封義務ヲ負セタル場合ニテ刑事訴訟法ニル
ニ四條ナリ、次ニ疑キハ承諾アル場合ナリ、余ハ総則ニテ承諾ハ犯罪構成ヲ阻却ス即チ
他人ノ利益保護ノ為ニ設ケタル犯罪ハ承諾アラハ成立セズト述ベタリ、又場合ニ何人ノ承
諾カ有効ナリヤノ問題ヲ生ス、即チ内容ヲ何人カ許スカシテ信書其物ノ所有権問題ニ関
連スルモ所有権ト内容トハ區別スヘキモノナリ発信者ノ手ヲ離レタル場合ニ其モノハ何人ノ

手ニアルカ民法ヲ発信受信主義ヨリテ何人ノ発信主義ヨリハ受信者ニ般ス、受信主義ヨリハ發
信者ニ般ス、然レ民法ノ規定ト郵便電信法ト相對照シ解テテ要ス、郵便電信法ヨリハ郵
便電信物ノ紛失ノ場合ニハ通常郵便局其責ヲ負ハス(過失ナキ限り)然ラハ発信主
義ヨリハ發送スレハ受信者受取ルヲ能ハサル状態ニ在ルモ受取ルヲトナル然レハ受取リテ初メテ
後ニ何レヨリテ受信者ノ手ニ入ルヲ得ルモノニテ紛失セルモノハ受信者ノ手ニ入ル
ナレハ郵便電信法ヨリハ紛失セル中ニ未ダ發送セザルヲトナル)然ラハ受信主義ニ依ラサルヘ
キラサルカ如シト思考セシ、故ニ或点ニ付キテハ発信者ノ責任ヲ見郵便局ハ其責ヲ負ハス
即チ局ハ未ダ受テ取ラスト見タルカ如シ、民法ノ主義ヲ採ルハ発信主義ヨリテ受信者ノモト
リ余ハ本来ノ説ヨリハ発信主義ヲラサルヘカズト信ス、而シテ後信主義ハ單ニ交通取引
上ノ必要ノミニテ所有ニシテハ理論上ハ名義人ノ手ニ入ルハ發送者ノモノナリト信ス、内容
ヲ示スニ付キ人ニ知ラセル承諾ハ何人カチフルヤ、之レハ其物件カ何人ノモノトスルモ之レ制限
リ即チ著作者ノ承諾ヨリテナスモノトス著作者ハ受信者ニ開破スルヲ許スモノナリ内
容ヲ知ルヲ付自己ヲ代表スルヲ得ス、故ニ内容ヲ知ルノ他人ヲ代表スルト全時ニ本人カ共ニ之
ヲ知ルモノトス、即チ自己ノモノトシテ知ルモノニテ斯ノ如キハ許スヘカラス、著作者ハ受取ル
ノモノヲ許シ且其外ノモノニ對シテハ著作者ノ承諾ナルヘカズ、受取人カ自己ヲ得ス他人ノ目見

スル場合別トシテ其他ハ必ス發送者ノ承諾ヲ得サルヘカラスト信ス、サレハ百十三條ハ正當ニア
ラス何トナレハ郵便電信局ヨリ受取ルモノナレハナリ、尙ハ權利者ニアラス、權利者ハ發送者
ナレハナリ、之レニテ受取人ニ開披シテ見タル後ニ其物ヲ他人ニ示ス權利ヲ有スルヤ否ヤ
即チ損害ヲ生シタル場合ハ民法上ノ問題ヲ生ス、又場合ニ必ス發送者ノ承諾ヲ得サルヘカラス、
之レヲ要スルニ承諾、場合ニ必ス發送者ノ承諾ヲ得サルヘカラス。

次ニ風紀取締等ノ為ニ開披スルアト、斯ノ如キハ正當ノ理由アリヤ否ヤ、風紀必要アル
モ而テ信書ノ秘密ヲ犯シテ二者何レヲ重シトスルヤ、惟ゾ公益ヲ重シト見ラル而モ亦他方
風紀ヲ維持スルニ必要ナルモ犯罪ヲ構成スルモノナリ、苟クモ犯罪ヲ構成スル以上法律ニ特別ニ
許サレハ限リ又ハ特別ノ許可承諾無キ限リハ本罪ヲ構成スルモノナリ以テ有罪説ヲ主
張ス(又場合ノ例ハ女学校ニテ舎監ノ開披スルカ如)

次ニ正當防衛又ハ緊急状態ノ場合アリ、若シ正當防衛緊急状態ナレハ無罪ナルヲ疑ヒナシ
以之レニ当ルヤ否ヤハ問題ナリ、例ヘハ甲乙共謀シテ病ヲ殺カントシテ打合ヒテナス手紙ヲ送レ
ル、丙ハ乙ノ書ヲ開披シ内容ヲ知ルヲ得ルヤ否ヤニテ又場合ハ問題ナリ。

(三) 犯罪ノ意思、封緘セル信書ナルヲ知りテ之レヲ開披スルノ意思アルヲ要ス、錯誤
ノ場合ハ民法上ノ問題ナリ。

(四) 本罪ニ于テ参照スヘキモノ、三十三年法律第百五十四号、郵便法第百四十四條、百五十五
三十三年法律第百九号、電信法第百三十一條、百三十五條、刑法施行法第百二十一條、
電報ノ開披ハ信書ノ開披ニアラス、故ニ第百三十五條ト矛盾セス百三十五條ハ秘密ヲ洩
スルニ交通ノ秘密ナルヨリ又規定ト衝突セム。

第一節 秘密洩泄罪

本罪ヲ構成スルノ為ニ法律ノ規定スル身分ヲ有スルヲ必要トス。

(一) 犯罪行為、(イ) 秘密ヲ漏泄シタル、(ロ) 其秘密ハ業務上取扱ハレタルノ件ヲ知
ラタル、(ハ) 故ナリ秘密ヲ漏泄シタル、(ニ) 其秘密タルヲ知りテ之レヲ漏泄スルノ意思。

(二) 犯罪主体、医師、薬剤師、藥種商、産婆、弁護士、弁理人、公証人、
之等ノ職アリタルモノ常務若シテ祈禱ノ職アリタルモノ又ハ是等ノ職 在リタルモノナリ。

医師、人ノ疾病ヲ治療スルモノヲ言フ、故ニ獸醫ニ之レヲ除クニ医ノ學術州ハニ此也、解
剖等ハ疾病治療中ニ入ス、故ニ医術師ヲ治療術ニ從事スルモノタルヲ要ス、而シテ同業
ニハ醫師タルヲ要ス、然ラサレハ人ノ身体ヲ見、藥ヲ与ルルハ法律違犯ナリ、故ニ許可ナリ
ヲ要スルヲ要スモノタルヲ必要ナリ。

薬剤師、医師ノ処方ニ基キ藥品ヲ取扱ノモノニテ獨立シタルモノトシテ醫師ノ附屬シテ

レヒトナ角ハス、乍然医師ノ考生ニテ藥ヲ盛ルハ然ラヌ。

藥種商、藥劑販賣者ナリ。

産婆、官許ヲ得テ出生ノ手傳ヲナスモノ、即チ法律上ノ手傳ヲモノニテ可定ナリ
手傳ヲスルモノニアス。

弁護士、一定ノ試験ヲ經テ弁護士名簿ニ登錄セラレタルモノニシテ民事タルト刑事
タルト向テ、法律事務ヲ取扱フナリ。

弁護人、右ノ刑事案件ノ弁護ヲナスモノ、即チ弁護ノ業ニ當ルモノヲ云フ今時ニ
弁護士タルアリ然ラサルナリ。

公証人、公証ノ事務ヲ取扱フモノ及ヒ是等ノ職ヲリシモノ現在女職ニ従事スルモノ
及ヒ舊テ女職ヲリシモノ。

宗教者タル祈禱ノ職ニアヒモノ、宗教ト祈禱ト或点ニ於テ全ク合一ナリ、神ト信仰
ノ結ビ付ルモノト信敬者タル祈禱トハ、而シテ宗教トハ、教義者タル教者ヲ存ス
ルノ言フ、若シ教義ナラハ元義、或ハ宗教ナルモ爰ニ又禱祀トハ尚他ニ神ヲ祀ルノ必
要ナシ、神道宗教ナルマヤズヤハ疑ハシ、墨位教ノ如キ、教者ヲ有ス、サレド今ハ宗教ノ
前述ノ如ク禱祀神道ニハ宗教ニ入ルモノト然ラサルモノトト解ス、故ニ禱祀ノ神道

福何、不勳、弁財天ノ如キ、教義ナキヲ以テ宗教ニアラス、又禪學等ハ一種ノ精神練習ノ方法ナ
ルニ過ギサルヲ以テ宗教ニアラス、宗教ニ神アラカルモ可トスルモノアレバ神ナカリセハ宗教標
準ナキトナルヲ以テ神ナシテ宗教ナシ。

禱祀ノ宗教ト異ナルソノ教義ヲ有スルヤ否ヤヨリテ分タル、但シ二者共ニ神ヲ以テ信
仰ヲ結ビ付ルノ点ニアリ。

以上ノ主体ニ合マサルカ如クシテ而モ之レニ合マルモノ、以上ノ職ニアルモノ又ハ現在ルモノ、
補助者タルモノナリ、外國法ニテハ明ニテ之レヲ合ミシモ我法律ニ於テハ明文ヲ欠ク
以職ニアルモノ、秘密ヲ漏泄スルヨリモ其補助者ノ如クシテ之レヲ漏泄スルハ實際ニ見シ、故
ニナルヲ尤ク解釈スルヲ可トス、即チ之等ノモノヲ入ルハ、要當ナリト信ス、尚醫師ニ臨牀
講義見テ以テ醫學生ニ講當スルモノナラン。

職ニアリシモノトハ、ソノ當時ニ於テ守ルルハ秘密ハ尚ホ守ラサルヘカラストシテ差ニ入
レタル也。

漏泄トハ他ノモノニ告グルナリ、即チ當事者以外ノモノニ告グルナリ、秘密ヲ知レ
ルモノ、以外ニ告グルモノナルカ故一人ニ告グルト多ク衆ニシト又自己ノ親族ニ對シトナ尚ラス
秘密トハ如何ニ意味ナリヤ疑ナキニアラサレバ沿革上ヨリ云フ時ハ人ノ名譽ヲ害スルカ

如キコトヲ言フ、即チ人ノ隠スコトヲ望ム事柄ニテ而カモ其漏洩ハ名誉ヲ毀損スル事柄ニ限ル、之レヲ要スル人ノ若クハ毀損スルモノニテソノ惡事醜行ヲ第ニ者ニ告グルコトヲ云フ、然ラハ人ノ秘密ニセル財産ヲ洩ラセル事如何、沿革上斯クノ如キコト合ハス本罪ハ名誉ニ于スルモノニ付キ構成ス、乍併秘密漏洩ヲ罰スルハ利益保護目的トスルモノナルヲ以テ利益保護ノ方ヨリ云ハハ人ノ名誉ニ限ラズ、凡テ人ノ秘密ニ係ルモノ皆之レヲ合ハルコト可ナリト信ス、故ニ秘密トハ名誉ニ于スル事柄ノミナラス財産ニ于テモ人ノ惡表スルモノヲ望ムサルモノハ合シク秘密ナリト云フテ可ナリ。

尚秘密ニ夫レ自体ニ於テ合ルコトアリ、又自体ニテ合ラサルコトアリ、例ハ普通通事、實、會計キコトハ秘密トスヘキモ、金錢ヲ有セテ、又發表シテ名誉トスベシテ本人之レヲ秘密トセルコト(聲明ノ如キアリ)。

之レヲ要スル三般的秘密ノモノトアリ、特別秘密ノモノトアリ、ソレ自体ヲ知ルハ即チ秘密ナルコトヲ知リ從テ漏洩スルハ秘密漏洩ノ意思アリト云フコトヲ得、又主觀的の秘密ハソレ自体ニ付テ分ラサルナリ、故ニ單ニ被害者トシテ係上被害者ノ秘密ニセルモノタルヲ知ルコトヲ要ス、知ラサルハ本罪ヲ構成セサルモノナルヘシ。

業務上取リ扱ハレタルニ付キ知り得タルコトヲ要ス。旧刑法ハ委託ヲウケタトアリシ

ト生モ狭キニ夫ス(毒地ヲ受ケサレ場合、弁護士カ官廳ノ命令ニルカ如キ醫師カ行毒病人ヲ診察スルカ如キナリ)故ニ新刑法ハ業務上取扱ヒタルモノトシテ之ヲ解セリ。之レニ場合アリ。

(A) 業務上取扱フ夫レ自体トシテ知ル場合、例ハ一醫師カ負傷セルモノヲ治療スルニ付テ如何ナルモノニテ怪儀セルモノナリヤ(例ハ一盜ミントシテ切ラレシ如ク)ヲ知り得ルカ如キナリ。

(B) 又ニ于取リ扱ヒテ知り得ル場合、不必然的ニ知ル中、例ハ一顔ノ腫物ノ治療ノ場合ニ於テ腫物以外肩頸ニテハ切疵アカ如キ裸体トセハ当然知ルモノナレバ腫物自体ニ于テ知ルコトヲ云フ之レトテ連シテ知ルモノニテ而カモ必然的ニ知ルモノナリ、(口) 概合トシテ知ルハ、例ハ一醫師カ急病人ヲ見舞ハレテ或家ニ行キシニ恰カモ病室ノ隣室ニテ交通セルモノアルヲ發見セル場合ノ如シ、之ヲ予ノ總テヲ秘密中ニ入ル、ヤ又取扱ヒタルモノ自体ノミカ業務上ノ秘密タルヤ、人余ハ之ヲ予ノ總テヲ入ル、モノト信ス。限リタテ秘密ノ漏洩シタルコト(而モ正者ノ理由ナク)

(A) 正当ノ理由權利ヲ時限ル、故ニ權利アル場合例ハ法律カ正者行方トシテ許セル場合即チ官許ノ身体検査医ノ如キ其結果ヲ報告スル義務アリ、業務執行上當

之ニテシテ困難ナル問題ヲ生ス、即肺病者診察ヲ乞フ時ニシテ患者ノ傍ニ行クハ不可ナリト云フハ秘密漏泄ナリト云ヤ、余ハ公益上四討スルモニアラズト信ス、蓋シ之レ傳染スルモノナルヲ之レヲ告グルハ寧ろ口医師ノ義務ナルヘシ、乍然今日ノ法律ニテハ秘密漏泄罪ヲ構成ス、之レ肺病カ傳染病中ニ規定サレタルヲ以テナリ。又婚姻ノ場合ニ癩病梅毒等ヲ醫師カ相手方ニ知ラセタルハ如何(勿論相互診断後ノモノハ罪トナラス)今日法律ハ有罪ナルヘシ、然レハ婚姻ハ人生ノ大事ニシテ之レヲ隠クスヘキモノニアラス、肺病患者ノ場合余ハ尚誹毀罪ノ場合即チ甲カ不正稱ヲ用ヒルコトヲ乙告発スレテ之レヲ公言セリ、或時ハ誹毀罪成ラズ、然レモ上ノ令コト公言スルハ公益ニ于スルモノナルカ故罪トナルヘキニアラスト解ス。

(三)、犯罪ノ意思、秘密ナルコトヲ知リテ之レヲ漏泄(告グル)スル意思アリ可ナリ、他人ヲ害スル意思ハ特ニ必要ニアラス、故ニ医師ハ学科研究ノタメ論議ニ之ヲ書クモ尚ホ漏泄トシ、秘密タルコト知ルハ其レ自体ヲ知ルコトアリ又、本人ヨリ秘密ナルコトヲ告ケルハ場合アリ其レ秘密タルコト知ラス、次ニ本罪ハ告訴ヲ俟テ論ストス、之レ被害者ノ利益ヲ思ヘルモノナリ。

第十四章 阿片煙ニ関スル罪

第一節 阿片煙、器具ノ輸入、製造、販賣、所持スル罪

(一)、目的物、阿片煙又ハ阿片煙ヲ吸食スル器具タルナリ。云義ノ阿片ノ一種ニシテ煙草ニ代用セズモノト特別ノ製造方ヨリ吸食スル材料トシテ混合スヘカラス、内地ニ阿片煙ナシ、吸食ノ器具トハ特別ノモノナリ、一見尺ハノ如キアリ、又之レニ使用シ得ルカ如キ特別ノ道具アリ、然レモ是等ニテモ吸食スルヲ得ト云フカ如キニテハ不可ナリ、特別ニ阿片煙吸食ノ為メ作ラセタルモノナルコトヲ要ス。

(二)、行為、輸入トハ外國ヨリ國境内ニ入ルコトナリ有償無償ヲ問ハズ、國外トハ外國ナルニシテ臺灣ニハ阿片煙事賣シ阿片吸食ヲ許サレタル所ナルヲ以テ臺灣ヨリ内地ニ運ブハ國外ヨリスルニアラス、從テ輸入ト云フヲ得サルモ其場合ニハ國外ヨリスルハ勿論内地ニテ特別ニ之ヲ許サレタル所ヨリ許サレタル如キ運ブモノヲモ包含ス。

製造トハ新タニ作り出タスコトヲ云フ、根本ヨリ作ルモ又粗製品ヲ精製スルヲモ之レヲ問ハズ、又機械ヲ用テスルト否ト又分量方法等ノ如何ハ問フ所ニアラス。

販賣トハ賣ルコトナリ、賣トハ業トスルト然ラサルコトアリ、通常販賣トハ業トシテ賣

り、代償を得て他に引渡す可ノモノを賤賣ト云フ得ス、乍然本場合ハ此ク解シ營業
トシテ賣ル場合ニ限ラズ、單ニ賣ル場合ヲモ合カト解シテ可ナリ。

所持、法律ハ之ヲ所有ト區別ス、通常所有ト占有ハ民法上ノ意思ヲ以
テ自己ノ為メニ之レヲ有スルモノヲ云フ、所持トハ事實上其物ヲ持ツト云フ意ナリ、固ヨ
リ意思アルヲ要ス、法律ノ許サズルモノモ所有ト云ヒ得サルモノハ所持ナリ、勿論其後
ノ問題トシテハ所持ノ所有トモアリ占有トモアリ、又單ニ所持ナルトモアリ、即
チ法律ノ許サズルモノヲ占有スル一切ノ行為ハ不法ニテ所持ナル事實即チ其モノヲ持ツ
事ナリ、持ツトハ現実ニスト然ラサル場合トアリテ其ノ之レヲ合ム、民法ノ所謂占有
トシテ場合ハ之レヲ合ム、他人ニ預クルモノモ尚他人ニ預ケテ所持セルモノト謂フヲ得又他人ヨ
リ預ケルモノ所持ナリ、預ケスルニ自己ノ為メニスト他人ノ為メニストトテ同ハズ、苟モ持テリ
ト云フコト所持ナルナリ、即チ権利ヲ認メ得ヘキ場合ニ限ラザリ、唯單ニ所持スルト賤
賣ノ為メニ場合トハ區別シ前場合ハ百四十六條、後ノ場合ハ百三十六條、百三十七條ニヨル、

第三節 税關官吏ノ罪

(一) 主体、税關官吏タルヲ要ス、官吏トハ税關ノ公職ニ従事スルモノニ限ラズ

(二) 犯罪ノ意思、之レ別ニ説明ノ要ナレ。

ノ故ニ雇員モ合ム、但シ一時雇ハタルモノ例ハ運搬ヲ為ス者ノ如キ普通ノ仕事ニ稅
關ニ於テ取扱フ者ニテ官吏ニアラス。

(二) 行為、輸出又ハ輸入ヲ許スコトナリ、明示タルト默示タルト同ク之レヲ合ム
之レヨリ更ニ收賄罪ヲ生スル時ハ五十四條ノ適用アリ。

(三) 目的物、阿片煙又ハ阿片煙吸食ノ器具タルナリ。

第三節 吸食罪

(一) 吸食者ニ對スル罪、別ニ説明スルノ要ナレ。

(二) 房屋ヲ供与スルモノニ對スル罪、房屋ヲ供与スルモノニ對シテハ特テ利ヲ圖ルコト必
要ナリ、單ニ房屋ヲ供与スルハ本罪ニ該當スルヲ得ズ、是時、又阿片吸食ヲ容易ナフ
シタル從犯ノ行為ニシテ本罪ニアラス、利ヲ圖ルコトハ房屋ヲ供与シテ報酬ヲ得ルコトニテ
ハ不可ナリ、營利ノ為メニスト要ス、即チ一定ノ場所ヲ供与シ一定ノ報酬ヲ受クルヲ營業ト
スル如キモノヲ云フ、例ハ支那ノ煙館ノ如シ、特別ニ營業ノ場トナサズ一時ニ大人童ヲ賣買
ヒタルモノ百三十九條ニ該當スヘシ、利ヲ圖ルコトハ他人ニ吸食ノ機会ヲ与フル所謂之ノ如キ
モノヲ云フ。

問題タルハ吸食スル為メニ房屋ヲ作り客ヲ持ツ状態ニヨリテ未タ吸食セシメタ

心事実ナカリシキ本罪ナリヤ、法文ニ供与シテ利ヲ図ル云々トアリ、故ニ受中ニ含マスト解スヘキナリ、即チ供与スル目的尤モ未ク供与セル事実ナキモノハ文字上受中ニ入ルヘキナラズ、乍併立法ノ精神ハ之レヲ包含スルノ意思ニ在リ即チ斯ノ如キハ阿片吸食ノ從犯トスルヨリハ恰カモ婦女ヲ誘拐シ利ヲ圖ル場合ノ如ク阿片吸食ヲ教唆スル意思トナリ吸食者ヨリモ重ク罰スヘキモノト見ルハ立法ノ精神ナリト解シテ可ナリ。

第十五章 飲料水ニ于ル罪

第一節 浄水汚穢ノ罪

(一) 目的物、飲料ヲ供スル浄水又ハ水道ヨリ公衆ニ供給スル浄水タルコトヲ要スルノ飲料ニ供スル浄水ニ種々あり、井戸又ハ池ニ溜ルモノヲ汲上ケ或ハ或ハ場所ニ溜ラセタルモノ其他手桶ニ汲ムモノアリ、井戸ハ普通ノ場合ニハ飲用ノ為メニ作ラレ、或ハ場合ニハ勿論目的ナリ、池ハ普通飲料ニ供スルモノト偶々之レヲ供スルモノトアリ、後者ニ亦目的物タルナリ、手桶ニ吸ムモノ等ハ其中ニ含ムルノヤズヤ、場合ヨリテ之レヲ分ツ、若シ汚穢シタルモノ之レヲ捨テ汲ミ代ユルヲ得ル場合ニハ之レヲ含マズ、乍併若シノ水ヲ容易ニ得ラレル場合ニハ其分量ノ多少ハ之レヲ問ハズ之レヲ汚スヨリテ本罪

ノ構成ス、此ニ普通ノ場合ヲ含マス、只場合ヨリテ之レヲ含ムモノト解ス。

水道ヨリ公衆ニ供給スル飲料又ハ浄水ハ近來ノ設計ヨリモノト旧式ニヨルトテ問ハス、水道ハ特定ノ人ニ対スルモノハ之レヲ含マス、不定ノ人ニ対シ供給セラル、モノタルコトヲ要ス、乍然人ノ多寡ハ問フ処ニアラス、

(二) 行為、汚穢ヨリテ之レヲ用ユルコト能ハザラシメタル行為ナルコトヲ要ス、汚穢タルモノトアラサルハ故ニ多少汚レルノミニテ尚ホ使用シ得ル程度ナルモノハ本罪ヲ構成スルニ至ラス、汚穢貝モノト使用シ得ルヤ否ヤトハ別問題ナリ、其程度ニヨルヘキモノニテソノ程度ハ具體ニシテ得ス、常識ニヨリテ標準ニテ定ムルノ外ナキナリ、法文ハ不潔ニシテ

ル為メ用ユルコトヲ得サル場合ヲ規定ス、故ニ水ヲ乾カシ汲ミ得サルニ至ラレメ又ハ水中ニ他物ヲ入ル如キハ他ノ犯罪ヲ構成スルコトアルモ本罪トナラス、不潔ナルコトモ亦程度問題ナリ而シテ不潔ニナスノミニテ本罪ヲ構成シ健康ニ害アルト否トハ別問題ナリ、然ラハ水ニ香ヲ付ケ又ハ塩ヲ投スルカ如キハ不潔ニアラス、依テ飲料タルヲ得サラレハモノト云フヲ得ス、立法ノ精神ヨリ云ハル所罰スヘキモ法文ハ汚穢トアリテ之レヲ含ムス。

(三) 意思、法律ニ規定シタルモノナルコトヲ知り之レヲ汚穢スル意思アルコトヲ要ス、法文ニ依テ用ユルコトヲ要トマルコトヲ結果ノ意思アルヲ要セス、只汚穢ノ意思アルハ足レリ

其程度如何ヲ問ハス。

第二節、健康障害罪（二四四、二四六）

(一) 行為、毒物其他、健康ヲ害スヘキモノヲ混合シタル行為ナリ、毒物トハ、自
體ニ吸收セシテ化學作用ヨリ死ニ致ス如キモノヲ云フ、故ニ硝酸、硫酸、如ク機械的
ニ傷害ヲ与フルモノハ之ニ入ラス、又劇藥ノ如キモノハ之ニ入ラス、劇物トシテ別ニ取扱ハル、
然レモ首モ人ノ健康ヲ害スヘキモノハ之ニ入ルルニ依テ視察ヨリ硝酸、破又ハ硝子ノ破片ノ如キ
モノノ健康ヲ害スヘキモノト云フヲ得、必スシモ死ニ致スヲ要セス、健康ヲ妨クルコトニ足ル、而シ
テ健康トハ精神上、身体上二者共ニ含マル。

(二) 処罰、普通ニ三年、公衆ノ時ハ二年以上、死傷ニ致シタルハ百四十五キヨリ又ハ
傷害罪ノ規定ヨリ四十五キノ適用アリ、死ニ致シタルハ特別ノ規定ヨリ死刑、無期
若クハ五年以上ノ懲役ニ処ス。

目的物、意思ハ付キテハ説明ノ必要ナシ。

第三節、破壊、壅塞罪（二四七）

(一) 目的物、公衆ノ飲料、干スル水ノ水道、故ニ人ノ飲料ニ供スルモノニテモ池
水桶等ハ目的物トナス、而シテ公衆タルコトヲ不定ノ人ニ供スルヲ要シ其公設タル私設

タルト問ハス。

(二) 損壞又ハ壅塞ノ行為ヲ要ス、前述セルカカリ物質上其ノ水道ヲ毀損シ即チ
物質的変化ヲ与フルコトヨリ之ヲ妨害スルモノハ前者ニテ物質的変化ヲ加フルコトナリ
貝水ヲ塞キ依テ妨クル後者ナリ。

第十六章、通貨偽造罪、

第一節、通貨ヲ偽造變造スル罪、

第一項、目的物、

通貨タルコトヲ要ス、通貨トハ國家ノ公認ヨリテ通用スル價格ノ標準ヲ云フ、價格ノ
標準ナルヲ要スルコトニテ通貨ト始メト全様ノ價格ヲ有シ而カモ信用セラレ、モノニテモ
標準トナラサルモノハ通貨ニテラス、例ハ債權證書、株式券、手形、有價証券等
ナリ。國家ノ公認ヨリテ通用スルコトヲ要ス、通用ニ付キテハ一切取引ノ用ニ供セラレ居テ法
律ヨリ取引ヲ公認セラレ、モノトアリ、事實上外國貨幣紙幣ハ通用スルモ國家ノ公
認レタルモノニアラサルヲ以テ通貨ニテラス、我國ニ國家ノ承認セルモノハ所謂政府ノ通貨及
銀行紙幣ナリ、內國銀行中日本銀行ノ紙幣兌換券及ヒ台灣銀行ニ場所ヲ限リ

(一) 偽造、偽造ハ一定ノ模範トシテ其外観ヲ全クラシムモノヲ新ク作製スルヲ云フ、一定ノ模範ト即チ真正ノ現存セル貨幣即通貨ヲ模範トシテ之ニ基キテ新ク之レト全ク外観ヲ有スルモノヲ作り出スルヲ偽造ト云フ、故模範ト全クナルモノナラサルヘカラス、模範ト全クナルモノ即チ之レト類似セルモノナルトテ必要トス、模範ト類似セルモノキ如何程類似セハ可ナリヤト云フニ偽造タルカ為メハ特別ノ注意ヲ払ハサルハ國家ノ公認セル真正ノ通貨ト見カサルノ能ハサルカ如キ種類ノ程度タルトヲ要ス、特別ノ注意ヲ払フニアラズハ有権発行ノ通貨ト見アラストスルヲ発見スルニ困難ナル程ニ類似セルトヲ要ス、換言スレバソノ外観カ一般ニ通用シ得ル類似セルトヲ要ス、故ニ以テ注意ヲ払ハハ有権発行ノモノニテラサレテ見出スルノ明カナル程度ノ模範ナレバ之レ偽造ニアラス、蓋シ偽造トハ物ヨリテ人ヲ欺クノヲ要ス、即チ物自体カ人ヲ錯誤ニ陥ラシムルヲ要ス、故ニ通常ノ注意ニ付キテハ錯誤ニ陥ラサルモノタルトヲ要ス、例ハ五厘銅貨ヲ銀鍍金シテ其マ、(改変スルノナ)十枚銀貨ノ如クナシ行使シ又ハ玩具紙幣ノ如キ物自体カ人ヲ欺ク程度ニ達セス故ニ之等ハ偽造ニアラス、之レ斯クノ如キモノヲ作り出シタル場合ハ特別ノ支配ヲ受ケ又之レニヨリテ財物ヲ詐取セル場合ハ單純尤詐欺取財ヲ構成スルニ過キス、通貨偽造ノ程度ニ至ラカニ模造品取締法ハ三十九年法律第五十一号紙幣券及証券取締法アリ

斯クノ如キ場合ニ於テ偽造變造トナラステ若シ財物ヲ詐取セル詐欺取財ノ罪トナル、又場合ニ依リテ模造品ノ助ヲ得テ之ニヨリテ欺取セルモノヨリ通貨偽造ニ類シ、物ヲ以テ人ヲ欺クモノカ如ク見ユルモノ斯ノ如キ場合ニ於テハ通貨偽造ノ場合ト異ナリ、單ニ其偽造模造セラレタル物自身ヲ以テ人ヲ欺クニアラステ其物ト更ニ他ノ方法若クハ機會ヲ利用シテ人ヲ欺ケルナリ、要之模造セルモノヲ詐欺ノ方法一部分トシテ用ニシテ過キ夫レヨリテ欺キタルニアス、因テ物ヲ以テ人ヲ欺クニ程度ニ達セス之レヲ藉リテ人ヲ欺クモノニ過キカナル、故ニカニ場合ハ單純ニ詐欺取財ノ罪ニ過キス之レニ看見區別ノ標準ナリ。

偽造トハ有権発行ノ通貨ニ似タルモノナルトヲ要ス、似タルト云フキ容易ニ真偽ノ判断スルニ困難ナリヲ要ス、爰尙題タル有権発行ノ通貨ト偽造ノモノトハ通貨トシテノ外観ハ全ク同一ナルモ實際有権発行ノモノニハ斯ルハ價格ノモノカ存在セザル場合ニ於テ之レニテハ議論アリ、斯クセキモノヲ作ル時ハ之レヲ偽造ト稱スルヲ得ヤ否ヤ、或ハ斯ルハ通貨ナキヨリ之レヲ以テ偽造トスル能ハストナスモノアリ、或ハ通貨偽造ハ信用ヲ保タシムルカリメニ設ケラレタルモノナリ故ニ一般ノ外観ヲ模造スレバ之レアリト信セシムルヲ得、因テ通貨ハ法律ニ依テ如何ニモナリト告示セラレレバ之レヲ知ルモノハ極メテ少ナク又一般ノ人ハ知り得ヘキニ拘ラス之レヲ知ラサルモノトス、只其一般ノ形即チ其外観ヲ知ルニ、故ニ通貨ノ信用ヲ保護セントスルニ一般ノ注意スルニ

凡テノ通貨ヲ定規セシムルモ非カレバ一般ノ形カ正ノモノト別シテ程模偽造セシムルモノナラハ偽造トシテ得ヘト論スルモノアリ、余モ又此説ニ賛ス、即チ偽造ニ付キテモ全一尚顯ラ生スヘシ。

(二) 変造、変造トハ真正ノ貨幣ノ上ニ詐欺ノ工作ヲ施シテ他人ヲ欺ク何ゾ詐欺ノ工作ヲ施サレバ真正ノ貨幣ナリト信セシムル行為ヲナスヲ云フ也場合ヲ分ケテ二トス。

(A) 真正ノ貨幣ノ外観ニ變更ナシテ元ノ貨幣ヨリ以テ價格ヲ有ルモノト信セシムヘキ詐欺ノ工作ヲ施スモノ、例ハ五匁銅貨ヲ鍍金シテニテ銀貨ノ如クシカモ通常変造トハ斯クノ如キモノナリ。

(B) 真正ノ貨幣ノ有ル元ノ貨幣ヲ減除シテ而カモ之ヲ減除セサル真正無垢ノ貨幣ト信セシムヘキ詐欺ノ工作ヲ施スモノニテ種々ノ方法アリ、例ハ他貨幣ノ中ヲ削リテ外観ヲ裝全ニ重量ヲ有スルカ如クナレ、又ハ新ラシキ貨幣ノ面ヲ磨削シ採掘スルカ如キ、又ハ金貨ノ藥品中ニ浸シ其成分ヲ溶解シ滅却スルカ如シ、斯クノ如キ行為ハ變造ト稱セス而シテ元ノ貨幣ノ減除シテ行使スル罪トシ普通ハ犯罪トシテ、然レモニ場合共ニ變化ヲ價價ニ与ルモノナリ而シテ元價ト全一ノモノト信セシムルモノナレバ變造セシムトシテ可ナリ。

然レモ又ニ種ノ學說トシテ變造トハ明迷ノ如ク外観變更ヲ普通トシテ元價減火特

別ナリ、然レ凡ハ他國ニハ元價減火ノ場合ハ別規定シ其他ノ偽造變造ハ一格シテ論ズ、故ニ我國ニ於テ外観變更ハ之ヲ偽造トシテ元價減火ハ之ヲ變造トスヘク而シテ硬貨ハ變造アリ、紙幣ハ偽造アリトスルマ、之レ寧ロ法ニテ係ス、然レモ又余ハ及對説ヲトシ、外観變更ノ元價減火共ニ變造トスト信ス。

(三) 變造偽造ノ別、變造ヲ外観變更トシ偽造トハ境分甚ク不明ナリ、外観ヲ變更スルモ未ク變造トシテ難シ、何トナレハ之ヲ改鑄スルモノトシテ一種ノ變造トシテ之ハ變造ニテシテ偽造ナリ、原料材料ニ真正ノ貨幣ナルモ場合ニヨリテハ偽造トス、然ラハ如何ナル場合ニ偽造トナリ變造トナルカ、要スルニ事実問題ニ依リテ程度ノ極ニ進ミシムルモノナリ、然ラサルモノハ變造ナリ、然レモ其程度トハ如何、旧貨幣ヲ現行貨幣トシテ利用セシムル變造ニシテ旧貨幣ヲ地金トシテ利用シテ新貨幣ノ如クセシ場合ハ偽造ナリ、然レモ實際トシテハ困難ナル問題ナリ、例ハ貨幣ノ外面ヲ磨滅シ外側ノ刻線ニ殘シ、其外観ヲ作りタル場合ハ如何、外観ハ存スレバ内部ノ元價減火之ヲ採取セシ場合ハ如何、大審院ノ判例モ亦正ナリ、余ノ見ル所ニハ結局人ヲ欺クトハ外観ニ存シ内部ニテ人ヲ欺クトヲ得サルヲ通常トス、即重量、形等ニテ欺クハ並普通ナリ、又ハ其物ノ元價ヲ判断スル標準ナリ、故ニ之ヲ偽シテ偽造ニテ之ヲ變更スルハ變造ナリ、故ニ前例ノ場合ハ變造

ナリ而シテ前者ハ何レナルカ相半ハセルモノニシテ理論上ハ外観ノ利用如何ヲ區別スヘキモノナリ。故ニ未遂犯ト予備トノ分明セサルカ如ク判明セルモノニアラス、從テ此區別ハ旧刑法ニテハ刑罰処分ヲ與セラルヲ以テ區別セシカ新刑法ハ刑罰処分ヲ與セラルヲ以テ之レヲ別ツノ要ナレ。旧貨幣ニ工作ヲ施シタル場合ハ如何、或人ハ如斯ク貨幣ハ現今之ナリトシテ偽造トシ或人ハ現今存在セル貨幣ハ外観ヲ存スルヲ以テ変造ナリトス、學說ハ偽造トスルカ如シ、流通ヲ止メタル旧貨幣ヲ模造スル場合ハ一概ノ説ハ偽造ナリトセリ、之レト今時ニ外國貨幣モ亦全一ノ外観ヲ存スルハ何レノ問題ナレ。

第二節 行使、交付、輸入、取得スル罪、

(一) 行使、行使トハ真正ノ貨幣トシテ之レヲ流通ニ置クコトヲ意味ス、流通ニ置クコトハ以テ人ニ信用ヲ得ル爲メニ倉庫ニ爲變造貨幣ヲ積ミ又銀行カヲ備金ヲ示ス爲メニ偽變造貨幣ヲ積ミ置ク中ハ詐欺取罪又其他ノ罪トナルモ行使トナルナレ、又共進會ニ陳列セル流通ニ置クモノニアラス、故ニ行使ト云フヲ得ス、假令流通スルモノナラバ行使セル意思見テ行使ナラス、流通ニ置クハ真正トシ幣トシテ之レヲ置クコトヲ要ス、故ニ不真正ノ貨幣ナラバ知ル所トシテ行使ナラス、欺ク行為ナレハ此場合ハ之レに入ラス、故ニ共犯者ニ交付スルハ行使ナラス、然レ人ニ手渡スコトヲ要セス人カ之レヲ流通ニ置クコトヲ得ヘキ地位ニ置ケルハ可ナシ、

例ハ寄附箱ニ投ケ入ル手渡しニテアラサルモ行使ト云フヲ得、但シ之レヲ開函スルハ明ナルモノトシテ明カナラサル場合ハ行使ナラス、自働器中ニ投入スルハ人カ何時ニテモ使用シ得ル位置ニ置クコトヲ要ス、然レ共犯者ニ付キテハ反對論トシテ行使トハ人ニ信用ヲ害スルコトアリ只自働器ニ入レタルノミテハ何等信用ヲ害スルコトナシ、信用ヲ害スルハ外観ニヨリ物ヲシテ欺キタルモノナリ故ニ外観ニ感能セスバ欺カルコトナレ、只行使セントスル状態ニシテモノニテ未ダ行使シタルモノト云フヲ得スト論スルモノナリ、信用ヲ欺クノ点ヨリ云ハ可ナレカ如キモ他ノ事案ヨリ推考セハ必ラスシテ見ル能ハサルモノナリ例ハ盲者ニ偽造貨幣ヲ手渡しスルモ行使ナリ、又甲カ貨幣ヲ手摺ニシテ渡セリ乙之レヲ改メス其手摺ニテ受取ル場合モ行使ナルヤ明カニシテ必スシモ之レヲ目入ルノ要ナレ、転々流通シ得ル地位ニ置カレ可ナリ。然ラハ全様ホ例ニ於テ人金ヲ使者ニ持来セル場合ニ使者ハ其現物ノ人ニ限リハ其真ヲ原ハサルコトナル此場合既ニ行使シタルモノトシテ可ナリ之レハ場合ニ依リテ論スヘキモノナリ、使者カ渡ス方ハ代理ナレハ使者ハ其内部ニ付キ何等手摺ヲ有セサルコト内部ノ審査ヲ要ス、故ニソノ者カ相手方ニ交付スルハ行使ハ成立ス、受取モノ、使者カ手摺ハ渡セルハ行使セルナリ、注意スルハ後述ノ場合ハ未ダ行使ノ行為ナシ明カニ表ハレシ場合ト封入シテ渡ストコトハ行使ナリ、前場合ハ未ダ行使ノ行為ナシ明カニ表ハレシ

ル場合ハ皆テ使者ヲ渡シテ第三者ニ渡スル目的ハ使者ニ對シテモ亦行使アリト信ス故ニ斯カハ場合ニハ別ニ論スヘキナリ。

(二) 交付、交付ハ他人ニ所有ヲ移スル云フ、現実ニ他人ノ所有ニ移スルヲ云フ故ニ單ニ約束ニテ甲ノモノヲ乙ニ渡スト云フ如キハ交付行有ト云フヲ得ズ、所持ヲ移スヘキ相手方カ偽造變造ヲ知ルト知ラサルトノ場合アリ、其行使トモ時ハ別問題ナルモ行使トナラサルハ例ニ使有ニ對シテ持來セシムルカ如キハ使者ハ如何ナルモノカヲ知ラズテ取ルルカ如キ場合ハ想像ニ得、普通ノ場合ニ相手方、明カニ之ヲ知り更ニ転々流通セシムルカ為メニ渡スル通常行使トナラス、本邦行使教唆ニモ特別ノ法言リテ附トスル所ノ如キ教唆見場合ニ特記罪トセモノ故教唆ト競合セズ、從テ五十四條ノ適用ナリ、交付シ受クルモノハ保護者トシテ場合ニテ処罰セラルルヲ通告トス、交付行有ノ教唆トナシモ明文アルハテテ教唆トナラス而シテ其結果トシテ教唆トシテハ如罰セラルル場合ニモ此明文ニテテ如罰セラル、即チ交付シ受クルモノハ使有ハ放唆トナラス、罰セラル、ナキモ明文ニ依リテ單ニ交付セルノミテテ罰セラル。

(三) 輸入、輸入ハ国外ヨリ運入ル、ナキモノ、運入ル、ナキモノ、國內ニ入ルノミテ止ラス、領海ヲシテ輸入、領海ニ入レルハ國內ニ入レルモノニシテ既ニ輸入ナル、吾人ハ當テ領海ニ入レルハ犯罪ノ既遂トナルト論セリトモ他ノ条文中ノテ係上國境內ニ入レルノミテハ輸入ト云ハサルカ故ニ

陸地ニ入レルハ即チ税関ノ設立領線內ニ運入レルモノトシテ既遂ト解セトス、領海ニ入レルハ輸入未遂ノ行有トシテ内國ニ外レルモノト云フヲ得ズ。

輸入犯人、外國ニアルナリ、又内國ニ在ルナリ、又之内外相應スルナリ、其何シ在ルハ間ハス、物品ヲ國ノ陸地內ニ運入レル、場合ニ輸入ノ行有アリト云フヲ得、即チ犯人所在地ノ犯罪行為ノ場所ニテ係有セサルナリ、犯罪ノ行有トシテハ常ニ内國ニ行ハル、モノテ未遂ノ場合ニ或ハ外國ニ行ハル、ナリ。

(四) 收得、收得トハ交付ニ對シ、通常ハ交付ヲ受クルナリ、然レモ文字ノ意味ハ之ヲ何人ナリテ交付シ受ケサル場合ニモ其現實ノ所持ヲ自己ニ移セル場合ニ均シク收得ナリ、故ニ交付セル場合ハ勿論ニシテ交付ニハ單純ニナルト或ハ行使セラレ因テ交付シ受ケル場合ナリ、又交付セラレサル場合ニ或ハ其行使月追テ奪取スルナリ、或ハ拾得セルナリ、又発見セル場合ナリ、其ニ收得ナリ、但シ收得ノ場合ニハ如罰ニテ法律ハ行使ノ目的ニテ偽造變造ノ知リ其所持ヲ移ス場合ト始メ之ヲ知ラズ後発見セル場合トニ區別セリ。

(五) 犯罪ノ意思

(A) 行使ノ場合、一般ニ行使ノ目的アルヲ要ス、特別ノ場合ハ始メ之ナク後ニ其目的アリ、偽造變造ニ付キテ其ニ行使ノ目的アリヲ要ス、單ニ偽造變造ノミテハ犯罪構

成せる例ハ美術参考等ノ為メニ貨幣ヲ模造又ハ工作シ高價ナル真價ニ製出スルモノ
ハ外觀的偽造變造ナルモ之レモ真價以上ニ歸スルモノヲ造ルノ意思アルモ行使スルノ意思ナシ
即チ流通ノ目的ナクシテ本罪ヲ構成セス、尚且トハ行使ノ場合ナリ、其場合ハ偽造變
造ノ貨幣ヲ流通ニ盡キ即チ偽造變造ヲ知り流通ニ置クノ意思アルヲ要ス、故尚且トハ
前ノ偽造ト于連シ他人ノ模造セルヲ知り之ヲ行使スル目的ニテ行使セルハ偽造變造貨幣
紙幣ヲ行使スルモノトシテ論スルヲ得、其問題ニ對シテ積極ニ答タルヲ正当トス、然レ時ハ
意思ナルモ行使スルハ人ヲ欺ク意思アルハ全シテ偽造ノ通貨トスヘキナリ之レハ犯罪
ハ物ヨリ人ヲ欺クヲ以テ其本質トス偽造模造スル場合ノ意思如何ハ偽造變造ノ場合
ニ要ナハモ既成セル物ノ行使ニ付キテハ其物ハ模造セルモノヲト偽造セルモノトト問ハス
ニ者共ニ人ヲ欺ク外觀ノ有セル点何事ヲ區別ナシ、然ラハ他人ノ模造セルヲ知り行使セルモ
偽造變造通貨ヲ行使スルモノトシテ処カセラルヘキナリ。

又初ノ模造ノ意思スモ出来栄ヨカリシ之ヲ行使セルハ其如何如何之レハ偽造變
造ノ問題ヲ生セカモ偽造變造通貨ヲ行使セルモノトシテ犯罪成立ス、全様ニ行使ノ目的ニテ
偽造變造ノ偽造變造ヨリ一旦処罰セラレ後其モノヲ行使セルハ如キハ時効ニカ、時効經過
後行使セリ之レ全シテ偽造變造通貨ノ行使ニテ処罰セラルヘキ他人ノ造リタルト自己ノ造リ

タルト問ハス共ニ行使罪ニ該當スヘキナリ。

(B) 交付及ヒ輸入ノ場合、其行使ノ目的アルヲ要ス、即チ行使スル為ニ偽造變造ノ
通貨セルヲ知り他人ニ交付又ハ輸入ノ意思アルヲ要ス、偽造變造ノ通貨セルヲ知ル以上自
己或ハ他人ヲ作レト又模造スルヲ問ハス、行使ノ意思即チ流通ニ盡クノ意思アルヲ要ス、
依テ行使ノ目的ナキ場合例ハ貯藏スル為ニ他人ニ交ヘテ列列スル為ニ輸入セルハ犯罪ヲ欠ク
然レ其後所謂行使ノ自己ヲ利スルト他人ヲ利スルトノ意思アルヲ問ハス、只流通ニ置クノ意思
アルト足ル、乍然自ラ行使スルノ意思ヲ以テ他人ニ交付スルト他人ノ行使セルモノトシテ交附セルト
合テ區別スルヲ要ス、自ラ交付スルハ行使トナセヨリ行使ノ意思アルモノトナリ。

(C) 取得ノ場合、取得ノ意思アルヲ要スルヲ疑ハシ、備シ之ニ付キテハ前述ノ如ク行
使ノ目的ヲ以テ偽造變造ノ通貨セルヲ知りテ之ヲ行使セル場合ハ初メ之ヲ知ラズ從テ行
使ノ目的ナキ場合ト取得ト區別ス、知リテ取得セル場合ハ行使ノ目的ナキ時ハソレ、ミテ知
スヘキナリ。知ラズシテ取得シ後日行使セル場合即チ行使ノ目的ヲ以テ單ニ行使セル場合持
犯罪トシテ処罰セラル。

(六) 犯罪ノ処罰、旧刑法ハ通貨ノ種類ヨリ処罰ヲ異シシ單ニ内國貨幣ト外國貨幣
トヲ區別シ行為ニシテハ偽造變造ヲ分カクナリ、新刑法之等ノ別ハ無用トシテ之ヲナラス、

刑法に偽造変造を行はざるに違て、行使し犯罪ト作純然犯罪ト別あり、然るに新刑法之レハ行使ノ目的ニテ偽造変造セルハ行使ニ至ラズニテ犯罪ヲ構成スルモノトナリ、從テ適用上既ノ如ク問題ヲ生スヘシ。

自己ノ偽造変造セル通貨行使ノ場合偽造変造罪トシテ処罰セラハ、モノナルヤ、更ニ行使罪トシテ四罰セラハ、行使ハ偽造變造者然ノ結果ナリ、故ニ単ニ偽造變造罪トシテ処罰スルモノアルモ、全然別ニ偽造變造罪ノ通貨行使ニ罪ヲ犯シタルモノナリト信ス。然レバ、場合ハ普通通貨行使罪四七条、五五条ニ當ルヤ、余ハ行使ト偽造變造ノ結果ト見ハ、五五ノ五五條ニ適用ヲ受ルニキ場合ナリト信ス。次ニ假令、新刑法ハ旧刑法ニ比シテ、又ハ既ク四罰ヲ得、故ニ新刑法ノ輕シト云フ得ヘシ。新刑例ニテ可トスヘキカ、新法ニテモ尚ホ、未タ産キニ失ヒス、何トナレバ、素ヨリ偽造變造ノ罪ハ通貨ノ信用ヲ害シ大ニ恐慌ヲ來タスモノナレバ、且、追害ヲ受クルノ危險ハ大ナリト信モ、定案ハサマテ大ナルモノナラズ、治罪上貨幣ノ銷毀極ハ、代ヨリ政府又政府ノ許可ヲ得タルモノ之レヲ有セリ、故ニ本罪ハ他方ヨリ見ルハ、輕シ罪孰中殊ニ増ハ、ハ、事情アルモノナルモ、更ニ他方ヨリ云ハ、公許ヲ付スル犯罪ナリト考ヘ、時ニ産キニ処罰スト考ヘリ、依テ、通貨犯罪トセリ、從テ新刑法ハ重ク規定アリ、故ニ新刑法ニ比較的產キ刑ヲ規定ス、然レモ犯罪ノ内容ヲ見ルニ、如斯ク、産キ刑罰ニヘキ事定ナレ、

畢竟従来ノ慣習カ遂ニカル重刑ヲ受クルトテ定メラルニ至リタナリ、仍テ他ノ犯罪此レテ今火ノ輕キ刑ヲ科スヘキト信ス、例ヘハ強盜罪ハ常ニ行ハレハ、定案皆大ナルモノ、十ニ手トシ本罪ハ無期ヲ科スルヲ得、若シモ危害ノ大小ヲ以テ輕キニ失スト云フヲ得、而シテ、各ノ場合ハ罰金若シハ科料ニ知シ、以下ニ下スヲ得、然レバ、然レバ、以下ニ下スヲ得ストセルハ、本刑ナレハ、總則ヲ適用シ之レヲ下スヲ妨ケス、本刑ハ罰金トセルハ、利益ノ問題ヨリ生スル補償ノ意思ナリ、故ニ法律ニヨリ大ナル損失ヲ受クルトテ以テ、犯罪ヲ妨止スルヲ以テ、尤ムカサリ、百五十三條ニ置械又ハ原料ノ准備ヲナス場合ヲ規定ス置械トハ偽造ニ製造ニ要スル特別ノ機械ト見んヘキナリ、旧刑法ト異ナリ、犯罪ニ加工スルモノ、知分ニ別テ規定スヘクテ、之レハ、實際法律ヲ適用スヘキモノ、於テ適當ニ參酌スヘシ。

第十七章 文書偽造罪

第一節 本罪ノ要件

第一項 目的物

目的物ハ、文書ナルヲ要ス、文書ノ意思、或ニ予シ學者間ニ議論多シ、然レバ法律ノ明示スル如ク、尤、狭ニ定義アリ、亦、義ニ所謂文書ノミナラス、圖画ヲモ含メ、狹義ニテハ圖画ニ

アラハル 記号ノミヲ文トシテ云フ。

(一) 狭義ノ文及及図画、 狭義ノ文及及、記号即チ文字ヲ以テ表キ表ハサレタルモノシテ一定ノ思想ヲ言ヒ表ハセルモノヲ云フ、 図画トハ文字以外ノ記号ヲ以テ或ル事ト云フ云ヒ表ハセルモノヲ云フナリ、 故ニ文字ヲ以テ表カレタル文字以外ノ記号ニテ表カレタルモノカ 図画ナリ。 而シテ文字トハ言語ヲ表ホスヘキ記号ナリ、 言語トハ吾人ノ意思ヲ写シ出スヘキモノシテ即チ吾人ノ思想ヲ外界ニ画キ出スモノ、 換言スレハ傳ルル為メニ吾人カ口頭ヨリ表ス如クモノナリ。 詳言スレハ吾人ノ思想ヲ間接ニ傳ルモノシテ或ハ約束ニ基キ吾人ノ思想ヲ他ニ表スルニ必要ナルモノナリ。 或ハ約束ニ基キ(約束ナリハ詞トナラス)言語ニ代ルヘキモノナルモノヲ以テ文字トシテ一定ノ約束ニ基カスレテ表ハサレタルモノトシテ若シ夫レ、 言ヒ得ヘクハ文字ヨリ表ハサル、 文字ト図画ナルモノトハ其性質シテ出カサル、 本体ニ對シテハ直接ト間接トノ別アリ、 即チ文字ハ間接ニテ図画ハ直接ナリ、 前者ハ相對的ニシテ后者ハ一般ナリ例ハ文書ハ吾人ノ用テ漢字及名文字等ハ文字ナリ、 然レモ言葉ニ代ルヘキモノ即チ或ハ約束ヨリテ人ノ思想ヲ表ホスヘキモノニ代ル記号トシテヨリ苟モ一定ノ約束ノ下ニ於テ言語ニ代ルヘキ性質ノモノナルハ其行ハル、

ト狭ク行ハルト又其新ラレキト古キトヲ問ハス、 故ニ神代文字、 アイヌ文字電信符号等有用記号ノモ亦文字ナリ。

(二) 広義ノ文書、 法律ノ規定ニヨレハ一般ニ文書ト図画トヲ一括シテ共ニ文書ト云フナリ得トセリ、 一括シテ云ヘハ文書トハ文字又ハ文字ニアラサル記号ヲ以テ書キ表ハサルモノシテ或一定ノ思想ヲ表示スルモノヲ云フ、 從テ所謂文書偽造ニ于スル罪ハ概言スレハ文書ニヨリ他人ヲ欺ク罪ナリ。

文書ハ文字其他ノ記号ヲ以テ書キ表ハサレタル一定ノ思想ヲ示スモノナレバ何令文字又ハ文字以外ノモノヲ以テ書カルモノ一定ノ思想ヲ表ハスモノニアラサルハ法律ノ所謂文書ニアラス、 一定ノ思想ヲ言ヒ表ハスヲ以テ單ニ二三イロハ、 Δ O X 等ノ記号又ハ人名等ハ文字又ハ文字以外ノ記号ノ羅列ニ過キスレテ何事ヲコレニ付キ思想ヲ結ビ付ケルナレ、 故ニ斯クノ如キモノハ文書ニアラス從テ例ハ荷物所有者ノ札ヲ偽造シ自己ノ名トシ又ハ他人ノ名刺ヲ作ル等ハ文書偽造ニアラス、 之レニ付キ著シキ例ハ下駄札ヲ偽造シタル如キ單ニ文字ノ羅列ニ過キスレテ思想ヲ表セルニ非サルヲ以テ他ノ犯罪トナルモ本罪トナラス之レ文書ニアラセハナリ、 一定ノ思想ヲ言ヒ表ホスヲナレバ一定ノ思想アルモノハ文書ト云フ得、 故ニ普通ノ受取証書、 紀行文、 論文等ハ一定ノ思想ヲ表ハセルハ故ニ文書ト云フ

得然レ其文書ハ前送、如ク其偽造シテ他人ヲ欺ク行為ナルヲ以テ其思想何人カ之レヲ
言ヒ表ハスセシナカラサルヘカラス、文書ナルヲ勿論ナルモ法律ヲ所謂文書偽造トシテ処罰ス
ル処ノ文書ナラサルヘカラス、故シ借券証書、印刷紙、思想ヲ表ハスモノシテハ何人カ
言ヒ表ハスルハ不明ナリ故シ一定ノ思想ヲ言ハストハ或特定ノ人カ或特定ノ意思ヲ
言ヒ表ハスノ必要トス、之レ刑罰法上ノ文書ナリ、然レ其特定ノ人トシテハ必ずしも男
名、コル必要ナシ、署名ナクハ特定ノ人ノ文書ニテハ明カナルヘキ場合ニハ特定ノ人ノ思想
ナリト言フヲ得、例ヘハ特定ノ人ノ借用ノ紙、商人通帳、商業帳簿ノ如シ、然ラバ性
格ノ記セサルモ帳簿又リ通帳ナルヲ以テヨリ明クニ何事ノ意思ヲ表ハスルカヲ知ルベシ、
海意スヘキハ文字其他ノ記号ヨリ表ハスルニ必要ナリ、其表ハスルニテハ思想ヲ
表示ナルヲ必要ス、思想ヲ表示シ一定ノ意味ヲ有セサルヘカラス、即チ文字ノ自體カ一定
ノ表示ヲ有セサルヘカラス、他ノ物ヲ媒合スルヲ以テ有セサルヘカラス、而シテ或人ノ屬シ
表示セラル、テ必要ス、即チ思想ヲ何人カ表示セルモノナルカ明カナラサルヘカラス、即チ特定
ノ人ノ屬スルヲ要ス、特定ノ人ニ屬スル意思ノ表示ナルヲ以テ特定ノ人カ表示セルカヲ見ヘテ
然ラサルノマリ、例ヘハ文書ノ印章ノ如シ、之レ特定ノ人ニ屬スルカ如キモ文書偽造ノ性
質ヨリ斯ノ如キモノヲ除外セサルヘカラス、又レ文書ハ凡テ証拠トセルモノトシテ之ヲ如キ証

拠トナラザルヲ以テナリ。

(三) 文書ノ種類、法律ハ公ノ文書私ノ文書ニ分カワ。

(A) 公ノ文書、(イ)之レ天皇ガ作成セラル、文書ナリ、其文書中ニハ種々ノモノアリ、
天皇ノ作成ノル、テノ文書ハ皆之レ包含セラル、ヤ否ヤ、之レ不明ナリ、法律ノ精神ヨリ
之ヘハ公法ノ係上、天皇ノ作成セラル、文書ノイテ包含ト解セズ、然レハ若シ斯クセハ彼ノ御
宸翰ノ如キモ包含サルヲトナリ之レハ公務所公務員ノ文書トシテヨリモ私文書トシテ見
ラルトナリ不都合ノ如ク考ヘラン、余ハ疑ヲ有シ、潜ラク天皇ノ作成セラル、公私共ニ總テ
ノ文書ヨリ其中ニ包含セシメントス。(ロ)公務所又ハ公務員ノ作成スル文書、公務所、公
務員ノ意思ハ七条ヨリ明カナリ、其作成スル文書、图画トハ職務上作ルヘキ文書ヲ言フ、
法律ノ規定ヨリテ法的ニ作ラル、モノヲ言フ、作併命令之ヲ作ル文書ニテモ不法ノ文書
ハ各条ヨリテ公務員ノ職務ハ如何ナル範圍ニ於テ正当トシ看做サル、ヤト云フニシテ人合
ノモンナリヤ否ハ客観的ニ見サルヘカラス、然シテ作ル其手續ニ相違アリトテ為シ不合理的
ノ公文書官文書ナリト云フヲ得ズ、結局重要ナル欠長、即チ重要ナル形式ノ欠ナルナキ
場合ニハ先ツ之ヲ合法的ノモノト見サルヘカラスト信ス、其合法的ナリヤ否ハ其規定ト对照

シテ之ヲ定ムヘキナリ。

(B) 私人文書、之レヲ權利義務ニ于ルニ及スル文書、事實證明ニ于スル文書、圖書ニ
分ク、二者如何ナルモノナルヤ法律カ偽造變造トシテ罰スヘキ目的タル文書ト法律カ之レヲ
罰セル文書トラ區別スルハ即チアリヤヲ考フル必要アリ、(1) 權利義務ニ于スル圖書文書、
權利義務ニ于スト云ハハ先ツ權利義務ヲ明カニスルモノ即チ之ナリ、例ヘリ借用証書、受
取証書又ハ預り証書、入証ノ如キ之レナリ、(2) 事實證明ニ于スル文書、事ニ及スル明
カニスルト云ハハ今時ニ權利義務ヲ明カニスルモノト信ス、權利義務ノ存在ハ又一個
ノ事實ナリ、之レヲ明カニスルニ事實ノ證明ナリ、然ラハ權利義務ニ于スル証書ハ事實ニ
明ニ于スル文書ノ一種ニ屬ス、然ルニ法ハ二者ヲ區別セリ、故ニ事實證明ニ于スル文書ト
ハ其中ヨリ權利義務ニ于スルモノヲ排除シテ殘部ヲ言フ、通常事實證明ニ于スル文
書トハ例ヘリ金社總會ノ記録、又ハ學校ノ卒業証書等ナリ如シ、然レモ之等ノ止マラ
ス一片ノ手紙、如キモ事實證明トナル例ハ金百圓貸付セヨトノ手紙又ハ物品贈与ノ謝
文ノ手紙等モ亦證明ニ用ヒラシムル依テ凡ソ文書ニシテ證明セラレサルモノナシトナル可シ然レモ
茲ニ注意スヘキ或文書ハ事實證明ニ于スルモノナレバ文書ノ偽造トハ文書ノ証拠偽造
スルモノナリ、故ニ文書ノ内容ニヨラスレテ只其事實極ニヨルハ文書ノ偽造ニアラス、事

柄ヨルトハ例ヘバ或手紙、筆蹟、何果ノモノニシテ其年月附テ見テ其人ノ生存ヲ知ルコト
得、又其著書ノ出版セラレタル日ヨリテ其何年以前ニ書ケルカヲ證明スルモノナリト
言フカ如シ、其モノ自体ヨリ他ノ事ヲ證明スルモノナリ、即チ内容ニヨラスレテ他ノ事ヲ知リ
得ルハ事實證明ノ文書ニアラス、從テ文書ノ偽造トナス、次ニ内容ニシテ文書偽造行
為ヲ法律ノ四討スルハ即チ法律ニ係ル權利義務ノ消長ニ及ブス知ルカ故ニ討スナリ、法
律ニ係ルト何事ノ利害ヲ生セサル文書アルモ之レハ所謂文書ニ入ラス、例ヘリ意見書論
文ニ署名スルモ斯ノ如キモ、偽造ハ權利義務ニ于シテ何等消長ヲ来スナレバ或ハ
出版法違反刑法ノ所有權侵害等ニ及ブス文書ノ偽造即チ内容ヲ偽リテ法律ニ係ル
害ヲ及ブスヲナレ故ニ斯ノ如キモノ之レヲ除外セサルヘカラス、内容カ其事實ヲ明カシ之
レヨリテ權利義務ニ消長ヲ及ブスヘキ文書ニ限ルベキモノトセサルヘカラス法律ニ係ル影
響ヲ及ブスモノハ依テ其中ニ入ヘナリ、結局事實證明ニ于スルヤ否ヤハ法律ニ係ル消長ヲ
及ブスヘキモノナリヤ否ヤヨリテ決定スヘキナリ、權利義務ニ于シテ何等事實證明ニ于ストハ
或目的ヲ作リシモノヲ要スルヤ否ヤ、法律見ルルハ害悪ノ生スルニ及ブ目的ヲ有セス
トモ偶然ノモノニテモ亦其中ニ入ル之レハ通説ニ疑トシテ如キナリ
公文書ト私人文書ト混合セル場合ナリ、例ヘリ私人ノ提出ノ文書ニ公人ノ奥附即チ公吏官吏ノ

裏書、或ハ公務員ト私人ノ契約(例ハ請負人ト競賣會計官吏ト、建築三付)ヲ結
場合ハ一方公文書シト全時ニ他方私文書トナリ、斯クハ場合ハ之ヲ偽造シタル何
偽造トナヘキヤ、余ノ信スルニ依レハ二方面ニ思ハ即チ五十四条一項ニ該當スル場合ハ公私文
書二者ニ思ハ公文書トテテノ罪トナリ。

第二項、犯罪ノ行爲

偽造、變造、若シテハ行使シタル要ス、特別ノ犯罪ヲ付テ虚偽ノ記載ヲナシ、或ハ真正ノ
記載ヲ變更シテ虚偽ノ記載ヲモスル虚偽ノ陳述ヲナシ、不實ノ記載ヲナスカ如シ、百五十
六条、百五十七条ニ付、逐ヘシ。

(一)、偽造、變造、若シテハ行使シタル要ス、特別ノ犯罪ヲ付テ虚偽ノ記載ヲナシ、或ハ真正ノ
記載ヲ變更シテ虚偽ノ記載ヲモスル虚偽ノ陳述ヲナシ、不實ノ記載ヲナスカ如シ、百五十
六条、百五十七条ニ付、逐ヘシ。

(A) 偽造、偽造、記録者即チ名義人ヲ偽リ新クニ文書ヲ作成スルヲ云フ、又作成
ニ付内容ノ眞實ナラサルヲ必要トスルヤ、之ニ付シテ旧刑法ニハ解釈上文書ノ偽造ハ

畢竟上文書ノ眞實ニ依リテ見ルルニ依テ及令名義ヲ詐リテ新クニ文書ヲ作成ス
ルモ内容ニ虚キヤハ偽造罪ニ成セサルニ付、從テ債務者ノ債務シテ不
拘債権者ノ責ト債務并済ノ請求ヲ受ケタル場合ニ債権者ノ名義ヲ受取証書
ヲ偽造シテ証明ノ用ニ供シタルハ、ハ偽造ノ罪トモ内容ハ眞實ナリ、故ニ本場合ニ
於テハ偽造罪ニ成立セサルトナリ、下條新刑法ニハ余ノ見ハ所ニヨレハ旧刑法及旧刑法
ノ如ク主觀主義ヲナス客觀主義ニ定ムルニ、即チ文書ノ形式ヲ偽ル罪即チ記録者ヲ
偽リ虚偽ノ文書ヲ作成スル罪ト考フルニ、後令内容眞實ナルモ文書目録物
形式ニホテハ虚偽ノモノヲ作成シタルモノニモ本罪ヲ構成ス、即チ内容ノ眞實ナル
ト否トハ問ハサルナリ。通常偽造スル場合ハ他人ノ名ヲ用テ、即チ權利ヲシテ他人ノ名ヲ
用ヒテ文書ヲ作成スルナリ、即チ人主ナラザルニ、貸セルモノトシテ、或者ノ名ヲ用テ借用証書
ヲ作り又物ヲ預リ証書ヲ作シ、或ハ死セザル者ノ遺言書ヲ作ルカ如ク、通常ノ場合ナリ、然レ
反場合ナリテハ所謂白紙濫用即チ他人ノ名ヲ用テ或時定ノ目的ノ有ルニ、内定ノ記載スル單記
名又ハ署名調印セラレタル白紙ヲ交付セラルルカ其自紙ヲ濫用シテ権限外ノ事項
ヲ記載シタル場合、例ハ登記所ニ提出スル委任狀ニ、造ラズ單ニ目録ノ以テ署名調
印セル白紙ヲ預ルモノカ之ヲ濫用シテ借用証書ヲ作ル場合、如シキ場合ハ記名捺印ハ

本人其者有り故三見スル件ハ其造ニ如キモ之未タ何寺文書存在スルコト記名者名
吟印志白紙ノ利用シテ新タニ文書ヲ作成シタルモノガ故偽造ナリ、又之レニ及ビ既存
ノ文書中ニ署名者若クハ記名者ノ名ヲ變更シ又ハ新タニ其加ハルル場合ニ文書ニ表シ
ル事ハ既存ノモノナレバ署名者新タニ其故ニ新タニ文書ヲ作レルモノシテ其造ニアラズ
偽造ト云ハサルヘカラス、蓋シテ文書ハ前述セル如ク人ノ思想ノ發表シテ其思想ハ或時其
人ノ発者タルコトヲ要ス、其言ヒト其行ハ人ノ名義變更セル時ハ文書其物ハ新タナリト
見ルノ得、例ハ甲ノ借用証書ニシテ名ヲ乙ノ人トシテ乙ノ文書偽造ナリ又借用証書ノ全
白ニ新タニ保護シテ乙ノ名ヲ加ヘタル件亦乙ノ文書ノ偽造ナリ、以上偽造行為ノ行ハ
ルル場合ナリ、尚又其偽造ニ付テハ通常言ハル存在セル人ノ名義ヲ偽リテ文書ヲ作成
セルモノナルコト若シ尚書ヲ存在セズ又ハ現ニ存在セルモノ、名ヲ用ヒテ文書ヲ作ル場合ア
リ、形式ニ於テハ文書ノ形ヲ具スルモ名義看記録看即チ其作者存在セズ此場合
ニ於テ文書偽造罪ハ成立スルマ否、一般ノ見解ハ成立スラスモ人ノ場合ニ分チテ見
ルヘキナリト信ス、通商名ノイカ記號ニシテ其場合ナルハ偽造罪ハ成立スルモ若シ其
名カ虚偽ナルモ即チ人ノ名義者何人シテ付借用ヲ字セラル、アラスレバ字號名義
ハ有書ナリ借用ヲ字セラル、場合ニ於テハ人ノ文書偽造罪成立スル信ス、從テ例ハ

現在セル偽名ニシテ事々有セル名ナルハハ文書偽造罪成立セズ故ニ只名義其物ナリ
リ借用ヲ字セラシスコトテ有書字ナリヨリ字セラル、凡即チ人ニ重キヲ置カス有書職
名等ニ重キヲ置ク場合ニ實際ナキ場合ニモ不均亦罪成立ス之レヲ要スルニ名義
ニ重キヲ置ク場合限リ、通常文書偽造ニ署名者捺印アルモ上述セル如ク之レ証據ニ付シ
テノ問題ニテ必スルモ之レヲ要スルアラス、其偽レハコトノ信用ヲ字スル程度ニ作成スルニ違
レリ。

(B) 変造、 変造ハ既存文書ノ内容ニ變更ヲ与ヘテ不真正ナル文書ニ作ルコトヲ
言フ、既存文書ノ内容ハ場合ニヨリテ其文書ノ性質ヲ變更スルコトアリ、或ハ其文書ノ原
ノ變更ス一部分變更ルコトアリ、或ハ場所日附ノ變更ナルコトアリ、例ハ借用証ヲ預リ証
ニ變更スル場合ハ文書ノ性質變更ルモノナリ、蓋シテ既存文書ヲ利用セルモノナリ以テ偽造
ニアラスレテ変造ナリ、内容變更例ハ千四ノ借用証書ヲ千五百同トシ又ハ返済期限
亦月ヲ三月トスルカ如キ作成ノ日附場所ノ變更等ナリ、如キナリ、要スルニ性質ノ變
更ト一部ノ變更トナリ、然レ其前ノ變更トナレハハ前述ノ如ク偽造ナリ、乍然有書
ノ變更例ハ保証人ヲ連帯債務者トセルカ如キ場合ニハ變造ナリ、以上ノ如ク性質ノ
變更一奇ノ變更(内容ノ變更日附ノ變更ノ合)ハ其文書ノ重要ナル部分ニ行

ハ、トヲ要ス、假令変更アルモ内容ニ影響ヲ及ボサルモノ即チ文書ノ証拠力ニ変更ヲ来
サル場合ニハ之レヲ以テ文書ノ変更ト云フヲ得ス、假令一頁四カ所百四、二十四ヲ或拾四
トスルカ如キ元ヨリ変更ナルモ証拠力ニ変化ナキヲ以テ変更ニアラス、

蓋シ文書偽造変更犯罪ハ文書ノ証拠力ヲ変更スルヨリ害ヲ生スヘキヲ討スル規定
ナリ、故ニ上ノ如キ何等害ナキモノハ本罪ヲ構成スヘカラス。

(二) 行使、行使ハ偽造変更ノ文書ヲ他人ニ対シ内容ニ付キ文書ノ上ニ於テ信用
ヲ欺ク為メ示スコトヲ言フ、即チ他人ノ或ラ虚偽ノ文書ヲ眞実ナリト信セシムヘキ行為
ヲ云フナリ、又行為ハ「通常文書」ヲ他人ニ交付シ又ハ口示スルヨリテ行ハル、乍然必スシモ
口示又ハ交付ノ必要ナシ場合ヨリテ見得ヘキ様ニ場示シ置クモ行使ナリ、又何時ナリ
見得ラハキ地位ニ置クコトナルコト相手方ノ使者ヲ持来セシムルコトモ行使ト云フヲ得、乍
然自己ノ使者ナラハ先方ニ渡ルマテ行使ト云フヲ得ス、要スル行使ハ文書ノ眞実ナ
信セシムルカ為メ何時ナリトモ之レヲ見得ル地位ニ置クコトヲ要ス、故ニ單ニ文書見テ例
ハ斯カル文書見テト公言シ又ハ後口示スヘシト云フカ如キハ未ダ行使アリト云フヲ得ス
行使ニ于テ問題アリ。

(A) 行使ト云フカ為メハ口示セラハルモノカ欺カル、地位ニ置クコトヲ要スルヤ否ヤ、之レニ
關シ學者間ニ議論アリ一般説トシテハ、サナシトモ審査スヘキ権利アリモノニ口示スル
ヲ要ス、呈示セラル、時ニ其審査ノ権利モナキモノニ口示セラレタルハ僥ニ或特定ノ
行為ヲセサルヘカサルモノニ付キ行使成立セス例ハ届出ヲ受シルモノ其内容ヲ審査セザ
ルコト即チ届出アリシト云フコトヨリ特定ノ行為ヲナス場合アリ斯クノ如キ場合ハ行使
使ノ行為ト云ハルヘカラス、乍然其欺カルノ地位ニ置クコトヲ要スルコトハ既述ノ如ク審査ノ權
利ハ其義務アリモノニ呈示スルコトヲ要スルヤ否ヤニ干スルコトニシテ初メヨリ欺カレサルモノ又ハ口
示スルコトニ付テハ行使ノ成立ト信スヘカラス、假令知ヒモノニテモ場合ニヨリテ欺カル、危険アリ例
ハ口示金証書口示マルハ通常法ニ借クタルコトナキヲ以テ虚偽ナルヲ知ルモ場合ニヨリ思ヒ違
クテ之レヲ認ムルコトアリ斯クノ如ク行使罪成立ス。

(B) 其偽造ノ文書ノ交付ヲ受ケルモノ即チ文書ヲ口示セラレタルモノカ行使者即チ犯罪人
カ之レニヨリテ呈示ヲ受ケルモノニ或ハ法律上ノ行為ヲササレメントスルモノタルコトヲ要スルヤ否
、之ニ付キ犯人ノ例ハ或者ヲ介シ他ノ者ヲ以テ法律上或價値アリ行為ヲササレメント欲
ムル時ナリ、故ニ其問題ニ對シテハ否ヨリ積極的ノ答ヘヲ要スルモ之レカ為メ中間ニ置カレ
ルモノニ對シテハ世間ニ行使罪ヲ構成スルコト解スヘカラス、例ハ單ニ文書ヲ他ノ者ニ送附

セシ或ハ甲乙ニ持テテ兩ニ呈示シタル件ハ罪間ノ運搬者タル乙ハ法律上特別ノ行為ト
スルニ刺激セズんモノトナス、故ニ行使者タル乙モト言テ得ス、却テ乙ヨリテ相手方兩ニ行
使シタルモノト云フニ、乍然然甲側ノモノ并シテ如キモノトモテハ弁解アリテ單ニ行使シタル
書ヲ相手方ニ示ス止マラス之レヨリテ或法律上ノ行為ヲ余議ナクセウシ依テ此場合最
ニ并シテ亦其偽變造ノ文書ノ交附ニ於テ行使ヲ受ケんモノト云フヲ得ヘシ、次
ニ疑問トナルキモ了之レハ意思ノ問題ト于連ス例ハ人ノ偽名ヲ用ヒテ物ヲ預ケルモノ
コ更ニ之ノ偽名ヲ以テ物件ヲ受取ル場合ニテ最初文書ノ偽造ヨリテ其文書ヨリ
テ生シテ取領証書ヲ交附シテ物件ヲ受取ル事、初メ偽造行使トシテ之レヨリテ之レヲ行
使スル他ノ人ノ名ヲ物ヲ交附シ又ハ受取ルトナル果シテ罪ヲ構成スヤ否ヤ、此時ニ他
人ノ名ヲ用ヒタル事實アルモ其預ケ主ト預リ証書ノ交附ヲ受クル人トク同又シテ又預証書
ヲ受ケルモノカ預品ヲ請求スルニテ未ダ虚偽ノ文書行使ノ事實アリ單ニ名義カ他人
ノ名ヲ預主ト受取人トハ異人トシテ單ニ名義カ預主トシテ預主トシテ預主トシテ預主トシテ
行使ト云フヲ得ス、初取人ノ名ヲ以テ預入シレ後本人其預札及テ預物ヲ受取リ証書ヲ
渡セル件ハ偽造ノ行使ニテ了ス、蓋シ預屋ハ其預札ノ持主人ハ何人ニテ渡スナリ、
而シテ其証書ヨリ審査スルナシ但シ特別ノ約束アリハ其限リテ了スナリ。

第三項 犯罪ノ意思

凡テ行使ノ目的アルヲ要ス、行使ノ目的ヲ以テ文書ノ偽造變造スルノ意思アル
ルヲ要ス、特別ノ犯罪ニシテ行使ノ目的ヲ以テ虚偽ノ記載ヲシテ偽造變造ノ意思アル
ト又ハ事實ノ不實ナルヲ知リテ其不實ノ事項ヲ殊述シ何テ不實ノ事實ヲ記載セシ
ル意思アルヲ要ス。

第二節 公文書偽造變造ニ準テ特別ノ犯罪

第一項 虚構ノ文書作成ノ罪(五六、五六)

之レ無形ノ文書偽造罪ナリ、所謂文書偽造トハ文書ノ形式ヲ詐ルモノナシハ無形ノ文
書偽造ト云フハ適切ナラス、寧ろ虚ノ文書作成ニテスル罪ト云フヲ隱言トス、平罪ハ公務
員又ハ医師タル自カヲ要ス。

(一) 公務員タル場合(一五六)、犯罪ノ主体ハ公務員タルヲ要ス、公務員ニ付キテ
ハ七名ニ於テ述ベリ。

(A) 犯罪ノ行為、虚構ノ文書圖画ヲ作成シ又ハ之レヲ變造スルヲ要ス、虚構ノ文書
圖画トハ有ラ無ラ無ラ有ラシ、或ハ記載スヘキヲ記載ス、記載スヘカヲサレテ記載スル文書
圖画ニテ概言スル事實及スル事項ヲ記載スルモノナリ、之レヲ要スルニ眞實ニ及スル以上

後令員等項ノ善悪等ヲ問ハス又過不足ヲ問ハサルリ、
作成セラレシ文書圖画ヲ変更スルヲ云フ、
虚構ノ文書作成ノ場合ニシテ作成スル職務
ヲ有スルモノニ忠實ニ其務ヲ執行スル義務アルニ拘ラス其義務ニ違反シ眞實ニ記載セ
ルモノナラバ此場合ハ其公務員モ之ヲ作成スルノ権利アルモノナリトテ要ス、
即チ
作成ノ職務アルヲ要ス、又文書偽造ノ場合ニ於テモ作成ノ職務ヲ有スルモノヨリテ変更セ
ルコトアリ、又其作成ノ職務ハ之ヲ有セサルモノニ文書ヲ取扱フノ職務ヲ有スルモノヨリテ之
ヲ変更スル場合アリ、
法文ハ其職務ニ于テ行使ノ目的ヲ以テ作り又変更ストアリテ其
文書圖画ハ必ズ自己ノ作成シタルモノナリトテ要ス、
職務上之ヲ取扱フヘキ文書ナル
場合ニシテ之ニ變更セザルモノナリハ明カニ其職務ニ于スルモノト云フヲ得ヘシ、之ヲ要
スル虚構ノ文書圖画ヲ作成スル場合ハ其作成権ヲ有スルモノナリトテ必要ナリ、故ニ後令
公務員自身分ヲ有スルモ職務上作成シ又職務上取扱フ文書ニ于セサル場合即チ自
己ノ職務以外ノ文書圖画ニ于スル場合ハ普通ノ文書偽造罪トナルモ本罪ヲ構
成セス。

(B) 犯罪ノ意思、
行使ノ目的ヲ以テ虚構ノ文書圖画ヲ作り又之ヲ製造スルノ意思
アルヲ要ス、
即チ他ノ欺ヲ偽ルカ爲メノ目的ヲ以テ之ヲ作シテシテ他人ヲ錯誤ニ陷ラ

シル目的ヲ以テ虚ノ文書圖画ヲ作り又之ヲ製造スルノ意思アルヲ要ス、
之ヲ要スル文
書ヲ作成シ新ラシキ証拠カヲ詐リ作り又ハ証拠カヲ詐リ変スルノ意思アルヲ要ス、

(二) 医師の場合 (一六〇)

(A) 犯罪ノ主体、
医師タルヲ要ス、
医師ニ広狹ニ義アリ、
広義ニテハ獸ニ医ヲ令ム
ト坐モノ義、
所謂ニ医師ハ狹義ニ解シ獸ニ之ヲ令ハス、
狹義ニ醫師ト人ノ疾病ヲ治療シ
從事スルモノヲ云フ、
而シテ其意義ニ於テハ醫師ハ現行法ニシテ創業ニ医ノ免状ヲ有スルモノ
ニテ要ス、
故ニ治療ノ術ニ當ラサル生理医化学解剖学者等學術ニ従事セルモノハ創業
ニ依ラサルヲ以テ是ニ謂フニ醫師ニアラス、
蓋シ斯ノ如キモノハ診断書、
検査書、
死亡証
書ヲ作成スルノ権ヲ有セス。

(B) 犯罪ノ行為、
公務所ニ提出スヘキ診断書、
検査書、
又死亡証書ニ虚偽ノ記載ヲ
ナスヲ要ス、
目的物ハ診断書、
検査書、
死亡証書ナルリ、
診断書ト人ノ疾病ニ于テ
判断書ナリ、
検査書トハ例ハ創傷等ノ原因其他ヲ調査シ其結果ヲ記載セル調査書
ヲ云フ、
死亡証書トハ死亡ノ原因ヲ明カセルモノ且ツ其死亡セル者柄ヲ記載セルモノニシテ
場合ハ自己ノ治療セシ患者ノ原因ヲ作成スルモノナリ、
目的物ハ公務所ニ提出スル
モノナリトテ要ス、
故ニ例ハ私立学校、
學生ガ学校ニ提出スヘキモノハ保險會社ニ提出スヘキ

之ニ付テ虚構スルモ、所謂虚構ノ文書ヲラス。又ハ普通ノ文書偽造罪トシテラス。虚構ノ記載ヲシタルノミ、場合ヨリ詐取財産トシテ罰せラルヘイラズ。虚偽ノ記載ヲシタルヲ要ス、即チ有リ無キ有リ又時ニ書クヘイラズ。書クヲ要セラル。書クハ如ク直ニ又ハ記載ヲナスコトヲ要ス、虚偽ノ記載ヲキテハ或特定ノ疾病ニテスル診斷書若クハ創傷ノ有リ無キヲ調査セテ檢察書又ハ死亡原因事項ニテスル証書ニテセルモノトシテ要スルコトヲ要ス。其内容例ハ肺病ヲ用病トシ毒殺セラルルモノハ肥病ヲ死セルモノトシテ其手実ヲ虚構スルコトヲ要ス。其姓名ニ付テ虚偽ノ名ヲ用ヒ或ハ日附又ハ場所ヲ偽傷等ニテ虚偽カラスシ生スル恐レシモノ、即チ証書カノ変更ヲ求メスヘキ性質ノモノナルハ明カニ犯罪行為ナルモノトシテ論セラルヘカラス。

(C)、犯罪ノ意思、公務所ニ提出スヘキ文書タルコトヲ知リテ之等ノ目的物ニ直ニ又ハ手頃ノ記載スルノ意思アルコトヲ要ス。公務所ニ提出スヘキモノナルコトヲ知ルヲ要スルコトヲ要ス。保險会社ニ提出スヘキモノナリト信シテ作成スル場合ハ公務所ニ提出スヘキモノナリトシテ犯罪ノ意思アリト云フヘカラス。

第二項、自分ニ于セル公文書、

偽造変造ニ付テ特別罪、公務員ニ付テ虚偽ノ陳述ヲナシ不実ノ記載ヲナシタルコトヲ要ス、(一五七)之レニ場合アリ。

(一)、權利義務ニ于スル公正証書ノ原本ニ不実ノ記載ヲナシタル罪(一五七)項)

(A)、犯罪行為、公務員ニ付テ虚偽ノ陳述ヲナスコト、及ヒ權利義務ニ于スル公正証書ノ原本ニ不実ノ記載ヲナシタルコトヲ要ス、公務員ニ付テ虚偽ノ陳述ノ要ナシ、注意スヘキハ公務員ノ補助員ナリ、補助員ニ付テ虚偽ノ陳述ヲナセル場合ハ公務員ニ付テスルモノトスヘキヤ、復令補助員ナリトモ若シ法律ノ認めハキ之レハ公務員ト令ニ論シテ可ナリ、又文書ノ作成等ニ付テ見補助員ハ公務員ノ命令ニヨリテナセルモノハ公務員自身ノナセルモノト令視シテ可ナリ、虚偽ノ陳述ヲナシタルコトヲ要ス、虚偽ニ付キテハ前記セリ申立ハ直接口頭ニセルト書面ニテナスコトアリ共ニ之レヲ令ニ虚偽ノ陳述ニ付キテハ前記ノ場合ニ於テ例ハ權利義務者ノ名義ヲ詐リ公正証書ノ原本ニ記載ヲ為サシムルモノナリ、或ハ之レニ付例ハト眞實買買スルノ意思ナキ當時者間ニ於テ表面上ハ買買スルノ意思アルモノトシテ眞實ノ買買者カ虚偽ノ陳述ヲナセル場合ハ尚其中ニ入ルカ如ク主張スルモノアリ余ノ見ル処ニテハ此罪ハ一種ノ文書偽造罪ニ非スモノナリ、即チ記録者ニ詐ル場合ニ当ルカ故ニ百五十六條ニ於ケルカ如ク眞實ノ中立ヲナス義務ヲ課セル場合ハ格別ナルモ斯カル義務ナキ場合ハ謂テ記録者ヲ詐傷人ニ該當スヘキ場合ノ外ハ及令手実ヲ隠蔽シ若クハ詐ル場合ニ於テモ本罪ヲ構成セラルモ

その虚偽の記載を以て所謂虚偽の文書と云ふ。又普通通の文書偽造罪トモナラス、
虚偽の記載をしたるノミ、場合ヨリ詐偽取財罪トシテ討せらるヘキトアルノミ、虚偽ノ記
載ヲ以テシテ要ス、即チ有リ無無ヲ有レシ又時ニ書クヘキヲ書カス書クヲ要セザルヲ書ク
カク直ス又モ記載ヲナストシテ要ス、虚偽ノ記載ヲキテハ或特定ノ疾病ニ于テ診断
書若クハ創傷ノ有リ無クハ調査ニ檢察書又ハ死亡原因事項ニ于テハ記載書ニ于テモ
ルルヲ要スルヲ以テ要ス其内容例ハ肺病ヲ胃病トシ毒殺セシメタルモ肺病ニ死セシモノ
トシテ其事實ヲ虚構スルノナラス、其姓名ノ件ヲ虚偽ノ名ヲ用ヒ或ハ日附又ハ場所ヲ偽傷
ニモ虚偽カキテ生ズル恐レシモノ即チ証拠力ノ變更ヲ未スヘキ性質ノモノナレバ明カニ犯罪
行為アルモノトシテ論セラルヘカラス。

(C)、犯罪ノ意思、公務所ニ提出スヘキ文書タルヲ知りテ之等ノ目的物ニ眞實ニ及
不手取リ記載スルノ意思アルヲ要ス、公務所ニ提出スヘキモノナルヲ知ルヲ要スルヲ以テ
不レ私ニ保険会社ニ提出スヘキモノナリト信シテ作成スル場合ハ公務所ニ提出スヘキモノナリ
トシテ犯罪ノ意思アリト云フヘカラス。

第二項、自身ニ于セル公文書、

偽造変造ニ付テハ特別罪、公務員ニ對シテ虚偽ノ陳述ヲ行ハス不實ノ記載ヲナシシ
ヲ要ス、(二五七)之レニ場合アリ。

(一)、權利義務ニ于スル公正証書ノ原本ニ不實ノ記載ヲナシシ罪(二五七、二項)

(A)、犯罪行為、公務員ニ對シテ虚偽ノ申立ヲナス、及ヒ權利義務ニ于スル公正証書ノ原
本ニ不實ノ記載ヲナシシヲ要ス、公務員ニ對シテ虚偽ノ陳述ノ要ナシ、注意スヘキハ公務員ノ
補助員ナリ、補助員ニ對シテ虚偽ノ陳述ヲナセル場合ハ公務員ニ對スルモノトスヘキヤ否ヤ、後
令補助員ナリトモ若シ法律ノ認めルハ之レハ公務員ト令ニ論シテ可ナリ、又文書ノ作成
等ニ付キ其補助員ハ公務員ノ命令ニヨリテナセルモノハ公務員自身ノナセルモノト令視シテ
可ナリ、虚偽ノ申立ヲナシタルヲ要ス、虚偽ニ付キテハ前記セリ申立ハ直接口頭ニセルト
書面ニナストアリ共ニ之レハ令ニ虚偽ノ申立ニ付キテハ前記ノ場合ニ於テ例ヘハ權利義務者
ノ名義ヲ詐リ公正証書ノ原本ニ記載ヲ為サシムルモノナリ、或ハ之レニ付例ヘハ眞實高買スル
ノ意思ナキ當時者間ニ於テ表面上ハ高買スルノ意思アルモノトシテ眞實ノ高買ノ高買ノ高買
ノ陳述ヲナセル場合ハ尚中ニ入ルカ如ク主張スルモノアリ令ノ見ル処ニシテ犯罪ハ一種ノ文書
偽造罪ニ類スルモノナリ、即チ記録者ニ詐ル場合ニ当ルカ故ニ百五十六條ニ於ケルカ如ク眞實
ノ申立ヲナス義務ヲ課セル場合ニ格別ナルモ斯ルハ義務ナキ場合ニハ謂テ記録者ヲ詐傷
令ニ該當スヘキ場合ノ外ハ假令事實ヲ隱蔽シ若クハ詐ル場合ニ於テモ本罪ヲ構成セザルモ

七九

ノト信ス、故ニ民法上詐欺行為ヲ行ハシカ爲メニ甲乙共謀シテ虚偽ノ賣買ヲナセル事柄
ヲ申立公正証書ノ元不記載ナシタル場合ニ於テモ形式上之書ノ証拠カニ於テハ虚偽ノ
旨ノヲ見出ス可能ハサルヨリ亦罪ヲ構成スルナレ。權利義務ニ于テ公正証書ノ元不
不實ノ記載ヲナサシメタルヲ要ス、故ニ単ニ公務員ニ對シ虚偽ノ陳述ヲナスノミテハ本罪
ヲ構成セス、又後令文書ヲ作成スルヲ知リテ之ニ陳述スルヲアルモ例ハ檢事カ裁判所
ニ於テ被告人又ハ証人ヲ取調ヘ訊問審査書ヲ作り或ハ予審又ハ公判ニ於テ始末書ヲ
作成スルヲ知リテ虚偽ノ陳述ヲナスモ他ノ犯罪ハ別トシテ決シテ本罪ヲ構成スルモノニアラス、
公正証書トハ人間ニ行ハシムル私法上ノ權利關係ヲ公証明スルル文書ナリ、私人間ニ於ケ
ル法律關係ヲ證明スル文書ナルカ故ニ後令事實ヲ證明スルアルモ民法上ノ關係ニ於ケル
事實ヲ證明スルモノハ爰ニ所謂公正証書ニアラス、單ニ所謂免状鑑札旅券卒業
書ニ屬スルカキ或ハ事案ヲ證明スルニ過キス如斯モノハ公正証書ニアラス、公正証書ノ
元本トハ名籍ノ簿簿登錄簿等ヲ指シタルモノ即チ公正証書ナリ、公正証書ハ私人間ノ
法律關係ノ記載ヲ證明スル証書ナルモ爰ニ法律ハ權利義務ニ關係スルモノタルヲ要スト
ス、故ニ權利義務ニ變更消長ヲ来スヘキモノタルヲ要ス、他ノ身ハ公正証書
如キハ或ハ之ニヨリテ間接ニ生ズルモノトシテ公正証書トシテ證明スルモノト信ス、

左ノ權利得ルアルヘシ、又ハ之ニヨリ權利ヲ喪失スルアルヘキ事如キハ直接ニ權利義
務ニ于スルモノニアラス、單ニ或事實ヲ證明スルニ過キス、權利義務ニ于スト云フハ直接
之ニヨリテ權利義務ニ于スルモノニアラス、權利義務ヲ負フヘキ關係ヲ生ズルモノ例ハ土地家
屋ノ所有權ノ存在又ハ移転變更等ヲ證明スルカキモノに限ルモノト信ス。

(13) 犯罪ノ意思、別ニ説明ヲ要スル、只與實ニアルモノヲ知リテ之ヲ記載セシムル
意思ハ別トシ、他人ヲ害スル意思アルヲ要セス。

(二) 免状、鑑札又ハ旅券ニ不實ノ記載ヲナカシムル罪(二五七、二五八)、公務員ニ對シテ虚
偽ノ申立ヲナスハ前ト全シテ只注意スヘキ、其申立ナシタルモノハ免状鑑札旅券ヲ直接ニ受
ケルモノカ陳述ヲナス場合ニ亦本罪構成ス、例ハ結婚後ノ鑑札ヲ受ケル場合ニ他人即チ通
人又ハ介抱人カ姓名等ヲ詐リ其鑑札ヲ受ケルカ如キ場合ニモ本罪ヲ構成ス、免状
等ニ不實ノ記載ヲナサシムルヲ要ス、其目的物ハ三者限ルヲ以テ以外ノモノナキハ本
罪ニアラス、從テ例ハ在學証書ニ不實ノ記載ヲナシ割引切符ニ偽名ヲ記載セシムル
ヲ如キハ本罪ニアラス、免状トハ或資格ノ存在スルヲ認メ從テ或特定ノ事業ニ従事
スルヲ得ルヲ證明スルモノナリ、鑑札モ免状ト類似ス、然レモ之レハ通常或特定ノ資格ヲ
有セサレハ之ノ許可セスト云フ程ノモノニアラス、故ニ其目的トスル如モ亦資格ヲ證明スル

ハ。

他人ニ呈示スルヲ要ス、行使ノ意思トハ他人ヲ欺テ眞正若クハ詐欺ノ工作ヲ施シタル文書
アラスト信セラルノ意思即チ他人ヲ詐ルノ意思アルモノナリ、故ニ年ニ美術参考ノ為メニ
之ヲ損造スル意思ナルハ及令眞ノ文書ニ類セルモノ又ハ眞正ノ文書ヲ変造スル本罪
ニアズ、行使即チ欺クトハ文書ノ内容ヲ欺クテ其ノ意味ス、即チ文書ノ形式ヲアラスレテ
其文書ニ記載セル内容ノ眞実ヲ詐ルテ言フ、故ニ及令他人ヲ欺ク意思ヲ以テスルモ又
及令所謂單純ナル文字ノ四維列ニアラスレテ文書即チ一定ノ人ノ意思を表示スル文
書ヲ偽造變造スルモ其内容ヲ詐ルノ意思ヲ以テ偽造又ハ變造セラルル場合ニアラザル
ハ所謂偽造罪ヲ構成セス即公羽ノ文書亦若クモ呈付ト云フカ如シ、右ノ内容ノ眞正
争フ意思ヲ作成又ハ虚偽ノ工作ヲナセル場合ハ文書日偽造變造アリ從テ行使トラス
然レバ内容ヲ對抗スルノ意思ニアラスレテ單ニ歴史ヲ参考品又ハ骨董品トシテ他ノ物
体ト合シテ其形式ノ眞否ヲ争フ意思即チ之ヲ欺クノ意思アルハ或ハ洋ニ 欺取
財ノ行為トシ場合アルモ本罪ヲ構成セス、然レバ注意スルハ内容ヲ對抗スルヤ否ヤニ
リテ其文書ノ新古ニ存セス、故歴史ノ文書等ハ本罪ノ目的トナスト誤解スヘカラス、
及令斯クノ如キモノニテモ例ハ家柄ヲ証明スルモノ又ハ秩禄ヲ請求スルモノニ虚偽ノ文書
ヲ作成スル場合ハ文書偽造罪ナルアリ、内容ヲ詐ルノ意思アルハ皆又文書偽造罪
トナルヤ否ヤ、其ノ行キヲ多少議論アリ、一説ニ通説トシテハ單ニ内容ヲ詐ルノ意思アルハ常
ニ文書偽造罪ノ意思アリトナスヲ得ル、文書日偽造ノ意思アリトスルカ否ニハ其所謂内容
ノ詐ルノ意思ハ之ニヨリテ何事ヲ法律ニ係ラシメ變更ヲ求メテ目的トスルヲ要ス、法律
ニ係ラシメ影響ヲ及ボサレルノ意思アルヲ要ス、即チ之ニヨリ或權利ヲ得又ハ義務ヲ免ルト云フ
カ如キ法律ニ係ラシメ影響ヲ生ゼシムルヲ要ス、即チ之ニヨリ其文書ノ性質ヨリ言ヘバ及令
法律ニ係ラシメ影響ヲ生スルハ性質ノモノニテモ單ニ意思カ之ヨリ法律ニ係ラシメ影響ヲ生
ゼシムルノ意思ニアラザルハ文書偽造ノ意思アリト云フヲ得ル、及令家柄ヲ証明スルモノ又ハ古
ノ作成セラルルハ或ハ本業ニ証書ヲ偽造シ之ニヨリ或資格ヲ有スルモノナリト証明シ、他
地位ヲ得ルノ為メアラスレテ單ニ兩親ノ慰養積蓄カ有メニ作成スルカ如キハ文書偽造ノ意思
アリト云フヲ得ル。

尚意思ニテテ旧刑法及ヒ旧刑法ニテ他人ニ呈示ヲ要スルノ意思アルモノヲ要ストセシメ新刑
法ノ条々ノ体裁ハ形式ニ異ナリ故ニサナク法律ニ係ラシメ影響ヲ生ゼシムルノ意思
ノ以テ作成セラルル及令之レヨリテ及令他人ニ呈示スルノ意思アルモノモ犯罪アリト云フヲ得ル
例ハ友人甲ウ銀行ニ預金シテ員不在中銀行カ解散スルトキ何日迄申出ナクハ権限棄ト
有ルモノカ如キ廣告ノ場合ハ友人ノ失権ヲ救ハシメ有メ委任状ヲ偽造シ友人ノ代リテ銀行

出類又ハ受取ルカ如キ行為ヲ何事他人ノ害意ニシテ行ハシムルハ犯罪トシテ罪
ノスヘイカ如シ新刑法ハ犯人ノ行キテ何事無意ニシテ行ハシムルハ犯罪トシテ罪
ノ明白ナルヨリ其場合於テハ犯罪構成ス、ハ刑法旧刑法ハ文書偽造トハ文書ヲ詐
ル罪ト考ヘス文書ニシテ或事実ヲ詐シ罪ヲ廣ク或ハ詐欺ニ合ハスヘイカトセリ欺ル
一ナシモ只其方法ヲ異ニセシモノハ其詐ハハ詐欺ノ罪トシテ罪トセリ欺ルハ
其方法ヲ異ニセリ、即チ内容ノ詐リナリトセリ、詐欺罪ノ構成ハ何レモハ真正
犯罪トシテ処断ス、故ニ新刑法又ハ新刑法ハ形式主義ナリ、有作権作成権ヲ認ムルモト見ク
リ、抑モハ刑法ハ文書偽造罪ヲ四罰ス、ハ人ヲ欺ル欺ルヲ罰セシムルモノナリ、故ニ内容ヲ
詐ルモ若シ害意ニシテ何事責メテ処断ス、故ニ人ノ文書欺ル場合如何ハ事勢官署ノ如キ
ニシテ何事他人ノ害意ニシテ行ハシムルハ犯罪トシテ罪トセリ、欺ルハ新刑法ハ何レモハ真正
犯罪トシテ処断ス、故ニ新刑法ハ形式主義ナリ、有作権作成権ヲ認ムルモト見ク
文書偽造罪ヲ認ムルヲ以テナリ、即チ自己カ作ルハ何レモハ真正犯罪トシテ罪トセリ、故ニ
例ハハ官吏ノ手ニシテ或ハ文書ヲ作成スルカ如シ、

新刑法百廿六条、旧刑法二百五条ニ付キテ、新刑法百廿六条ハ官吏ノ作ル虚偽ニテ
又内容ヲ詐ル偽造ニ種アリ、内容ヲ詐ルモノ及事実ヲ詐ルモノトス、旧刑法ハ即チ之ヲ
新刑法ニテハ唯一ツトシ内容ヲ詐ラサルハ凡テ偽造罪ニアラストセリ、之レ新旧ノ異ハ也ナリ、
尚書帳簿ヲ自己カ偽ルハ旧刑法ハ偽造罪トセルモ新刑法ハ偽造ニアラストセリ。

第三節、電信文ノ偽造、

(一) 目的物、 頼信紙ト電信文トナリ、 頼信紙、偽造変造ニ付キ議論ニシテ令ル、
(イ) 頼信紙ノ偽造変造ハ罪ヲ構成セストナス、 偽造変造ノ行使ノ目的アルヲ要ス、而シテ
欺ルハ審査義務ヲモトクテ生ス、然レハ電信局ニ於ケルハ官吏ノ位階ヲ見ルハ頼信紙提出
レハ何人カ如何ナルモノヲ持参スルモ受附ルハ要シモ審査スルハ權利義務ナシ、故ニ口頭ニ陳述
セルト立ナリ、故ニ官吏ニ対シ虚偽ノ陳述ヲナシルモノハ四罰ニトセラルハ限リハ其場合犯罪ヲ構成
セストナスナリ。
(ロ) 或ハ曰ク頼信紙ニ夫々記名アリ、之レ添稿ナリ、之レ具キテ電信ヲ發信スルモノナリ、尤モ発
信局ニテ形式審査共ニ審査セス、然レハ審査セカレ、事ナクナリ、審査スルモノナリ、虚
偽ノ電信ナリハ犯罪ヲ構成ス、以テ他人カ之レニヨリテ害ヲ受ルルヲ知ルハ必スシモ受付
ルノ義務ナシ、之レ是レ受付テテ犯罪記ラズ只犯罪ノ加エナリ審査セカレ、故ニ一應頂

信ト見做スカ故ニ受付技手ヲ欺クモノナリ。仍テ頼信紙ヲ偽造変造シタルモノハ即チ文書偽造変造ナリト称スルヲ得トナス。

(二) 電信局ニテ作成スル所謂電信文ノ偽造変造。之レ文書ナルハ疑ヒナシ、又偽造変造セラレタルニ付テモ問題ナシ。之レヲ要スルニ電信文ハ他人ノ書翰ト全一ニ見ルヘキカ、将テ受信箱ノ作成セルモノ即チ公文書ト見ルヘキヤ否ヤナリ。内容ニ付キテ見ルハ頼信紙ニ其全キテ出シタルモノ外ナラス。即チ頼信紙其モノ外ナラス。故ニ内容ハ他人ノ書翰ト全一ナリ、然レモノ發信局名受附時間取扱者ノ字數ノ記号等ハ受信箱技手ノ作セルモノナリ頼信紙ニ其モノニアラス。故ニ若シ全文カ偽造ナルハ或点ハ公文書或点ハ私文書偽造ト見え、或ハ又全部官文書偽造ト見ラレ、全様ニ変造セラレタル場合、付テモ通信文ヲ除ク外官文書ノ偽造トナリ、通信文ニ係ル時ハ頼信紙セルモノ、文書亦変造トナル或ハ全部官文書ノ變造ト見ルヲ得。故ニ決定如何ハ頼信紙ノ偽造變造ナキモノトスル論者。受附局ニテ依頼人カ技手ヲ使用シ自己ノ代理人トシテ技手ノ作用ナリ或文書ヲ記載セルナリ。是レ受信箱ニ作り電文ナリ、故ニ電文ハ他人カ取扱者ト見テ機手トシテ作ラレタル私文書ナリ。仍チ其通信ノ本質ハ偽造ナル場合ハ私文書ノ偽造變造トナル、全説即チ頼信紙ニ偽造變造ナシトスルモノニシテモ全ク反対ノ決定ヨナスモノナリ、頼信紙ニ付テハ偽造變造ナリ、而シテ之レヨリテ作ラレタル電文ハ私文書トナス、電信ノ未ルニ日全キ受信箱ノ官吏カ官文書ト作ルナリ、恰カモ出立届出ニヨリノ籍籍吏ノ戸籍簿ヲ作ルカ如シ、其作ラレタルカ虚偽ナルモ作レル文書ハ官文書ナリ依テ通信文ト見他ノ文書トラ區別セス凡テ官文書トスヘキナリ、故ニ其偽造ハ官文書ト見テ變造トナルトス、電信文ニ付テハ全部官文書トスル説ヲ可トス、カナクハ新刑法ニテハ止当ナリ、蓋シ若シ、又討論者ノ論正当ナリトセハ、百五十七条ノ如キ場合ハ別ニ明文ヲ要セズシテ一種ノ官文書ト見テ、併シテ下ヲ裁決ハ斯ク規定セズ、故ニ受信箱ニ作セル電信文ハ内容ニ於テハ依頼ノ陳述。全様ナルモ作成者ハ官。ナリ故ニ官文書トセザルヘカラス、然レモ頼信紙ニ付テハ日決定ヲ疑フモ能ハス、従来全ク偽造變造成立ストセリ、即チ番付セル之レハ手受ナリ、之レヲ審スルヲ得、又犯罪ヲ結案スルモノト信シタルモノ之レヲ拒ムヲ得ルトナレ只ニ番査セルハ備付トナリタルモノナリ、故ニ犯罪アリト信シタリ、而シテ尚其説ヲ採ラントス。

犯罪ノ主体、電信技手セルナリ、私人ナルナリ、頼信紙ハ通常私之ニ作ル、故ニ之ニ付テ依令技手自ラ証明ノ考ニ作ルモ之ト百五十六条ニ説ルモノニアラス、然レモ電信局ニテ作セル電信文ニ付キテハ電信官吏カ于テスル場合ナリ、又ハ之ニ有リ于テスル場合ナリ、前場合ニハ其信局官吏ノ于テスル場合ナリ、即チ二者カ虚偽ニテ發信局官吏于テセリトシテ受信箱

送り受信の官吏之レヲ便宜ノモノトシテ送付セられたる場合ハ百六十六条ニ該当スルヲ否マ、電信局ノ官吏ハ受信局ノ官吏之レヲ作ラレタルモノナリヤ、先ニ私人カ虚偽ノ手紙等ヲ作ラレタル場合ニ官吏ヲ利用シテ官文書ヲ作ラレタルモノナリ、故ニ該場合ニモ後令官吏ナルモ他ノ官吏ノ利用セルモノトシテ得ス、作成セルモノ有知ニ成ルモ、故ニ該場合ニハ官文書偽造罪ニ成ラセスト信ス、他ノ法律ノ制ヲ受クヘキモノナリ、又電信局ノ官吏トナセル場合ニテ、(イ)虚偽ニ作ラレタルモノトシテ之ヲ作成スル場合ニテ、(ロ)虚偽ニ作ラレタルモノトシテ作成セル場合ナリ、(ハ)刑罰ニテハ別者ノ虚偽ニテ後ハ変更ナリ、新刑法ニテハ百五十六条ノ所謂虚偽ノ文書ナリ受信局ノ作ル電信文ニ竹身三者ヲ干セル場合ニハ全然偽造ナル場合ナリ、眞正ニ成ラシムル電信文ノ上ニ變更ヲ加ヘテ変更セラル、場合アリ共、百五十五条ニ当タル官文書偽造罪ナリト信ス、電信ニ付テハ特別ノ規定ハ電信法三十三条ノ「自己若シハ他人ノ利益ヲ害ヘ又ハ他人ノ損害ヲ加ふる目的ヲ以テ虚偽ノ電報ヲ送ラレタルモノハ一月以上五年以下ノ刑ヲ科シ、知レシ五ヶ月以下ノ刑ヲ科ス」前項ノ場合ニ於テ電信法ヲ科シ得ルモノハ輕出後トス、電信事務後トスルモノ前二項ノ知為アルハ本刑ニ當テ加フ(刑罰ニ于テハ刑法施行法參照)之レニテテ犯罪構成利益ヲ加フル目的アルヲ要ス、利益損害トハ如何、財産上ニ限ルマト占マ、利益損害トハ法ノ意思ナリ、余ノ見ル処ニテハ通常財産上ニ損害ヲ加フルモノト見ルヲ可トス

其他ノ場合ニ之レヲ含マス、虚偽トハ内容ノ虚偽ナリヲ要ス、内容ノ虚偽ナラザレバ、即チ事實ノ偽リナルハ例ヘハ他人ノ名ニテ送ラレタル内容虚偽ニアラザルハ本罪ニ該ラス、内容虚偽ナルハ文書偽造ニ當ラザルモノモ本罪構成、電信事務ニ從事スルモノトアルヲ以テ正當職務ヲ執ルモノ、即チ官吏トシテ別ナレ、然レモ事務ヲ執ルモノナラザルヘカラス、故ニ配達夫之レヲ含マス。

文書偽造ノ処分、(一)文書偽造変更ニ行爲ニ對スルモノ、(二)單ニ文書ヲ偽造変更スルモノ、(三)印章署名等ヲ使用シテ変更セルモノ、(四)偽造変更ノ文書ヲ行使セル行爲ニ對スルモノ。(一)ヨリ重ク罰ス印章ニキテハ後述セン。

又ニ注意スヘキト特殊ノ文書、殊ニ印章署名ナリハ文書ヲ作成セル性質ノモノアリ、斯ノ如キ文書ニツキテハ印章署名ヲ使用シテ文書自體ニシテ合ルカ故ニ別ニ印章ノ罪ヲ構成スルナシ、次ニ注意スヘキハ御名ナリ之レ令見ル処ニテハ令一ノモノナリ、御名ハ天皇ノ自署名ニシテ私人又ハ官吏ノ自署名ナリ、單ニ氏名ヲ記スルハ記名ニ過キス、次ニ法律ハ偽造変更ノ刑ノ行使ノ場合ヲ對シテ百五十八条、百六十二條ニ於テ文書ノ偽造ニ准テス、

又ニ問題トスルハ、若シ單ニ他人ノ偽造ノ文書自體ヲ知リテ、之レヲ行使セル場合ニハ所謂行使罪トシテ論スヘキハ爭ヒナキモ、若シ自己ノ偽造セル文書ヲ行使セル場合ニハ百五

十八條又一百六十一條ヲ適用シ、五十四條ヲ引用スル得ル也否ヤ、以テ付キ大審院判例ハ
凡テ文書ノ偽造ノ行使ノ目的ヲ以テナス事ヲ從テ自己ノ偽造セル文書ヲ行使セリト
テ新ク行使罪ヲ形成スルハラス、偽造罪ニ包含セルヘキモノトアリ、換言スルハ百
五十八條百六十一條等ハ畢竟他人ノ作成セル文書ヲ行使セル場合ヲ見タルナリトス、然レモ人
ノ見所ニ依リ偽造罪ノ各條テハ何レノ行使ノ目的ヲ以テト規定ス、從テ見偽造セル
ルニテ行使セルハ偽造ノ目的ヲ達スルニ過キズ、故ニ大審院判例ノ如クナルモ法ノ規定ニヨリ單
ニ偽造罪セル文書ヲ行使セルモノト規定シ他人ノ作成セル文書ト見ラレズ、亦テ文書ノ行使
ニ對スルカ如ク、換言スルハ法律ハ旧刑法ニ於テ其主ニ場合ニ變造偽造ニテ行使セルモノト規
定アリシカソレヲ令テ偽造罪ヲ以テ既ニ罪ヲ構成スルニ至リ又行使ヲ獨立ノ犯罪トセリ
然レモ偽造ノ文書ヲ行使セルハ自己ノ作成セル他人ノ作成ニ拘ルトラ向テ百六十八條又
ハ百六十一條等ヲ一用シテ五十四條引用シ知断スルヲ要トス、即チ五十四條ノ所謂犯罪ノ手
段又ハ結果タル行為カ他ノ罪名ニ觸ルル行為ニ當ルナリ、大審院ニテハ百五十八條ハ獨立セル他
人ノ偽造罪ノ文書トシテ法文ハ他人ト云ハル文字ナシ、偽造罪ノ行使ニ付キテハ百六十一條
リ然レモ條文ハ偽造罪ニテ行使セルモノト云ハルモノナリ、首ノ犯罪ニ有手セルモノト云フヲ得。

第十八章 有價証券 造罪

(一) 目的物、有價証券ノトシテ要ス、有價証券ハ外國ニ於テモ種々ノ説アリ、商業上
ノ取引ニ用ユルモノトスアリ、右ノ權利証券全體ヲ人官メテ設ケアリ、通常ノ意義ニシテハ其
証券ハ他ノ有價証券ト合シテ凡シ自體獨立ノ價格ヲ有シ、証券ノ上ニ記載セル權利ハ証券ヲ
リテ取メテ其所有ヲ明カシレ又ハ行使スルヲ得、証券ナレバ權利ノ存在ヲ証明スルヲ能ハルニ至リ
之レヲ行使スルヲ得ズ、通常ノ債權証券ハ單ニ債權カ存在ルニテ證明スルニ止ルモノニシテ
之ノ自體價格ヲ有セズ、斯クノ如キ証券ハ通常商業上ニ於テ作成セルモノナリ、然レテ市
場ニ取引賣買セラルモノナリ、法律ハ公債証券ヲ揚テ即チ國家ノ債權証券ナリ、又市
町村ノ債權証券ナリ、官有ノ証券トハ公債証券ノ外ニ發行セラルヘキモノナリ、即チ
紙幣ニアラス又ハ公債証券ニモアラザリ、例ヘバ大審院大藏省証券條例ノ如シ、場合
ヨリ日露戰爭ノ軍票ハ官有ノ証券ニ入ルヘキモノナリ、官有ノ發行スル証券ニ付テハ明
治三十八年全法六十六號特ニ外國ニ發行セラル貨幣紙幣銀行券若クハ官有ノ証券
ヲ偽造セルモノトテ処罰スル規定アリ、即チ其中ニ官有ノ証券アリ、貨幣紙幣銀行券通
常ノ性質ニヨリ内國ニテ流通スルモノナリ、故ニ外國ニ於テ之ヲ發行セラルモノハ新刑法ニ
物上述ノ法六十六號ノ支配ヲ受ルモノナリ、然レモ官有ノ証券ニ付テハ合資社ノ株券又ハ

公債証券ト合シク必ズ内國ニ於テ流通使用セラルベキモノニテラス、我國ニ使用セラル故ニ
余ハ新刑法ヲ公布シヨリテ官府ノ証券ニ合シテ株權ノ速クノ要ス、其他ノ有價証券
トハ商法ヨリテ作成セラル、特殊ノ証券ナリ、爲替手形、約束手形、小切手、船荷証券
豫メ証券、貸入証券、其他商法ヨリテ作成セラル、市場ニ於テ賣買取引セラル、モハ之レ
爲ス、有價証券ニ以テ非ズモアリ例ヘテ汽車ノ乗車券、船ノ切符、商人ノ手形、寄席
等ノ入場券、有價証券ニテ、事以上賣買セラル、丁凡モ之レヲ所謂官文書、私文書
中ニ包含セラル、ソレ自身ノ權利ヲ有スルニテラス、只之レヲ証明スルノ過キス、只實際ノ便宜
ニ斯クノ如キ効力ヲ付加セラル過キ、

有價証券ニ虚偽ノ記入、トハ虚偽ノ重責書ヲ用ル又ハ單純ニ文字上ノ偽造造
場合ヲモ包含ス、即チ有價証券重責書ノ偽造ナリ、重責書ナカ故ニ單純ニ文字上ノ偽
造ト見ルベキモノナリ、然レモ証券ニ對シテ記入ノ重責書ニ相違ナレ、故ニ之レニ對シテ重責書偽造
シテ即チ虚偽ノ重責書ヨリテ變更ヲ加フルハ有價証券見モノニ對信用ヲ害スルモノナリ、
故ニ之レハ其中ニ入ルベキモノト信ス、商法五百六十三條ヨリハ小切手振出人(イ)ノ科料ニモ
ラトナリ、虚偽ノ記入ヲナシ、即チ虚偽ノ日付ヲナシ記載シタルモノハ百六十條ニテ之ニ當ル
ヘキヤ否ヤ、新刑法ハ有價証券ニ虚偽ノ記入ヲナスト云フ規定ナリ、故ニ之レヲ故意ニ記

入ル場合ハ其中ニ入ルコトヲ得、然レモ旧刑法ハ之レヲ包含ス、及討論者ヨリモハ商法ノ特
別規定ニテ刑法ノ支配ヲ受ケスト、然レモ之レ行政法上ノ処分ニテ刑法ニ移スベキモノ多シ例ハ
刑法二百七十四條ノ如シ、旧刑法ハ之レノ規定スニ百九條約束手形ヲ偽造シ云トナリ、然レモ商法
ハ其後ノ制定ナル故ニ之レヲ排除ス、然レモ新法ハ之レヲ之レニ記載セルコトナリ故ニ現行法
ニテハ之レヲ討シ得ベキナリ。

- (一) 犯罪行為、偽造變造ノ記入、行使、交付、又ハ輸入スルコトヲ要ス。
- (二) 犯罪ノ意思、有價証券ニ記入ノ知リテ之レヲ偽造、變造、虚偽ノ記入、行使、
交付、又ハ輸入スルコトヲ要ス。

第十九章、印章偽造ノ罪、

本罪ヲ分チテ三トナス、(1) 印章署名ヲ偽造シタル罪、(2) 印章署名ヲ不正ニ使
用シタル罪、(3) 偽造シタル印章署名ヲ使用スル罪、之ナリ。

第一節、印章署名ヲ偽造シタル罪、

(一) 目的物、御璽、國璽、又ハ印章署名ナリ、御璽ハ天皇ノ印章、國璽ハ日本國
ノ印章ナリ、其ノ具使用スル場合ノ規定セリ、其大ナルニ寸五分三寸五分ノ規定ナリ
署名ハ署名ト合シ記名ニテラス、御璽ヲ示指ス、御璽ニヨリテ署名ヲ署名セラルコトヲ云フ

印章ニ付キテハ法律ヲ使ニ記号ナルモノヲ揚テ公務所又ハ公務員ノ印章及私人ノ印章
アリ、尚且公務所ニ付キテハ別ニ記号ナルモノアリ、大學校長ノ印章ハ公務員ノ印章ナリ、
然レモ認印、如キハ印章ニアラス。

公務所ノ印章及公務員ノ印章、公務所ノ印章ハ其全部ヲ代表スル一部ヲ代
表スルトシ間ハス、公務員ノ印章ハ法律ノ規定ヨリテ一定セルモノナリ又ハ公務員ノ印章
常自己ニ用テ認印シテ公用ニ使用スル印章アリ、シテ是レノ題トナル官名ヲ記シテ印
章中ニハ法律ノ規定ヨリテ作ラレタルモノ又ハ之レニ依ラステ作ラレタルモノアリ、官名ヲ記
入アルモ法令ニ基カサルモノ之レヲ公務員ノ印章トシテ得ルモノ、理論ヨリテ之レハ公務
員ノモノニアラサヘキモ信用如何關シテ之レヲ公務員ノ印章トシテ得、故ニ余ノ見ハ
所ニテ同シク公務員ノ印章ト見テ可ナリ、御璽國璽トハ其性質ヲ異ニス何トシテ之等
ハノ大小等一定セラレタルモノナラハナリ、故ニ是等ノ必ス同一ノ類型ヲ作リテ行使セラルカ
若シ然ラザレハ犯罪トナラス（御璽、國璽、金全一、モノヲラストモ火ナクハ大同小異ノモノ
ラザルヘカラス）一見セルモノニテハ眞正ノモノト信セラルヘキ程度ノモノナルヲ要ス、公務所
ノ印章ハ法令ヨリテ一定セルト雖モ御璽國璽ト全一ニ論スルモノニアラス、只之レヨ
リテ信用ヲ置クヘキト否ヤヨリテ別スルモノナリ、公務所ノ印章ハ其大小一定モ其
ニ付キテ亦上述ノ全一ニ論スヘキナリ。次ニ印章記号トテ、記号ト印章トハ其差如何、
印章ト一定ノモノ上ニ或形象ヲ寫シ出シテ其形象ヲ又他ニ寫シ出スルヲ得ルモノヲ云フ
記号ハ只筆ニテ記シセルモノ、然レモ記号モ亦寫スルモノ、故ニ印章トハ文字ヲ以テ
或一定ノ意味ヲ表セルモノヲ云フ内、記号セルモノカ文字ニテ表ハレタルモノナリヤ否ヤ
ナリ印章ノ證明ノ目的トシテ記号ハ唯ソノ所屬ヲ明カニスルニ過キス。私人ノ印章ハ公務
所ノ公務員ニ付キテ述ハルト全一、然レモ其大小ノ間ハ其署名トハ本人ノ自署トシテ全
シ。

(二) 犯罪ノ行為、偽造シテ若シ不正ニ使用シ又ハ偽造セル印章ヲ署名者名ヲ使用シタル
ヲ要ス、偽造トハ欺偽ノ目的ニテ眞正ノモノニ擬似シテ作成スルヲ云フ、印章署名者名ヲ偽
造トハ如何、印章ノ記号等ハ印章ノ上ニ或形ヲ彫刻シテ之レヲ表出セルモノナリ、印章
ノ偽造トハ其印願シテ作ラザルヘカラス、後今印章ナクモ印影ノミヲ示セハ可ナルカ、今
ハ印願ヲ作ラザルヘカラスト信ス、是討論者ハ印ヲ表キテ印ト全様ナルモノヲ表示スルヲ
得、カハ事ハ偽造ナルカニ付キ或人ノ可能ナリトス、印ノ偽造即チ人ヲ欺キ害スル行為ハ
印影アルハ可ナリト論ス、印ヲ表出スル形體アルカ偽造シテ印影ハ其形體ノ反映ナリ
然レモ印影ハ本物ニ異スルヲ要スルヤ、必スシモ然ラズ其形體カ美似スル可ナリ、而シテソ

ハハ

ノ形体が照準等ニ於テ全ク全ク異同ヲ要スルモ其他ノ印ハ何ヲ表示スルカヲ知ルヲ得ル是
リ之ヨリテ人ヲ欺クコトヲ得ヘキモノナリ。増テ本条ノ之ヲ使用セサルモノモ尚ホ偽造ナ
リト稱スルヲ得ト信ス。故ニ何某ト思ハルコトヲ必要トス、不正ニ使用スルコト(真正ノ物ヲ)ハ
旧刑法ニ於テ盗用トイハルモノナリ。盗用トハ盗取ノ場合ニ限ルヲ以テ新刑法ハ之ヲ(御持權利
ヲ侵シテ)改正ス。故ニ印ヲ押セルモノ亦不正ニ使用セルモノナリ。白紙委任状ヲ行使スルハ文書
偽造トモナリ又印章偽造ノ使用罪トモナル(署名者ハ記名ト區別スヘキモノトス自署名者
ハ之ヲ要ス。故ニ公務所ニ在リテ署名シテ代ル公務員ニ署名シ、署名者モ亦全ク)不正
不正ニ使用スルコトヲ以テ単ニ印ヲ押セル可キモノ又之ヲ使スルコトヲ要スルヤ偽造ノ場合ハ
單ニ偽造スルコトヲ犯罪成立ス、之ト對照セル權利ナクシテ白紙委任状ニ記入セルモノハ
之ヲ完成シタリカ如シ、余ノ見ル所ニヨリハ後述スル偽造使用ト全ク異同ニ使用トハ之ヲ以テ詐
欺ノ用ニ供スルコトヲ要ス。單ニ捺印セルモノハ只使用セルトスル止マリ未タ使用ナラス。故ニ使用
トハ他人ヲ欺クモノニ之ヲ用ルルヲ要ス。然ラズシテ提示スルコトヲ要セス。只他人カ之ヲ調査シ
得ル位置ニ置ケル可ナリ。又時ニ於テ使用ノ行為ヲ完成ス。然レハ証文ヲ裁判所ニ提示スル者
ノ印ヲ捺セルハ未タ使用ナラス勿論未遂問題起ルモ既遂ト云フヲ得ヌ。
偽造ノ印章等四者名ヲ使用シタルコトヲ自己ト他人トノ作ルルヲ同ハス(及討論ハ他人ノ之ヲ)

場合ニ限ルトスルモノナリ)又之ヲ討論使用ハ通信債、文書偽造罪ノ行使ト對スルモノナリ
使用ト行使トハ本条令一ノモノナリ、然レハ法律ハ之ヲ區別スルハ行使ト云ハ、之ヲ用エ
テ詐欺ノ用ニ供スルヲ指シ合ナリ、使用トアルコトヲ以テ或一定ノ用途ニ充ツルト云フコ
トナリ、故ニ均シク人ノ信用ヲ欺クモノナルモ、而カモ或一定ノ目的ニ充ツル止マル片ハ使用ナ
リ、例ハ印紙ヲ使用スルハ勿論是也、行使ニ過キサルモ、其之ヲ用ユルコトハ必ず詐欺
キコトヲ欺クコトヲ以テスレテ或一定ノ用途ニ充ツルモノナリ、故ニ之ヲ使用セリ、換言スルハ詐欺
ノ為メニ捺印シテ用ヒ又捺印セルヲ用ユルコトヲ以テ、之レヨリテ二者分ルモノ元来行使ト
シテ可ナリ。

(三) 犯罪ノ意思、偽造ノ場合ニ之ヲ偽造スルノ意思、不正使用ノ場合ハ權利ヲ
コトヲ知リテ之ヲ使用スルノ意思ヲ要ス、要スルニ捺印ノミナリハ完成セズ、他人ノ用ニ
供スルニ至リ初メテ完成スルモノナリ。

(四) 印紙犯罪処罰規則、(昭和三十二年法律第三十九号)旧刑法ノ印紙偽造行使ニ于テ
百九十八条第一、二、百九十九条ノ之ヲ網羅ス、

第一条、帝國政府発行ノ印紙又印紙金額ヲ表彰スル印章ヲ偽造變造シタル
モノ、目的物ハ印紙印章ヲ行爲ニ違變造ナリ、全条行使ノ目的ヲ以テ印紙消

ナリ、按能定証人の何レハ法律ノ規定キモ通常ハ証人ノ中ニ入ルキモノトス。
之等ノモノハ法律ヨリ宣誓セシムルヲ要ス、故ニ宣誓言キ場合ニ於テハ彼等ノモノ
ノナリト云ヘトシ、鑑定人等トシテ偽証罪ナラズ、又彼等宣誓言シタルモ法律ヨリ宣誓
セシムル場合ニ限り他ハ之レヲ入ルル、法律ノ要求スル例ハ、刑事訴訟ノ予審判事カ
証人ヲ訊問スル場合又公判ニテ刑事カ宣誓言フナラシムル場合(一九〇)其他民事訴訟
ハ三百七十余行政裁判法三十二条、陸軍治罪法六十二条、海軍治罪法六十三条、六
十八条等ナリ。

宣誓言キ付キテ、通常一個ノ式ヨリ之ヲナシ、例ハ刑事訴訟法百三十二条ノ如キニテ
リ、宣誓言ハルハ、宣誓言フナラシムル、又ハ裁判所ニ宣誓言フナラシムル、作退之レハ無意味ナ
リ、歐洲ノ如クハ、宣誓言キハ、即チ人カノ裁判以上ノ力ニ付シテ以テ初メ
宣誓言キ、之レ我國ニ於テモ今一ツ、然レモ法律ノ存在ヲ前提トスルモノナラカ故ニ且時ハ
有効ナリトスルモ今日ハ宣誓言キハ、他ノ方法ヲ以テ約束ス、宣誓言ト云フヲ
以テスレリ。

証人ノ付キテ、証人ニ以テモノナリ、事ハ人々考人ナリ、例ハ刑事訴訟法百三
十二条、百三十四条、如シ、之レハ普通ニ場合ニ証人ナラズ、然ラハ此右ノ丁レ偽証罪成立

ヒヤリ付キ疑ヒリ、通常之等ノモノニ向テ宣誓言ナレ、然レモ錯誤ヨリテ宣誓言セシムル
アリ、錯誤ハ刑事訴訟法百三十二条、百三十四条ニ該當スルモノトシテ宣誓言セシムルナレ、然レトモ
錯誤ノ場合ハ親族ノ係屬ヲ誤リ又ハ裁判所ニ誤ルナリ、又本人虚偽ノ陳述ヲナスナリ又
尸籍ノ謄本ヲ偽造スルナリ之レト同シ、百三十四条ノ場合ニモ惹起スルナリ、即チ廢止裁判所
ニ出訴セシメテ陳述シ又ハ殊更ニ十八歳以上ナリト陳述シタルニヨリ錯誤言フ當該官吏ハ法
律ノ規定ヨリ宣誓言フナラシムルモノトシテ之レヲ為サレタル場合アリ、斯カル場合ニ於テ証人鑑
定人通常トシテ法律ノ制裁ヲ受クヘキモノナリヤ否ヤ、此点ニ于テ議論岐ハ錯誤ヨリテ之レヲ
右セシムルモ實際之レヨリテ証人ヨリトナルヲ得ス、故ニ法律ノ規定(一三三、一三四)ノ内ニ種々、
之レノ内ヨリ中ニハ十八歳未満ノ幼者又ハ狂者ニシテ証言ヲナス能ハサル場合アリ、即チ實際
無能カナルモノアリ、又他ノモノハ無能カニテ一一般ニ信用ヲ置クコト能ハサルモノアリ、一ノ刑事上ノ判
裁トシテ証人トナル權利ヲ剥奪スルナリ、或ハ當該事件ニ直接又ハ間接ニ利害ヲ係ル有スル
カ為シテ其等ノモノ、証言ヲ宣誓言フヨリ徵スルコトハ不道理ナリ、即チ恰モ被告ニ向テ宣誓言
テ犯罪ヲ自白セシムルト全ク無理ナリ故ニ殊ニ且宣誓言スルヲ免除スルナリ、斯クノ如ク種々場合
アリテ一概ニ言フヲ得ス、之レハ區別スルヲ要ス、先ツ宣誓言証言ヲナス付キ、全然無能
カナル幼者狂者、如キモノハ錯誤ヨリテ宣誓言フナラシムルモ犯罪トナラズ、即チ何チ証人

トナルトシ、斯ノ如キモノハ統テシテ無責任ナリ故本条ノ場合ハ無罪ナリ、然レモ他ノ
場合例ヘリ宣誓シテ証人トナルル者ハ其ノ權利ヲ侵害セザルモノトシテ權利アリト稱シテ宣誓セ
ル場合又ハ民事原告被告人親族等ニシテ是等ノモノニ付テハ証言ヲ為サザルハ無理ナリ
トテ特ニ宣誓ヲナラシメサル場合ニ自分ヲ詐シ贋本ヲ偽造シテ宣誓セル場合ハ前場合ノ如ク
全ク無能力ニテ証言ヲ為サザルモノトシテ故ニ斯クノ如キ場合ハ宣誓口頭ニシテ宣誓トス
然レモ現今ノ通説ハ前場合ノ如ク後場合トテ同ク法律ノ要求スル所ヲ充タスモノニアラス
シテ無罪トナス、尚刑事訴訟法百五十五條百五十六條ノ規定ヨリハ(民事訴訟法ニモ亦規定
アリ)又ノ如キ場合於テ証言ヲ拒ムコトヲ得ルモ之ヲ拒マズシテ証言スルハ
法律ノ所謂宣誓シタル証人等トシテ何等ノ責ナル所ナシ、

尚問題トナルル若シ証言ヲナセル場合ニ於テハ自己ニ利益ヲ生ズ其ノ利益或ハ自己ノ名譽
守信用ヲ害シ又自己自ラ犯罪トシテ処分ヲ受ケサルヘカラサルカ如キ場合ニ於テ虚偽ノ陳述ヲ
ナセルハ犯罪ノ主体トナルコトヲ得ルヤ否ヤ、陳述等ハ虚偽ナルヨリ犯罪トシテ場合ハ犯罪ノ主体
トナルヲ得ルヤ、例ヘバ女通罪又ハ破産詐行為ヲ目撃シタルト云フカ如キ或ハ自ラ被告人トシテ証
言スルハ自ラ加エタルヲ陳述セザルヘカラサルコトナリ今時ニ許ラレバ時ニ虚偽ノ陳述ヲナスル者
キ場合ニ本罪トナルヲ得ルヤ、之亦困難ト問題ナリ、通自己ノ名譽ヲ失ハカ如キ場合ハ本罪ト
シテ得ルコトナリトモ自ラ被告人トナルカ如キ場合ニハ証人等トナルコトヲ得ル、何トナレハ被告人トシテ

自白セルトシテナリ、故ニ主体トナルコトヲ得ストナス、又他ノ説ハ偽証ヲナセルモノトシテ処罰スル
ト論ハ、通説ハ被告人自ラ証人トナルコトヲ得トセリ、何トナレハ被告人自白セルコトヲ強カ故ナリ、而
シテ亦未被告人ハ宣誓セザルコトヲ得スト、原則ニテ是ナリ。

(二) 犯罪ノ行為 虚偽ノ陳述 鑑定及通訳ヲナシタルヲ安ス、虚偽トハ眞實ニ違反セル

ナリ、此眞實トハ目的ニ存ス、以冬觀的ニ存スルコト外界ニ存スルコト内界ニ存スルコト之ニ對スル
証言即チ内外界ノ眞實トシテ陳述シタル鑑定通訳ヲナス付キ知ルコトヲシテ、知ルコト
ニ付キテハ一場合アリ、眞實トセザルハ内外界ノ對照ト、知ルコトカ殊更ニ齟齬スル場合トシテ
シテ齟齬スル場合アリ、即チ二個ノモノヲ對照シテ証言ヲ得ル目的物ト對照シテ一致スルヤ
否ヤヲ見出ス即チ目的内外界ニ存スルモノアリ之レト知ルコト一致ナリ能ク眞實トシテ
合ヤトシテトル、故或物ハ客觀的ニ眞實ト陳述等一致セル場合ニモ全ク偽証偽鑑定偽
通訳トナルコトヲ得ルコトヲ得ルコトナリ、即チ客觀的ニ眞實トシテ眞實トシテ眞實トシテ
ハコト、例ヘバ金ヲ眞實ニ借りテ返却セリ之事トシテ然ルニ証人タルモノハ之ヲ忘却シ本末
借リタルコトヲ信シ又返却セルコトヲ信シテ之ヲ不實ノ陳述ヲ為サント欲シ人自ラ自己ノ
知覺ト違反セルコトヲ速フルカ如シ或ハ証人カ、被告人カ殺セルコトヲ見居リテ拘ハラヌ之ヲ見ス

ト信シノルモ却テ偽リヲ爲サント欲セシカ之レ却テ眞實ナル場合ノ如シ、主觀主義ノ人ハ斯ク
如キ自己ノ知覺セルヲ及セルヲ陳述セルニ依リ偶々事實ト符合スルモ犯罪ハ構成ストナス、
然レハ一般ノ通説ヨリハ証言者ト其目的物トハ知リ且ツ齟齬セルヘカラス及令不實ノ陳述
ナリト信スルモ實際ニ符合スル時ハ犯罪トナスト爲ス、

目的物ハ内外界ニ存ス、外界ノ事實ハ五管ニ觸ルモノナリ内界ノ事實ハ自己ノ感覺ナリ
判斷ナリ、外界物ニ對シ自己ノ判斷即チ目的物ナリ之レ判斷ト偽リテ發表スルト外界ノモノニ對
スルト合意義ニ亦罪構成ストナス、証言等ノ陳述ニ付テハ民事訴訟法ニ於テ前ニ宣誓
スルアリ又ハ後ニ宣誓スルアリ、後ニ宣誓スルハ總テ以上ノ事實ハ眞實ナルトスルヲカ豫メ
宣誓スル場合ハ二ツノ意味アリ、或ハ之レヨリテ眞實ヲ保證スルト、一ノ約束トシテ眞實ニ述
ブルアリ、故ニ陳述ニ付テ法律ノ規定ニヨリテ刑罰百三二条ハ必シク刑法ト衝突サルカ如シ、陳述セ
ルト附加セラルト、黙秘セラルトアリ、然レハ刑法ニテ陳述ノ場合ニテ規定ナリ、然レハ刑法
ノ精神ハ刑事訴訟法ノ場合ト合シテ亦虚偽ノ陳述トナレリ、畢竟虚偽ノ陳述ニハ彼此
ノ間ニ相違ヲ發見セス、然レハ不實ニ付テ減シシ又加フルトハ証言等ノ意味ニ變更シ生カ
人トナラサレヘカス、故ニソノ有無ニ不拘變更ノ生セサレハ減スモ又加フルモ亦罪トナラス、之レヲ記
言等ト對照シテ吟味セラルヘカス、通常ノ場合ハ刑事民事行政軍衛等ノ裁判所於テ其レ

ノ場合ナリ、且官廳ノ法律ノ規定ニヨリテ該官廳ナルトテ安ス、故ニ筋違ヒノ官廳ナ
ル陳述ハ本罪ヲ構成ス、即チ官廳筋違ヒナレハ不可ナリ、然レハ官廳筋違ヒハ例ハ刑事ノ行
行ノ守テ判テ之レ屬スヘトモテハ裁判所ニ陳述スルカ如キ本罪ノ構成ヲ妨グス、之レ蓋シ官
控トハ証言ヲ徵スルトテ得ル裁判所ニテナレリ、斯クセサレ後ニ至リ官廳筋違ヒナレハ偽記罪ヲ
構成セサルトナリ、多クノ場合於テ無罪トナレヌナリ。

(三) 犯罪ノ意思、 虚偽ノ鑑定ヲナレテ知ラサルヘカラス、意外ナルカ如キ場合ハ犯罪
罪トナラス、其場合ニ偽証ノ意思モ亦其中ニ入ルヘキナリ。

(四) 処分、 旧刑法ハ自首トシ新刑法ハ自首トセリ一審ノミナラスニ二審ニ至リテモ之レヲ向
状スルヲ得、然レハ一方ニ放テ置テハ人時ニ他方ニ放テ置テ非常ナル危険ヲ有ク、何トモハ如斯ク
果シ犯罪ノ覺悟スルノ傾向アルナリ。

第二十一章 証言ノ罪

証言トハ刑事若シテ懲戒ノ処分ヲ受ケル目的ヲ以テ之レヲ受ケヘキ事項ヲ申告
スルナリ、

(一) 犯罪ノ目的、 人ノ刑事又ハ懲戒ノ処分ヲ刑罰事項ニテ係スルヲ要スル刑